

修士論文

「尾張藩の忍びに関する基礎的考察

―甲賀五人の再検討と近松茂矩の忍者関係史料分析―」

三重大学大学院 人文社会科学研究所 地域文化論専攻

学籍番号 110M1101 氏名 郷原 匠

「尾張藩の忍びに関する基礎的考察

— 甲賀五人の再検討と近松茂矩の忍者関係史料分析 —

二二〇—二〇一 郷原匠

【目次】

《はじめに》・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・一頁

《第一章》 甲賀五人の再検討

〈第一節〉 制度面からの考察・・・・・・・・・・四頁

(一) 出自・・・・・・・・・・・・・・・・四頁

(二) 設置期間・・・・・・・・・・六頁

(三) 構成員・・・・・・・・・・一〇頁

(四) 支配頭・・・・・・・・・・一一頁

(五) 給禄と格式・・・・・・・・一四頁

〈第二節〉 職掌面からの考察・・・・・・・・一五頁

(一) 鉄砲関係・・・・・・・・一六頁

(二) 隠密御用・・・・・・・・二〇頁

〈第三節〉 他の忍びとの比較・・・・・・・・二二頁

(一) 御土居下忍び・・・・・・・・二二頁

(二) 上野家と柘植家・・・・・・・・二三頁

(三) 幕府・他藩の忍び・・・・・・・・二五頁

《第二章》 『渡辺俊経家文書』からみる兵法

〈第一節〉 忍術・・・・・・・・・・二七頁

〈第二節〉 居合術・弓術・・・・・・・・二九頁

〈第三節〉 馬術・・・・・・・・・・三〇頁

〈第四節〉 鉄砲術・火術・・・・・・・・三二頁

〈第五節〉 体術・水上術・楠木流兵法・・・・三六頁

《第三章》兵学者・近松茂矩

〈第一節〉近松茂矩の生涯・・・・・・・・・・・・・・・・三八頁

〈第二節〉近松茂矩と忍び・・・・・・・・・・・・・・・・四二頁

《第四章》近松茂矩の忍者関係史料分析

〈第一節〉『孫子』用間篇の解釈・・・・・・・・四六頁

(一) 伊賀伝・・・・・・・・四八頁

(二) 甲賀伝・・・・・・・・五六頁

〈第二節〉『用間加条伝目口義』からみる忍術・・・・・・・・六四頁

(一) 伊賀忍術・・・・・・・・六五頁

(二) 甲賀忍術・・・・・・・・六九頁

《おわりに》・・・・・・・・七四頁

《註》・・・・・・・・七七頁

《表》

(一) 木村家の変遷・・・・・・・・八五頁

(二) 鉄砲関係の記述(元禄期〜享保期)・・・・・・・・八六頁

(三) 近松茂矩関係史料・・・・・・・・八七頁

《翻刻史料》平学先生略伝・・・・・・・・九四頁

## 《はじめに》

二〇一二年六月、三重大学において伊賀地域の産業や文化などを研究する「伊賀連携フィールド」が設置されたことをきっかけに、本格的に忍者研究が進められてきた。日本史上に存在した忍びはどのような存在だったのか。小説や漫画、アニメで活躍する超人的な忍者像はいかなるものか。実生活において忍術をどのように活かせることができるのかといったことに焦点が置かれ、歴史学、文学、医学、工学分野などの知見から様々な忍者像が解き明かされてきた。まさに文理融合型の学際的な研究が推し進められてきたのである。二〇一七年には「国際忍者研究センター」が設立され、翌年には「国際忍者学会」も結成された。これまでキワモノ扱いされてきた忍者が本格的に学術研究される時代が到来したといえよう。

その時流の中で、近年、江戸期に幕府や各藩に仕えた忍びの史料が全国各地で発見されつつあり、藩政史料における忍び関係の記述が再注目されている。それらの史料を手がかりとして、現在までに、幕府に仕えた伊賀者、福井藩、徳島藩、熊本藩における忍びの実像が明らかになっている<sup>1</sup>。近世の忍びについて制度面・職掌面の観点から考察を行うことは、現在の忍者研究において一つのトレンドとなっており、本稿ではその研究手法に則り、尾張藩の忍びに焦点を当ててその実像を明らかにしていきたい。

尾張藩の忍びに関する研究で名高いのは、岡本柳英による研究であろう。岡本は特に「御土居下忍び」についての考察を深め、その実像を明らかにした<sup>2</sup>。その内容については、第一章で詳しく言及するのでここでは省略する。また岡本は、尾張藩初代藩主である徳川義直、四代吉通、七代宗春に仕えた隠密、忍びの存在についても、ごくわずかではあるが考察を行っている<sup>3</sup>。まさに尾張藩忍び研究のパイオニア的存在といえよう。

そして尾張藩の忍び研究が本格的に進められるきっかけとなったのが、『渡辺俊経家文書』という一五〇点以上の古文書群の発見である。この古文書は、尾張藩に仕えた甲賀出身の忍び、通称「甲賀五人」の構成員の一家である「渡辺家」に関する史料である。その子孫、渡辺俊経氏にちなんでその名前が付けられた。起請文をはじめ、系図や御触書、豊富な兵法関係の史料が収められている<sup>4</sup>。

その甲賀五人研究の先駆者といえるのが、鬼頭勝之である。鬼頭は、尾張藩関係史料や「甲賀五人文書」と呼ばれる史料<sup>5</sup>を用いて、甲賀五人の出自、構成員、職務、支配頭の木村奥之助の存在を明らかにした。また木村奥之助と構成員の一家「神山家」の出身地も明らかにした<sup>6</sup>。

その後、鬼頭のあとを引き継ぐかたちで、服部勲が甲賀五人の研究を進めた。服部は、残る四人の出身地を特定すべく甲賀での現地調査に励み、その中で『渡辺俊経家文書』の存在を確認した。聞き取り調査や古文書分析をする中で、ついに残る四家の出身地を特定することに成功した<sup>7</sup>。

その後も、渡辺俊経や磯田道史を中心として、甲賀市や甲賀忍術研究会などにおいて『渡辺俊経家文書』の更なる調査が行われている<sup>8</sup>。以上の通り、甲賀五人に関する研究は在野において豊富に行われてきた。甲賀五人の存在を明らかにし、フィールドワークを通してその出身地を特定したことは評価に値する。しかしそれらの研究は、甲賀五人単体に焦点を当てた研究であり、甲賀五人が尾張藩においてどのような存在であったのか、また他藩の忍びと比較した時に、近世忍者史における彼らの立ち位置がいかなるものだったのかといった、広い視野からの分析は全くなされていない。忍者研究が進展する中で、このような位置付けの明確化は重要になってくる。

そこで本稿では、第一章において、先行研究の成果を踏まえつつ、甲賀五人について制度面・職掌面からの再検討を行う。その後、岡本氏の先行研究や、最新の忍者研究を踏まえて、尾張藩に仕えた他の忍び（御土居下忍び、上野家、柘植家）、幕府や他藩に仕えた忍びとの比較を行い、尾張藩における甲賀五人の存在意義や近世忍者史における位置付けを明確にしていく。

続く第二章では、『渡辺俊経家文書』に記された兵法の詳細について検討し、甲賀五人について新たな視座を得ることを目的としたい。渡辺家は、忍術をはじめ、居合術、弓術、馬術、鉄砲術、火術、体術、水上術、楠木流兵法を修得していた。それらの詳細について兵学的な観点から考察することによって、制度面や職掌面からの分析だけでは見えてこない甲賀五人の新たな実像を探っていく。

また尾張藩の忍び研究が推し進められる中で、新たにスポットライトを当てられた人物がいる。それが「近松茂矩」である。本稿では彼の生涯にも焦点を当て、甲賀五人の支配頭・木村奥之助と兵法家・竹之下平学頼英との交流について検討を行う。また近松が著した忍者関係史料の分析も行っていきたい。最近の忍者研究の動向として、忍びと関わりの深い兵学者や忍びに関係する兵学書の内容を分析し、近世の兵学思想という広い枠組みから、忍びの新たな実像を探る研究手法が提案されており、本稿はその先駆けとしての意味を持つ。

近松は江戸時代中期（元禄九年（一六九七）～安永七年（一七七八））に生きた尾張藩の兵学者であり、四代藩主吉通の遺命をうけて、一全流兵法を創始したとされている。また長

沼流兵法も修得した。ここまでは先行研究で明らかになっているものの、近松が忍びと関わりの深い人物であり、数々の忍術書を著したことは、あまり知られていない事実である<sup>9)</sup>。

こうした近松の生涯については第三章で詳しく検討する。加えて近松は、木村奥之助から甲賀忍びの過去・現在・未来について講義を受けた。それらの内容については、新史料『忍未来記』<sup>10)</sup>を通して概説したい。また近松に伊賀忍術を教えた竹之下平学頼英についても、その生涯や実像がこれまでに明らかにされてこなかった。わずかながらであるが、彼についても新史料『平学先生略伝』<sup>11)</sup>に拠って考察を行いたい（翻刻史料に掲載）。

そして第四章では、近松茂矩が著した忍者関係史料の分析を行う。特に『用間伝解』<sup>12)</sup>と『用間加条目口義』<sup>13)</sup>という二つの史料を中心に取り上げたい。これらの史料は、いわば木村・竹之下両者の講義録のようなものであり、前者は、『孫子』用間篇に対する伊賀・甲賀間での解釈について、後者は、『孫子』用間篇の戦略を適切に実行するために、伊賀・甲賀で編み出された実際の忍術について詳述されていることが特徴である。本稿ではその内容を丁寧に読み解き、その実態を探っていきたい。

第一章から第四章を通して、尾張藩の忍びについて総合的な分析を行うことで、その実像をより明らかにし、加えて新たな忍者研究の手法を提示したい。なお本稿では、歴史系論文という性格上、一般的に呼称される「忍者」という表記は用いず、「忍び」という表記を採用することとする<sup>14)</sup>。

## 《第一章》甲賀五人の再検討

本章では、尾張藩に仕えた甲賀出身の忍び「甲賀五人」について、先行研究に拠りつつ、『渡辺俊経家文書』や尾張藩関係史料を用いて再検討を行っていく。

尾張藩は水戸藩や紀州藩と並ぶ御三家の一つであり、知行高は六一万九五〇〇石。名古屋城を藩庁として構え、尾張国一円と三河・美濃・信濃・近江・摂津国の一部及び木曾山林を領有した。徳川家康の九男・義直を藩祖とし、義直以降は、二代光友、三代綱誠、四代吉通、五代五郎太、六代継友、七代宗春、八代宗勝、九代宗睦、十代斉朝、十一代斉温、十二代斉莊、十三代慶臧、十四代慶勝と藩主が続いた<sup>15</sup>。

そんな大藩として名を馳せた尾張藩に仕えた甲賀五人とは、一体どのような存在だったのだろうか。まずは制度面と職掌面の観点から分析を行い、その後、他の忍びと比較検討することで、尾張藩における彼らの存在意義について明らかにしたい。

### 〈第一節〉制度面からの考察

本節では、尾張藩に仕えた甲賀五人について、制度面からの考察をおこなう。「はじめに」でも述べた通り、鬼頭勝之や服部勲の研究によって甲賀五人の存在が明らかとなっている。それらの先行研究も踏まえつつ、甲賀五人の出自、設置期間、構成員、禄高・格式について、再度検討を行っていききたい。

#### (一) 出自

まずは出自である。これについては鬼頭勝之も言及しているように<sup>16</sup>、二代藩主光友の治世時に、支配頭であった初代木村奥之助の取り次ぎによって召し抱えられたことが、『尾藩世記』<sup>17</sup>の記述からうかがえる。

#### 〔史料一〕『尾藩世記』四

(延宝七年)二月二十九日、甲賀者五人を召抱えらる、前代より奉仕せしか、後年中絶せしを、今回再興せらるゝといふ、先考奉仕の系統を尋ね、召仕ハれけり、是より年々

城下ニ交代せり、甲賀ハ近江国甲賀郡の者なり、(傍線は引用者、以下同様)

この史料は明治期に成立しているため、史料の信頼性についてはあまり高くない。しかし『昔咄』や『金城温故録』といった、同時代史料でも同様の記述が確認できたことから、甲賀五人は延宝七年(一六八九)二月二十九日に召し抱えられたと判断してよいだろう<sup>18)</sup>。

ここで注目したいのは、傍線部における「前代より奉仕せしか、後年中絶せしを、今回再興せらるゝといふ、」という記述である。「前代」というのは、初代藩主・義直のことであり、記述が正しければ、義直の治世時に忍びが抱えられていたことになる。それについては、『昔咄』<sup>19)</sup>に、「源敬様の御時、甲賀忍の者を十七人御かゝ多ありしが、」という記述があり、召し抱えられた年代、具体的な構成員、職務については不明であるが、義直治世時に甲賀忍びが一七名ほど召し抱えられていたことがうかがえる。

そのことに関して、岡本柳英が興味深い指摘をしている。岡本は、義直が忍びを召し抱えるようになった理由として、岡崎藩主である水野監物が忍び二名を遣わし、無断で名古屋城の堀を測量される事件が起きたからであると述べている<sup>20)</sup>。その事件の概要は以下の通りである<sup>21)</sup>。

#### 〔史料二〕『明良洪範』卷十三

尾張大納言殿御在国の時は、家士に甲冑を着せ陣押調練有る由、監物聞き及び、或御在国の年、忍びにて供の士二人を連れ名古屋城下へ行き滞留して様子を聞くに、一向其様子無し、是に因ておちこち見物に出ける時、細き縄の先へ鉄砲玉を付けたるを取り出し城の堀へ下り水の浅深を量り見ける折柄、大納言殿櫓より御覽有て近習の士に仰付られけるは、あれ見よ、縄を下して堀の浅深を量る者ありかれは岡崎の監物に相違有べからず、誰にもせよ吾居城の堀の深浅を量る事不届也、討取るべしと下知し給ふ、監物は兼て思ふに堀の深浅を量らば誰にか見咎みられし事必定也、見咎められては申開きは無しと、初より其用意に逸物の馬を七疋道中所々へ置ければ、深浅をはかり仕舞や否や急ぎ町逃れ迄走り来りかの馬に乗り、道中乗りかへ乗りかへ岡崎へ帰着しける、尾州家の士十人ばかりにて追駈しが間に合ずして名古屋城へ帰りける、扱監物は右の通り名古屋城下并に家中の様子等密々見分仕候所、別義これ無き旨封書を以て江戸表へ注進に及ぶ、江戸にては監物事は神君の御遺訓を厚く心掛し者也とて厚く御賞美あり。

義直が家臣に対して武芸稽古を奨励しているという噂を聞いた、岡崎藩藩主・水野監物は、忍び二名を引き連れて名古屋城に潜入したものの、その様子は全く感じられず、見物ついでに、鉄砲玉を付けた細い縄を用いて名古屋城の堀の深さを計測した。それを見つけた義直は、勝手に堀の深さを測るとは言語道断だとして、家臣に水野一行を召し捕らえるように命じた。しかし水野一行は、道中に優れた七匹の馬を事前に用意していたことから、義直の家臣に捕まることなく、無事に岡崎城に帰還したという。この潜入捜査で収集した名古屋城下の情報は幕府に注進され、水野監物は褒美を頂戴したという。

水野一行が名古屋城の堀の深さを勝手に計測し、見つかってもおなほ、用意周到な準備によって難を逃れたという出来事である。ちなみに『忍秘伝』には、縄に目盛りを付けて堀の深さを測る方法が記されており、今回の事件もそのような測定法を用いたのだろう<sup>22</sup>。

その後義直は、元和二年（一六一六）に目付役の制度を定め、家臣一同の行動を監察した<sup>23</sup>。これは『明良洪範』<sup>24</sup>に「(前略)尾州一国遊女を禁ぜらるゝ時、目付・横目を仰付られしと也、」との記述があることから、遊女の元へ通う家臣達を監視するために、目付や横目が派遣されていたことを理解できる。

しかしながら、計測事件や目付・横目設置に関しては、具体的な年代が特定できず、加えて『明良洪範』自体が明治期に成立した史料であることから、信ぴょう性に欠ける。また岡本は、一七名の甲賀忍びには言及しておらず、「目付・横目」を忍びとみなしている。確かに目付・横目も斥候の一部に含む場合もあるため、広義の意味では忍びとみなすこともできるが<sup>25</sup>、本稿ではそれらを取り上げることとはしない。

岡本の説が正しければ、①堀の計測事件↓②目付・横目の設置（甲賀忍び一七名の設置）↓③（甲賀忍び）断絶↓④甲賀五人の設置、という順番になるが、現時点ではその説を採用することはできない。義直が藩主を務めた江戸時代初期は、いまだ戦国の気風が漂う時代だったことから、それに合わせて甲賀忍びが召し抱えられたと考えるのが妥当である。一度召し抱えは断絶するものの、何らかの必要性が生じて、光友の治世時に甲賀五人が召し抱えられたのである。その理由については後ほど検討したい。

## （二）設置期間

次に甲賀五人の設置期間について検討する。本項では、『渡辺俊経家文書』所収の起請文をはじめ、甲賀市所蔵「達シ書并願留」など、新史料を用いて考察を行っていきたい。

まずは設置始めである。これについては、「(一) 出自」でも述べた通り、延宝七年(一六八九)二月二十九日であると断定できよう。初代藩主・義直の治世時に一七名の甲賀忍びが召し抱えられており、一時期断絶したものの、二代光友の治世時に再度の召し抱えということ  
で甲賀五人の採用が決まった。

その後については、召し抱えられる際に、甲賀五人が尾張藩役人に対して提出した起請文  
を手がかりに推測したい。一例として元禄一三年(一七〇〇)の起請文前書を紹介する<sup>26</sup>。

〔史料三〕「御忍役人起請文」

一、尾張中将様御忍役人御用之節へ、早速致参着、大将之兼下知、弥無別心仲満之遂相  
談、雖為其法陰陽ノ用間・天人地之計策・神貴仏敬之妙術を勘、専軽命、勿論  
守蜜法御役儀相勤可申候、況常々稽古疎略不仕、互ニ致吟味、工夫專一ニ可仕候  
事、

一、御軍用之砌、拙者不慮ニ相煩御用ニ達不申候ハ、連判之者罷出御用ニ立可申候、  
為其判形加申候御事、

一、如此隱蜜ニ契約仕置候通、父子兄弟朋友たりと云とも語り申間敷御事、右ヶ条之  
趣、急度相守可申候、急度相守可申候、猥令流布候敷、御役儀疎略仕候ハ、

天照皇太神宮

春日大明神

八幡大菩薩

摩利支尊天

油日大明神

五社之御罰深厚可蒙者也、仍神文之状如件、

元禄拾三<sup>庚</sup>辰三月

本人

加判

木村奥之助殿

この起請文は、元禄一三年(一七〇〇)三月に、甲賀五人の構成員である渡辺家から、支配  
頭である木村奥之助に提出されたものである。その内容は、①藩主の命令に対しては仲間と  
協力して成し遂げ、日々の稽古に關しても、決して怠ることなく吟味・工夫して一生懸命励  
むこと、②本人が不慮の理由で出仕できない時には、代わりに仲間が出仕すること、③職務

内容については親や兄弟、友人にも決して漏らさないこと、以上の三ヶ条を藩に対して誓約し、もし誓約を破った場合には、天照皇太神宮・春日大明神・八幡大菩薩・摩利支尊天・油日大明神の五神から天罰を蒙るといった内容となっている。

これらの起請文は、元禄一三年（一七〇〇）のものが一つ、享保六年（一七二二）のものが二つ、享保一〇年（一七二五）のものが二つ、明和九年（一七七二）のものが一つ、寛政九年（一七九七）のものが一つ、文政九年（一八二五）のものが一つ、文政一二年（一八二八）のものが一つ、以上、九点を確認することができた。内容については差出人や文章表現に多少の違いはあるものの、ほとんど変化はない。すなわち甲賀五人は、延宝七年（一六八九）二月二九日から文政一二年（一八二八）までの間、存続していたと考えることができる。

次に、甲賀市所蔵「達シ書并願留」の記述を確認したい。これらの史料は、文政三年（一八二〇）のものが一つ、文政八年（一八二五）のものが一つ、天保一三年（一八四二）のものが一つ、以上三点確認できた。甲賀五人の構成員が自身の病気や老齢のために、出仕役を自分の息子に交代したいことを、仲間や支配頭の木村家、尾張藩役人である御鉄砲玉菓奉行衆に申し出ている様子がうかがえる。一例として、天保一三年（一八四二）の史料を紹介する<sup>270</sup>。

#### 〔史料四〕「達シ書并願留」

望月官三郎

病氣願

私シ義、

天保六末年為御忍役御出入ニ

被召抱、当年迄八ヶ年御奉公相勤、今般大病ニ相煩歩行茂出来不申候、

御出入ニ被 仰付年々御金頂戴仕御重恩之段、重畳難有仕合ニ奉存候、為差御用

茂不相勤、大病ニ取合残念ニ奉存候、忝同苗哥之助儀未何之御地江も罷出不申候

得共、当年十六歳ニ罷成私家芸伝授仕置候間、私シ返り

御出入ニ被 召抱被下置候様奉頼候、尤■江茂堅ク遺言仕置候、右之趣被 仰達

可被下候奉願候、以上、

望月官三郎

重押（花押影）

天保十三寅年

十月日

渡辺新左衛門殿

神山与左衛門殿

木村文八殿

渡辺善右衛門殿

甲賀五人の構成員であった望月官三郎は、天保六年（一八三五）から八年間召し抱えられていたが、病気のため歩行も困難になったことから、出仕役を今年十六歳になる息子の哥之助に交代したい旨を、仲間である渡辺新左衛門、神山与左衛門、木村文八、渡辺善右衛門に願い出た。これに対して四人は、その交代願いを認めてもらうべく、支配頭・木村奥之助をはじめ、尾張藩役人・徳光弥太郎、天野内蔵七郎、雑賀孫兵衛、都築理右衛門に願留を提出している<sup>280</sup>。

〔史料五〕「達シ書并願留」

奉願口上之覚

望月官三郎

右官三郎儀、天保六末年方当寅年迄八ヶ年之内

御国江御出入仕段々御厚被成下難有仕合ニ奉存候、併為差御用茂不相勤、今般

大病相煩、歩行難仕候間、何之悴同姓哥之助儀、当年十六歳ニ罷成、家芸父官

三郎ニ不相劣仕候間、何卒父官三郎

御国御出入

御免被 仰付悴哥之助御振替被下、此後御用等被

仰付被下置候様仕度旨、官三郎私シ共迄奉願呉候様ニと申聞候、何卒相叶候様

宜被 仰達可被下候、以上、

渡辺善右衛門

実名書判

天保十三寅年

木村文八

十月

同

神山与左衛門

同

渡辺新左衛門

同

徳光弥太郎殿

天野内蔵七郎殿

雑賀孫兵衛殿

都築理右衛門殿

木村奥之助殿

文政三年（一八二〇）、文政八年（一八二五）の史料もほぼ同様の内容であった。以上より、甲賀五人は江戸時代後期まで存続していたことが明らかになった。

幕末期についてはどうだろうか。『渡辺俊経家文書』には、「本藩御触書写」<sup>29</sup>という史料が所収されており、これは元治元年（一八六四）、甲賀五人の構成員である渡辺捨三郎が尾張藩からの御触を書き写したものである。内容としては、当時の尾張藩主であった徳川義勝の指揮の下行われた、第一次長州征伐に際して<sup>30</sup>、その心得、陣場や備蓄品の準備、隊列の形態について詳細に記されている。甲賀五人が動員されていたのかどうかは不明であるが、少なくともこの史料の実在によって、渡辺捨三郎が尾張藩に召し抱えられていたことの証拠になるだろう。

設置終わりについては、それを裏付ける史料が見つかっていないため不明である。すなわち甲賀五人は、現時点において、延宝七年（一六八九）二月二十九日から幕末期にかけて召し抱えられていたと判断してよいだろう。

### （三）構成員

続いては甲賀五人の構成員について検討する。鬼頭勝之の研究<sup>31</sup>によって甲賀五人は、①渡辺家、②渡辺家（①の分家）、③神山家、④木村家、⑤望月家、で構成されていたことが判明した。このことについては、名古屋城の歴史について記された同時代史料『金城温故録』<sup>32</sup>にも、「忍術師 甲賀之者五人 渡辺・渡辺・神山・木村・望月」といった記述が存在することから、信ぴょう性は高いと考えられる。

江戸時代後期における構成員の全容については、「達シ書并願留」<sup>33</sup>において把握可能で

ある。文化一一年（一八一四）時は、「望月弥作・渡辺善右衛門・木村源之進・渡辺新右衛門・神山与左衛門」。文政三年（一八一九）時は、「望月弥作・渡辺善右衛門・木村源之進・渡辺新左衛門・神山与左衛門」。文政八年（一八二四）時は、「望月弥作・渡辺善右衛門・木村文八・渡辺新左衛門・神山政吉」。天保一三年（一八四二）時は、「望月官三郎・渡辺善右衛門・木村文八・渡辺新左衛門・神山与左衛門」というメンバーで構成されていたことが分かった。江戸時代中期の構成員については、それを把握できる史料が残されていないため、現時点では特定不可能である。しかし尾張藩に提出した起請文を手がかりに探してみると、新たな別家が甲賀五人の構成員になっている事例は見つからなかった。したがって五家全てが、江戸期を通して血筋が絶えることなく存続していたと考えられる。

次に五家それぞれについて、渡辺俊経の研究に拠りながらその詳細を見てみよう<sup>34</sup>。まずは望月家である。望月家は、甲賀望月氏の系譜に沿っており、甲賀郡塩野村に居住し、馬術や武道に長けていたとされる。召し抱えの初代は望月甚太夫とされ、彼の父親は甲賀百人組の与力として武士身分となっている。渡辺家は、甲賀郡杉谷村出身で、鉄砲術を得意としていた。召し抱えの初代は渡辺三之助とされるが、「渡辺家系図」<sup>35</sup>を見ると、それ以前に渡辺権右衛門・平右衛門という人物が「権右衛門 仕尾州太守」「平右衛門 仕尾州太守」ということで、尾張藩に仕えていたことが確認できる。これは義直時代に召し抱えられた一七名の甲賀忍びの一人ではないかと推測できる。もう一つの渡辺家は分家である。いつ分家したのかは分かっていない。同じく甲賀郡杉谷村に居住し、薬草や毒薬の扱いに精通していたとされる。召し抱えの初代は渡辺権右衛門という人物である。木村家は、支配頭・木村奥之助の分家であるとされ、甲賀郡杣中村に居住し、山伏としても活動していた。召し抱えの初代・木村文四郎は木村奥之助の兄弟の四男であると考えられている。神山家は、望月家と同様に甲賀郡塩野村に居住し、また木村家と同様に山伏として活動していたことがあった。召し抱えの初代は神山市右衛門という人物である。

以上、望月家、渡辺家、渡辺家、木村家、望月家の詳細を見てきた。次項では、彼らを束ねた支配頭・木村奥之助について検討したい。

#### （四）支配頭

ここでは甲賀五人の支配頭である木村奥之助について検討する。初代木村奥之助については、鬼頭勝之によってその存在が示され、彼の出身地が甲賀郡下磯尾村であることを特定

すると共に、その子孫が代々名古屋城下に在住していたことを明らかにした<sup>36</sup>。その後服部勲は、初代木村奥之助が、甲賀郡下尾村の山伏家「奥之坊」の家系にあることを確認し、江戸初期にその次男が、飯道山の麓にある杣中村に、分家「圓福坊」を創設したことを明らかにした<sup>37</sup>。平成三〇年（二〇一八）には、磯田道史によって、杣中村にある圓福坊の初代と二代の墓石が見つかっている<sup>38</sup>。本項ではそれらの先行研究に拠りつつ、尾張藩関係史料を手がかりに、その実像をより深く探っていきたい。なお「木村奥之助」という名前は襲名されているものの、兄弟間や息子の代においては、別名となっている事例が見られるので、以降、便宜を図って「木村家」と表記する。

甲賀五人の結成に際してその取り次ぎ役となったのが、初代木村奥之助である。彼については『尾藩世記』<sup>39</sup>に、「昔咄云、是ヨリ先、甲賀ノ山伏木村奥之助ト云モノ、清寿院ヲ以仕ヘテ請フ、此者南木流軍法并練筒田村矢ヲ工夫セリ、又家伝ノ忍術ヲ申立タリ、故鉄砲打トシテ召抱ラル、之ニ便リテ甲賀の者五人召抱ヲ請フ、」という記述が存在する。甲賀の山伏（奥之坊）であった初代木村奥之助は、清寿院に師事し、楠流軍法や練筒田村矢、忍術を修得していた。その実績によって尾張藩に「御鉄砲打」として召し抱えられ、それに際して甲賀五人も同様に召し抱えられたことがうかがえる。『昔咄』にも同様の記述が見られた<sup>40</sup>。清寿院は名古屋の修験道寺院であり、現在の名古屋市中区大須にその名残を確認することができる。御鉄砲打の詳細については次節で検討する。

その後の木村家については、『藩士名寄』<sup>41</sup>や『士林派洄』<sup>42</sup>といった史料を手がかりに、寛文一二年（一六七二）から文政七年（一八二五）までの変遷を明らかにした（表一）。初代木村奥之助以降、木村小五右衛門、木村兵九郎、木村伊右衛門、木村刑左衛門、木村伊右衛門、木村又左衛門、木村才兵衛、木村熊之助、木村奥之助、木村栄太郎といった人物を特定することができる。役職については、木村小五右衛門の五十人組（頭）、木村刑左衛門の五十人組・御馬廻組を除いて、ほとんどが「御鉄砲打・大筒役」として召し抱えられ、甲賀五人を束ねていたとされる。禄高に関しては、概ね切米一八石三人扶持であり、これは尾張藩の元禄・宝永・享保頃の分限帳<sup>43</sup>にも「御鉄砲打 十八石<sup>三人分</sup> 木村伊右衛門」との記載があることから、ほぼ間違いないと見て取れよう。初代木村奥之助の弟・木村小五右衛門が、五十人組から五十人組頭へ昇進し、二代目木村伊右衛門の息子である木村又左衛門が、御鉄砲打から大筒役へ昇進していることで、給禄が多少上昇している例も見られる。

ここで注目したいのは、初代木村奥之助の弟・木村小五右衛門の存在である。『昔咄』には、木村小五右衛門が、尾張横須賀において浮沓を使った忍術を披露している。また元禄高

野山騒動の際には、高野山に潜入して情報収集を行っていた。その記述は以下の通りである  
44。

### 〔史料六〕『昔咄』第二巻

木村奥之助が弟木村小五右衛門ハ横須賀へめされて浮沓をのりて御覽に入れぬ、首尾よかりし、又鉄炮も田付流を習ふてよく打ちぬ、勿論家伝の忍び等申立にて五十人に被召出、後小頭になりぬ、紀州高野山中騒動の事有り、弥蜂起せば、檢使被仰付、攻めらるべきかの沙汰ありて、浪人等も馳上らん杯といふ程なりし、此時御内々にて小五右衛門に様子可聞合旨、被仰付しに、二日の内に高野山中の絵図等まで委細に書付け指上げし由、

初代木村奥之助の弟・木村小五右衛門は、尾張横須賀において浮沓を使った忍術を披露した。田付流鉄砲にも優れており、その技術の高さから五十人組に召し出され、その後は五十人組頭へと昇進した。また元禄高野騒動の際には、高野山に潜入し、わずか二日間で事件の様子や高野山の地形を調べ上げ、藩に情報提供を行った。

元禄高野騒動とは、寛永期から元禄期にかけて勃発した、堂上灌頂を巡っての対立争いである。高野山の組織である学侶方（主に法論談義や修法観念に努める僧侶）と行人方（諸堂の管理や供花、給仕などの雑用に従事した僧侶）との間で、幕府を巻き込んだ形で激しい論争が行われた。最終的には学侶方が勝利し、六〇〇名以上の行人方の僧侶は、大隅国や薩摩国などへ流罪に処せられたことが明らかになっている<sup>45</sup>。御三家の紀州藩内で起きた規模の大きな事件であったことから、尾張藩にも間接的に影響が及ぶと考え、木村小五右衛門を派遣して情報収集を行わせたのだろう。

『鸚鵡籠中記』<sup>46</sup>にも、「(前略)上意之趣被仰渡御請不仕出家は、早速引立袈裟衣を取、帷子斗にくわんぜよりの帯致させ、段々篋屋へ被遣候。少々陳言申方御座候ても、当春方順札になされ忍びの者五百人、双方へ被入置聞召候故、一言之偽申事不罷成候由、」といった記述があり、敗北した行人方の僧侶の中で反抗する者は、衣服をはぎ取られ牢屋に込め置かれ、陳情を述べようにも、各藩から合わせて五〇〇人ほどの忍びが派遣されているので、それが叶わない状態にあったという。この五〇〇人の忍びの中に、木村小五右衛門も含まれていたと推測できる。

以上、甲賀五人の支配頭・木村家について、尾張藩関係史料を用いて補足を行った。木村

家は鉄砲術をはじめ、楠流兵法、練筒田村矢といった様々な兵法技術を修得し、甲賀五人を束ねるだけでなく、鉄砲打ちや五十人組の構成員といった役職に属した者も存在したことが明らかになった。

### (五) 給禄と格式

最後に甲賀五人の給禄と格式について概説する。甲賀五人は延宝七年（一六八九）、二代光友の治世時に、木村奥之助の取り次ぎによって召し抱えられた。『尾藩世記』<sup>47</sup>によると、「本年出入ノ称ヲ以金若干ツ、ヲ賜フ、毎年正月来リ謁ス、誠公ノ世ニ至リ大筒小銃ヲ打シメラル、毎五・六両月三人ツ、来レリ、其後享保三年ニ至リ、一人ツ、トナレリ、」といった記述があり、甲賀五人は、毎年甲賀から名古屋に出仕し、御鉄砲打としての職務に励んだ後、金が支給されていたことが理解できる。三代綱誠の治世時には、大筒や小銃の稽古を行うようになり、毎年五・六月に五人の内三人が甲賀からやってきた。その後享保年間に移ると、五人の内、一人だけが出仕することになった。具体的な禄高については、「達シ書并願留」<sup>48</sup>の記述に、「年々金子壹人ニ付五両宛頂戴仕候」とあることから、毎年五両支給されていたことがうかがえる。このことについては鬼頭勝之も明らかにしている<sup>49</sup>。

また『金城温故録』<sup>50</sup>に「御金五両宛被下。御手当二両宛は寛政九巳年、水口宿助郷役江付、仍願被下と云。」といった記述が存在する。ここでは寛政九年（一七九七）、水口宿における助郷役負担のために、毎年五両の支給に加えて、御手当金二両の追加を藩に願ひ出ている様子が見える。この願留が受理されたかどうかは不明である。水口宿における甲賀五人の助郷役負担は、地理的要因から江戸期において何度か負担していただろう。その度に藩に負担金を願ひ出していたのだろうか。現時点では明らかにできていない。

以上より、甲賀五人の給禄形式が「給金取り」だったことが分かる。尾張藩において、給金取りという形式は、扶持取りと並んで御目見以下の役人に多く採用されていた<sup>51</sup>。支配頭の木村家は、扶持取りの形式で給禄が支給されていたことから、甲賀五人と木村家は、御目見以下の下級武士として尾張藩に召し抱えられていたと推測できる。しかしながら甲賀五人は、「半農半武」といった、甲賀では百姓、名古屋では武士という特殊な身分であったことから、尾張藩の純粋な下級武士に位置付けてよいのかどうか議論の余地がある。

そして甲賀五人と木村家が属した「御鉄砲打」自体の格式も検討したい。「達シ書并願留」には、この「御鉄砲打」の役職を巡って、支配体制が変化していたことをうかがわせる内容

が記されている<sup>52</sup>。

### 〔史料七〕「達シ書并願留」

正徳四年十一月迄三拾六か年之間年寄衆御支配ニ御座候、然ル処、翌末年方御城代衆御支配相成申候、鉄砲稽古之義ハ享保四亥年方大筒玉数とも心次第二清丁仕来り候処、近年者御国鉄砲打衆ニ准シ相勤候様ニ罷成申候、

召し抱えられた延宝七年（一六八九）二月から正徳四年（一七一四）十一月までは「年寄衆支配」、正徳五年（一七二五）から享保四年（一七一九）までは「城代衆支配」、その後、享保四年（一七一九）以降は、「御鉄砲玉薬奉行衆支配」となっていたことがうかがえる。尾張藩家臣団の身分構造によれば、御年寄衆・御城代衆は、御目見以上かつ「太刀馬代御礼以上」という高い格式を有していたが、一方の御鉄砲玉薬奉行は、単なる御目見以上の格式であった<sup>53</sup>。すなわち「御鉄砲打」は、当初は城代衆・年寄衆といった高い格式を持つ役人の下に属していたが、享保以降は、御鉄砲玉薬奉行衆支配に成り下がっていたことが理解できるだろう。

以上本節では、甲賀五人について制度面からの考察を行った。次節では、職掌面からの考察を行い、甲賀五人が担った役職について論じていく。

### 〈第二節〉職掌面からの考察

本節では、職掌面に焦点を当て、甲賀五人が担った職務について再検討を行っていききたい。鬼頭勝之の研究によって、甲賀五人の担った職務は表面的に明らかになっている<sup>54</sup>。甲賀五人は「御鉄砲打」に属し、毎年、矢田河原において鉄砲稽古を行っていた。また享保八年（一七二四）、大和郡山藩主・本多家の改易に伴い、一度だけの隠密御用を行っていたことも判明している。本節では、それらの先行研究に拠りつつ、尾張藩関係史料を適宜用いて論を補強していきたい。

## (一) 鉄砲関係

甲賀五人は、木村家の取り次ぎによって「御鉄砲打」として召し抱えられ、矢田河原において鉄砲稽古を行った。このことについては、『昔咄』<sup>55</sup>に詳しく記述されている。

### 〔史料八〕『昔咄』第二卷

瑞龍院様御代に、甲賀の山伏の子に木村奥之助と云者来り、清寿院に便り居し、此者ハ南木流軍法并練筒田村矢を工夫し出し、第一は家伝の忍を申立にて御家を望みぬ、則御鉄砲打に御かゝへありし、又後に奥之助取次にて、甲賀にて五人御かゝへ有り、但し是ハ、御出入と号し、金子を被下置、毎年正月一度宛来りし、泰心院様御代、かゝへの大筒并十匁筒を被仰付、三人づゝ五月・六月の中に来りうちぬ、享保三戌年より老人づゝ来り、一町矢場にて十匁玉計うつ事になりし由、

甲賀五人は、初代木村奥之助の取り次ぎによって、「御鉄砲打」として尾張藩に召し抱えられた。毎年正月になると甲賀から名古屋に仕官し、鉄砲稽古を行って金が支給された。泰心院（三代藩主綱誠）の治世時には、大筒や十匁筒の稽古を命じられ、構成員五人の内、三人が、毎年五・六月になると甲賀からやってきてその稽古を行った。享保三年（一七一八）以降は、一人だけの出仕となり、矢田河原において十匁筒を中心に稽古を行ったとされる。「大筒」という記述から、一時的に大砲の稽古も担っていたことが推測できるが、どういかわけか享保三年（一七一八）以降は、十匁筒ばかり稽古するようになっていく。それについては、おそらく江戸時代中期に突入し、比較的安定した時代が到来しつつあったことから、藩内でも兵法稽古の重要性をあまり感じなくなったことが一つの理由として挙げられよう。しかしながらそれでも「御鉄砲打」が存続した理由は何か。『張州年中行事鈔』には、その理由を示す興味深い記述が残っている<sup>56</sup>。

### 〔史料九〕『張州年中行事鈔』卷六

○矢田河原鳥銃惣放

毎年子寅隔歳、七月下旬、請レ命御鉄砲役各放レ是。御城代御目付五十人御目付御鉄砲奉行等、張<sup>二</sup>堤上於飯屋<sup>一</sup>而糺<sup>二</sup>非常、檢<sup>二</sup>優劣<sup>一</sup>、是亦一壯觀也、御鉄砲役名目者、始<sup>二</sup>于万治二己亥<sup>一</sup>、而在<sup>二</sup>惣放公命<sup>一</sup>、則瑞公上<sup>二</sup>覽之<sup>一</sup>、

記述から、尾張藩では、子・寅年の七月下旬において「矢田河原鳥銃惣放」という年中行事が行われていたことがうかがえる。これは万治二年（一六五九）、二代光友の命によって始まった行事であり、御城代、御目付、五十人組御目付、御鉄砲（玉薬）奉行といった藩役人が観覧し、「御鉄砲打」（史料中では「御鉄砲役」と記載）構成員の鉄砲技術の優劣評価を行っていた。この年中行事が始まった万治二年（一六五九）と、甲賀五人が召し抱えられた延宝七年（一六八九）は、そこまで時代の隔たりがないことから、この年中行事の補充要員として、甲賀五人が召し抱えられた可能性も高い。

『鸚鵡籠中記』<sup>57</sup>を参考に、元禄期から享保期にかけての鉄砲関係の主要な記述をまとめた（表二）。「惣打ち」というのが、「矢田河原鳥銃惣放」であると思われるが、これが元禄五年（一六九二）、元禄七年（一六九四）、元禄九年（一六九六）、元禄一二年（一七〇〇）、元禄一七年（一七〇四）、宝永三年（一七〇六）、宝永五年（一七〇八）、宝永八年（一七一）一、正徳四年（一七一四）、享保二年（一七一七）に開催されている。子・寅年ではない年に開催されていたり、七月下旬に開催されていない年もあった。この惣打ちの参加者については、元禄五年（一六九二）に木村奥之助、元禄九年（一六九六）に木村兵九郎、宝永八年（一七一）に木村奥之助、正徳四年（一七一四）に木村奥之助と木村伊右衛門の名が確認できるが、甲賀五人の名は確認できなかった。惣打ちに参加していたのにもかかわらず名が記載されなかったか、鉄砲稽古だけを行って惣打ちに参加することはなかったか、このどちらかが推測できるが、本稿では前者を採用したいと思う。

次に鉄砲稽古についてももう少し詳しく検討したい。そもそもなぜ矢田河原において鉄砲稽古が行われるようになったのだろうか。『張州年中行事鈔』<sup>58</sup>に、「往古之鉄砲塚試<sup>二</sup>大銃<sup>一</sup>之地者、今鉄砲塚町是也、亦塩硝庫在<sup>三</sup>此地<sup>一</sup>、慶安三年、画<sup>レ</sup>私第新宅<sup>一</sup>、於<sup>レ</sup>是移<sup>二</sup>於建中寺東<sup>一</sup>而後、以<sup>二</sup>矢田河原<sup>一</sup>試之、<sup>レ</sup>」といった記述があることから、元々は「鉄砲塚町」と呼ばれたところに塩硝庫があり、そこで鉄砲稽古が行われていた。しかし慶安三年（一六五二）以降、民家がその周辺に新しく建てられるようになったため、塩硝庫を建中寺の東に移設し、その付近の矢田河原で行うようになったのだという。

一方、『尾藩世記』<sup>59</sup>には、寛文二年（一六六二）、鉄砲塚町における発砲行為を禁止し、その後、寛文六年（一六六六）に、矢田河原で稽古が行われるようになった旨を記しているが、『尾藩世記』の成立年代が明治期であることから、史料批判によって、「慶安年間」を採用したい。

そして甲賀市所蔵「甲賀五人御用記録断簡」<sup>60</sup>には、成立年代は不明だが、稽古を無事に勤め上げることのできたお礼のために、支配頭の木村又左衛門はじめ、御城代衆や御側大寄合与頭といった尾張藩役人に対して、甲賀五人が贈答品を献上している様子をうかがえる。また帰路の状況も詳細に記録している。

〔史料一〇〕「甲賀五人御用記録断簡」

(御城代、御側大寄合与頭の名前は省略)

例通り相勤、

御鉄砲玉薬奉行衆へ宇津々茶五拾匁、熨斗付進ス、木村又左衛門儀ハ火縄三ツ上三礼熨斗付進ス、下役星野宇兵衛方へハ例之通り半切四枚熨斗付、

- 一、百目玉覆震御筒 七町幕 弍枚宛、
- 一、拾匁玉御筒拾五間四寸用す町人形両方五枚宛、同九日勤ル、
- 一、同十五日、津田茂右衛門殿宅ニ而、御手当金頂戴ス、

同廿日、海部定右衛門・長野八助殿ニ而、例之通り被下金頂戴ス、夫方三ノ丸御金御礼、又ハ暇乞共相済シ、夫方例之通り御奉行衆・木村共杉原二帖宛、熨斗付暇乞印ニ進ス、同廿一日旅客ヲ七ツ時ニ罷立、ひよき船乗桑名へ九ツ時ニ着致シ、廿二日七ツ時ニ帰村致ス、同廿三日、仲満参会致シ、定之通り路金三步割、礼状共認済ス、

御鉄砲玉薬奉行衆に対しては、「熨斗付きの宇津々茶」、木村又左衛門に対しては、「熨斗付きの火縄銃三丁」、星野宇兵衛（御鉄砲玉薬奉行衆か）に対しては、例年通り「熨斗付きの半切四枚」を贈っている。鉄砲稽古が完了した後、津田茂右衛門、海部定右衛門、長野八助から御手当金（五両）を頂戴した。二十一日、七ツ時に名古屋を出発し、ひよき船に乗って桑名に九ツ時に到着し、翌日二十二日の七ツ時に甲賀に到着したという。甲賀五人は、毎年、鉄砲稽古の後に尾張藩役人に対して贈り物をし、御手当金を頂戴した後に、船に乗って名古屋から甲賀へ帰還していたのだろう。

続いて、初代木村奥之助によってまとめられ三代綱誠に提出された「鉄砲の打ち方に関する指南書」について取り上げる。『昔咄』<sup>61</sup>にその内容が掲載されている。

〔史料一一〕『昔咄』第二卷

御鉄炮打木村奥之助ハ、家伝の忍びのみならず、鉄炮火矢の術もくわしく、軍法も二、三流稽古せしゆへ、鉄炮のうち方、善悪用捨の分別も工夫せしゆへ、了簡の趣をケ条に書立て、御内々に而 泰心院様へ指上げし、其大概、

一、十町以上の玉并火矢無用の事

一、百目以上の火矢無用の事

一、二、三十匁以上の抱へ頼付の玉打無用の事

一、居筒少しの台なく、土俵芝付にて打習ふべき事

一、五町迄の火矢けた打あたりの吟味の事

一、同矢さしの強弱吟味の事

一、火矢のこしらへかた遅速の吟味の事

一、火矢しこみ可置事

一、ぬけ物の吟味の事

一、舟中打方稽古の事

一、三匁五分方十匁迄、早合打の練方吟味の事

一、早合のこしらへかた吟味の事

一、胴薬のあわせかた吟味の事

一、急御用しらべの事

右の類すべて二十ヶ条余申上げし処、段々御尋御不審も有之、惣体年々の情状惣惣打等も様子相替り可申様に有之し所、間もなく御逝去に而残念成る事也とかたりし、

史料自体は一四項目のみ記されているが、自身が考案した鉄砲の扱い方・打ち方について、それらを二〇項目以上にまとめ、綱誠に報告した。史料自体は一四項目のみ記されている。自主的に提出したのか、綱誠に命じられて作成したのかどうかは不明であるが、家伝の鉄砲術を相伝するために奮起していたことは確かである。

以上、甲賀五人と木村家は「御鉄砲打」に属して鉄砲稽古を行い、「矢田河原鳥銃惣放」という年中行事の補充要員であったことが分かった。最後に興味深い事例として「奉再願口上書」<sup>62</sup>の記述を紹介する。具体的年代は不明だが、ここで甲賀五人が鉄砲稽古の際に、火術稽古をも望んでいる様子がうかがえる。

#### 〔史料一二〕「奉再願口上書」

奉再願口上書

一、私共仲間儀ハ、数年御出入仕、鉄砲稽古等被仰付、相勤来り申候、然処先年火術之義當時難差■由被仰出候、然共家芸ニ相抱候火術之義ニ御座候得ハ、乍再往御願奉申上候、仲間共近年不如意罷成候ニ付、稽古難相成、次第二流儀も断絶仕候様ニ相成、歎ケ敷奉存候、何卒流義相続と被思召、来夏稽古被為仰付被下候様ニ奉願上候、此段宜敷御願上可被下候、以上、

去年、毎年の鉄砲稽古の際に、同時に火術稽古の実施の認可について藩に嘆願したが、それは難しいという理由で許可されなかった。しかしこのままでは代々相伝されてきた火術が子孫の代で途絶えてしまうおそれがある。甲賀では火術稽古をする時間がないので、事態はますます深刻である。そういったことから再度、藩に嘆願している様子がうかがえる。この願書が受理されたかどうかは不明であるが、もし認められたならば、甲賀五人は鉄砲稽古と同様に「火術稽古」も職務の一つとして担っていたことになる。しかしながら現時点で確定できないため、甲賀五人の職務は一旦、「鉄砲稽古」「年中行事の参加」の二つに絞ることとしたい。

(二) 隠密御用

次に、甲賀五人が務めた一回限りの隠密御用について検討したい。文化十一年(二八一四)に、甲賀五人が御鉄砲玉菓奉行衆に対して提出した由緒書には、彼らが務めた隠密御用についての詳細が記されている。<sup>630</sup>

〔史料一三〕「達シ書并願留」

一、御家江御出入仕、其後為差御用茂相勤不申候得共、尤享保八辰年和州郡山城主本田唐之助殿弟喜十郎殿御城御取上ケ、依之丹州笹山之城主松平紀伊守殿御城御請之役義被仰付候処、下説二者色々籠城之用意在之趣取沙汰仕候ニ付、篠山之城主茂御軍用御用意之上ニも御用意御座候由ニ而、其節 御家方則木村又左衛門殿先祖方此度之郡山一件相窺、早速御国江往進いたし候様御上方被仰付候間、早速相窺言上可被致候与被申候ニ付、直ニ郡山江五人之者共罷越、本田之城江忍入、得下様子ヲ窺、其趣を早速御国江言上仕候処、此御褒美として壺人前ニ銀貳枚ツ、頂戴仕候、

其節之御上方之御書翰于今数通所持仕居申候、尤御直書翰之義者郡山一件二不限  
数通所持仕居申候、以上、

享保七年（一七二二）に本多家が改易となった。解雇されて所領を失った大和郡山藩士達が蜂起する可能性があり、丹波国篠山城主・松平紀伊守信岑はそれに備えて軍備を増強していた。その事態に際して尾張藩は、彼らの動向を探るべく、甲賀五人に隠密業務を命じた。甲賀五人は実際に大和郡山城下に忍び込み、収集した情報を尾張藩に提出した。彼らは褒美として銀二枚を頂戴したという。

この騒動については、前年の享保七年（一七二二）に藩主・本多唐之助が夭折し、弟の喜十郎が跡を継いだものの、彼も翌年に亡くなったことで、多くの藩士が解雇されたことをその発端としている翌年に喜十郎も没したため、後継ぎがなくなった本多家は改易された。尾張藩はそれに伴う軍事動員に備え、情報を収集するために甲賀五人を派遣したと考えられる<sup>64</sup>。

甲賀五人による隠密御用はこの一件だけ確認できた。そもそもなぜこの騒動に対して、甲賀五人に隠密御用を命じたのか。おそらく元禄高野騒動で目覚ましい活躍を遂げた、木村小五右衛門の存在が背景にあったのではないだろうか。前述の通り、木村小五右衛門は、元禄高野騒動の際に、高野山に潜入して情報収集に成功するといったためざましい功績を遂げている。木村小五右衛門と甲賀五人は「甲賀忍び」という共通点があることから、その実力を見込んでの仰せだったのだろう。

以上、本節では甲賀五人について、制度面と職掌面の観点から再検討を行った。甲賀五人は延宝七年（一六八九）、初代木村奥之助の取り次ぎによって尾張藩に召し抱えられて以来、江戸期を通して、毎年甲賀から名古屋に仕官し、「御鉄砲打」に属して鉄砲稽古に励んだ。また「矢田河原鳥銃惣放」という年中行事の補充要員でもあった。享保年間には、一回限りの隠密業務も行った。半農半武という特殊な身分の下、藩から毎年金五両が支給されていた。次節では尾張藩に仕えた他の忍び、そして幕府・他藩に仕えた忍びとの比較を行い、甲賀五人の尾張藩における存在意義や近世忍者史における位置付けを明確にしていきたい。

### 〈第三節〉他の忍びとの比較

本節では、尾張藩に仕えた他の忍び、そして幕府・他藩に仕えた忍びとの比較分析を行っていく。前者では、御土居下忍び、上野家、柘植家を扱い、後者では、幕府の伊賀者、福井藩・徳島藩・熊本藩に仕えた忍びを取り上げたい。それらを通して、甲賀五人の尾張藩における存在意義や近世忍者史における位置付けを明確にしていく。

#### (一) 御土居下忍び

御土居下忍びについては、岡本柳英の研究に詳しい<sup>65</sup>。岡本は、尾張藩の兵学者・諏訪水大夫が記した「御土居下雑記」という史料を手がかりに研究を行ったが、現在その史料は焼失してしまった。そこで本稿では、岡本の先行研究をもとに論を進めていく。

御土居下忍びの正式名称は、「御土居下御側組同心」であり、結成は宝暦七年（一七五七）、八代藩主宗勝の治世時である。彼らは元々、「御側組足軽」という組織に所属しており、享保一六年（一七三一）七月、七代藩主の宗春は彼らに隠密御用を命じ、名古屋城下を巡視して治安を維持させると同時に、城下の情報収集を行わせた<sup>66</sup>。

宝暦七年（一七五七）に、御土居下同心屋敷が設置されると、久道家、馬場家、大海家、森島家、入江家、加藤家、石黒家、市岡家、広田家、岡本家、山本家、伊藤家、牧野家、諏訪家、中川家、安藤家、以上一六家が構成員として加わった。御土居下忍びの著名なメンバーとして、兵学者の諏訪水大夫、忍術者の広田増右衛門、水泳家および忍術者の森島左兵衛、柔術家の大海常右衛門が挙げられる。

彼らの最大の任務は、非常事態が発生した際、藩主を「忍駕籠（大海家が所蔵）」に乗せて脱出することであった。御土居下を通じて、清水↓大曾根↓勝川↓木曾路へ脱出するルートが作成され、御土居下はその要所とされた。御土居下は別名「鶉口」とも呼ばれていた。しかしこれらは非常時の任務だったため、平常時は別の職務に励んでいた。彼らは、御土居下の警護を中心に、①御土居下東矢来木戸の番所警備、②清水御門の詰所警備、③高麗門および御深井御庭の番所警備、④城中の警備、のいずれかを務めていたとされる。

次に、御土居下忍びの中でも特に忍び要素の強い、「広田増右衛門」と「森島左兵衛」について取り上げる。まずは広田増右衛門である。彼は元文元年（一七三六）の生まれであり、広田家は代々「清水御門の詰所警備」を行っていた。増右衛門の父が伊賀流忍術の達人・吉

川宗兵衛から忍術を修得していたことから、増右衛門は父に習って忍術を身に付けた。関節外しが得意で、細く狭い隙間を楽々と通過することができたという。また一本の綱さえあればどんな高い場所にも登り、加えて跳躍力にも定評があり、木から木へと軽々と飛び渡ることができた。泳ぎも得意であり、庄内川で潜水実演をしたこともある。水中から竹を出して呼吸する「水とんの術」を使つて、潜水したまま泳ぎ続けた後、川上から姿を現して人々を驚かせたという。独身をつらぬいたため、後継者なく絶家となり、広田家は彼の代で途絶えた。

森島左兵衛については、寛政一二年（一七九九）の生まれで、森島家八代目の人物である。森島家は代々、「御深井御庭の番所警備」を行っていた。水泳の達人とされ、独学で技術を身につけた。広田増右衛門が長い距離を泳ぐことを得意としたのに対して、森島は深く潜つて魚を捕ることを得意としていた。その水泳技術の高さから、文政八年（一八二四）九月、十代斉朝の命を受け、名古屋城築城から初めて堀に潜り、一ヶ月間、堀の様子を調査して斉朝に報告した。この詳細については、極秘任務であったことから記録が存在しない。森島はこの任務によって体調を崩し、その後は堀の調査を一切行うことはなかった。弘化四年（一八四七）没。

以上、御土居下忍びの概要を紹介した。ここで注目したのは、御土居下忍びが清水御門や御深井御庭などの番所に詰め、門番や城中の警備を務めていたことである。後ほど詳しく述べるが、幕府の伊賀者は江戸城の屋敷の番を務め、各藩でも門番を務めた忍びの事例が確認されている。

## （二）上野家と柘植家

次に、甲賀五人と同じ甲賀出身の忍び<sup>6,7</sup>である「上野家」と、尾張藩に仕えた伊賀忍び「柘植家」の存在に着目したい。まずは上野家である。『昔咄』から、和田孫八と上野小左衛門という二人の甲賀忍びを確認できる。その記述は以下の通りである。<sup>8,9</sup>

### 〔史料一四〕『昔咄』第二巻

上野小左衛門ハ、元来近江甲賀出にて、今の小左衛門が祖父の代までハ甲賀一同の忍之事も取扱ひし由、弟和田孫八ハ五十人頭なり、上野・和田共二甲賀の在名なり、ある年瑞龍院様御のぼり有りとて、川崎まで御出ありて、御意ありしハ、昨日何某きびしく閉

門被 仰付しと聞きしが、それに付いて状可遣とおもひしがわすれし、今度和田孫八御供しぬらん、よべと有りて、孫八罷出候へば、御書御渡し被遊、これをいかにも忍びて届け、へんじをとり、明晩の泊りへ持参せよと御意あり、畏りて立ちもどり、何事なく相達し、返書受取り翌晩の御泊へかけつけ指上し由、殊の外 御褒美ありし由、其子孫太夫、後に上野に改む、今三代め、上野孫八郎これなり、

上野小左衛門は甲賀出身の忍びであり、祖父の代までは甲賀に居住した忍びだった。弟の和田孫八は、五十人組頭として尾張藩に召し抱えられていた。二代光友が参勤交代のために川崎宿に泊まった際、藩内で何らかの理由で閉門を命じられた人物がいたという。光友はその人物について詳しく知らなかったため、和田孫八を呼び出して、今から名古屋に帰ってその情報を収集し、翌晩までに川崎に戻るよう命じた。指示通り、和田孫八は名古屋に帰って情報を収集し、翌晩までに川崎に戻って光友に報告したという。その功績から孫八は、多くの褒美を頂戴し、息子である孫太夫の代から「上野」に苗字を変えたという。

甲賀五人以外の甲賀忍びの存在をうかがわせる興味深い記述である。ここで分かるのは、上野小左衛門や和田孫八が「参勤交代の御供」を担った忍びであったことである。

もう一つ参勤交代の御供を務めた「柘植家」という伊賀忍びが存在する。他藩においては、伊賀出身の忍びが数多く召し抱えられていたことが明らかになっているが、ここで注目したいのは「藤堂藩」である。藤堂藩には「伊賀者」という役職があり、貝野家、服部家、瀧家、曾我家、永井家などがその役職を担っていた<sup>69</sup>。その一家である貝野家の由緒、系譜などを書き留めたものが『貝野家文書』<sup>70</sup>である。その文書群の中に、寛政四年（一七九二）、貝野九左衛門が藤堂藩に対して提出した「伊賀忍流儀伝来由緒」の写が残っており、そこには他藩に召し抱えられた忍びの一覧が記されている<sup>71</sup>。この史料によれば、尾張藩に仕えている忍びとして、「柘植治郎兵衛、渡部権右衛門、木村奥之介、渡部三之助、吉川金四郎、神田市右衛門、木村文四郎」の七名が挙げられる。

「木村奥之介」は甲賀五人の支配頭であり、「渡部（辺）権右衛門」「渡部（辺）三之助」「木村文四郎」は、初代木村奥之助の取り次ぎによって召し抱えられた甲賀五人の初期メンバーである。「神田市右衛門」は、「神山」の間違いであると思われる、「神山市右衛門」も初代木村奥之助によって採用されている。以上から、この史料は、寛政年間ではなく延宝年間の構成員を記していることが理解できる。

ここで問題になってくるのが、「吉川金四郎」と「柘植治郎兵衛」である。彼らも江戸時

代前期の忍びであると考えられる。吉川金四郎については、先述した吉川宗兵衛（広田増右衛門の父に伊賀流忍術を相伝した人物）の先祖であると考えられ、柘植治郎兵衛については、「柘植」という苗字が伊賀地方に多いことから、おそらく伊賀出身の忍びであると判断できよう。

柘植家については、その手がかりとなる記述が存在する。『鸚鵡籠中記』元禄一〇年（一六九七）一月一七日条<sup>72</sup>には、参勤交代における成瀬隼人正の同心として、「御目見衆十一月十八日一番立 御部屋附 彦右衛門子 柘植十郎右衛門」の記述があり、『鸚鵡籠中記』正徳三年四月廿八日条には、「頃日五十人に大脇喜藤次、柘植源三郎<sup>彦夫</sup>被召出、」また正徳三年十二月廿一日条には、「今晚五十人柘植彦兵衛・柴山文助江戸を発す、」といった記述が存在する<sup>73</sup>。柘植治郎兵衛と直接的な関わりがあるかどうか現時点では明らかにできていないが、先述した上野家と同様に、柘植家が五十人組に所属し、参勤交代の御供をしていたことがうかがえる。

### （三）幕府・他藩の忍び

最後に幕府・他藩に仕えた忍びについて概括する。まずは幕府である。ここでは「伊賀者」について取り上げたい。伊賀者の職務としては、①大奥御広敷番（大奥御広敷向の番をする役職）、②明屋敷番（幕府が収公した領地の中で、屋敷替えなどで発生した空き屋敷の番をする役職）、③西之丸山里番（將軍世子や大御所の住む西之丸山里の門番をする役職）、④小普請方伊賀者（江戸各所で行われている普請の現場監督を行う役職）の、以上四つが挙げられる<sup>74</sup>。すなわち「門番」や「城内の警備」の職に就いていたのである。

福井藩では、「忍之者」という存在が確認でき、彼らの代表的な職務として、参勤交代の御供、武器土蔵の管理、惣武芸稽古所の門番、義経流軍学の稽古、海岸防御などが挙げられ、幕末期には、京都において隠密御用を働いていたとされる<sup>75</sup>。

徳島藩では、「伊賀役」が確認でき、平時は徳島城の警備、参勤交代の御供を務めており、寛延元年（一七四八）から翌年にかけて姫路藩で発生した大規模な百姓一揆に際しては、その調査を行っている<sup>76</sup>。

熊本藩では、「御忍之衆」が確認でき、平時における活動は明らかにされていないものの、寛永一四年（一六三七）に起きた島原の乱においては、実際に戦闘要員として活躍し、火矢を放って敵を翻弄させるなど、原城陥落に大きな功績を上げている<sup>77</sup>。

以上、尾張藩に仕えた他の忍び（御土居下忍び、上野家、柘植家）と幕府・他藩に仕えた忍びについて概括した。ここで彼らの平常時の主な業務として「門番」「城中の警備」「参勤交代の御供」を抽出でき、藩内および藩外において異常事態が発生した際に、実際に現場に向いて情報収集や戦闘要員として活動したことを理解できるだろう。現時点ではこれらの業務こそ江戸期における忍びの一般的な職務と捉えるべきである。

甲賀五人について振り返ってみると、彼らの主な職務は「御鉄砲打」に属しての鉄砲稽古や年中行事の参加であった。そして享保八年（一七二三）、本多家の改易に伴う隠密御用を一度だけ務めた。異常時対応は他藩の忍びと共通しているものの、平常時の業務について、甲賀五人は鉄砲関係の職務のみ従事するという、ある種の特殊性を帯びた存在であった。尾張藩において、「門番」「城中の警備」は御土居下忍びが務め、「参勤交代の御供」は上野家や柘植家が務めていたのである。

すなわち尾張藩における甲賀五人は、甲賀出身の忍びというブランドの下、「御鉄砲打」として鉄砲稽古に励み、年中行事の継承役を担うといった、一種の「儀礼・象徴的存在」であったと結論できよう。鉄砲稽古に特化した近世の忍びは、現時点の研究では甲賀五人のみである。したがって彼らの存在は、江戸期における一般的な職務を担わなかった忍びとして、近世忍者史の中でも特殊な位置付けが可能である。

## 《第二章》『渡辺俊経家文書』からみる兵法

前章では、甲賀五人について制度面・職掌面からの再検討を行い、尾張藩そして近世忍者史における彼らの立ち位置を明確にしたが、本章では視点を变えて、甲賀五人の構成員であった渡辺家に代々相伝された兵法について考察したい。『渡辺俊経家文書』には、兵法に関する記述が豊富に残されており、それらは忍術、居合術、弓術、馬術、鉄砲術、火術、体術、水上術、桶流兵法に分類することができる。それらの特徴や相伝形式について検討することで、甲賀五人について新たな視座を得ることを目的としたい。

### 〈第一節〉忍術

『渡辺俊経家文書』における忍術の記述については、「忍次之火巻」、「伊賀甲賀唯法」、「忍法行巻」、「忍法行巻」、「飯綱法相伝書」、「忍術極法」、「如来拳印」、「摩利支天隱形之法」、「九字之次第」、「兵法十字之大事」、「真言」（浄三業・仏部三昧耶・蓮華三昧耶・金剛三昧耶）、「護身法 九字十字」、「忍法行巻・法意・隱具・火巻・隱種・天巻」、「甲賀軍法」、「江州甲賀郡忍之源記」、「呪法伝書」（舍那王丸・鞍馬山天狗・鬼一法眼伝来之法）、「忍法行巻目録」の一七項目が記されており、全体的に呪術的要素が強い内容となっているのが特徴である。

一例として、「飯綱法相伝書」の内容を見てみよう。記述は以下の通りである<sup>78</sup>。

#### 〔史料一五〕「飯綱法相伝書」

（前略）

真鹿革

雌雄ノ鹿ニ疋殺メ、死切シテの内ノ革剥滑革ニ制シ、幅二寸ホドノ両結縫ノ袋ニ、片一方<sup>ハ</sup>雄ノ革ヲ用テ、長三尺<sup>ニ</sup>作、是ヲ号テ真鹿袋ト云、

法

三月三日ニ、七寸ヨリ上ノ亀ヲ拘<sup>江</sup>テ酒ヲ飲セ水ニ入、三日櫛ヲ立、大ニ亀ヲ祭ル、亀ヲオサエテ、汝私ノタメ、遊物ニコロスニアラズ、天地ノタメニ其甲ヲアツケ、正ク靈ヲトドメヨト、亀ニ向イ十遍バカリ云テ、左ノ手ニテ亀ノ首ヲサエ、右ノ手ニテ甲ヲイキナ

ガラ引放ス、コレ則三月五日也、同日ニ死骸ヲツボニ入テツチニ埋、小キ祠ノ心ナル物ヲ立テテ、飯綱権現トアガメ靈ヲ祭ル、真鹿革袋ノウラニヒク、甲ハ黒焼ニシテ米ノ糊ニ合セ、右三月五日也、扱東へ向タル桃ノ枝ニカケワイテ、綱ニ対シテ飯綱ノ祓ヲナス、祓曰、高天原ニ神留坐神ノ真鹿乃蒼人ノ命繫留天靈神乃守不レ志守給清給、右ハ返毎日トナへ、扱五月五日ニ木ヨリオロシ神変不可側、各以之ヲアラハス、綱ハ飯ノ青キヲ長六尺ニナウ也、大サ凡(凶)如此、今少シフトク可然カ、真鹿袋ト同ク掛テ神拝、

内容は以下の通りである。夫婦二頭の鹿を捕まえて生きたまま皮を剥ぎ、陰干しにしてなめす。次に一尺ほどの石亀を一匹捕まえて、水を張った盥に放ち、榊をその周りに置く。三日間毎日三回、石亀に酒を飲ませた後、生きたまま包丁で甲羅を剥ぐ。その時に、「悪事を働かために殺生するではありません。世のため、人のため、正しい社会を作り上げるために甲羅を剥がせて頂くのです。ですからどうぞお許し下さい。」といった文言を九回申し上げる。甲羅を剥ぎ取った後、残った肉や臓物は清浄な土地に埋める。そこに人工的な祠を作り、「飯綱権現」として祀る。剥ぎ取った甲羅については、黒焼にして粉末状にし、餅米の糊とよく混ぜ合わせる。その後、夫婦の鹿皮を特定の大きさに切断し(雄鹿は長さ二尺八寸幅三寸、雌鹿は長さ三尺六寸幅三寸)、その皮の裏に糊を塗り付け、二枚の皮を一つにする。その出来上がった皮を飯綱権現の神前に供え、三月三日から五月五日までの六二日間、「高天原にまします飯綱権現様、どうか我々に力をお授け下さいませ」と心を込めて念じる。五月五日以降、その皮は「真鹿革袋」という護符に変化するという。非常に呪術的で、非現実的な儀式であることがうかがえる。

続いて、その「真鹿革袋」の活用法についても示されている。記述は以下の通りである<sup>79</sup>。

#### 〔史料一六〕「飯綱法相伝書」

四寸ハカリノ矢ノ鴈又ノ根アルヲ八本トトノへ、根ツケノトコロエ細キ穴ヲアケ、紐ヲトヲシ八本トモニツナギ、シノビイラント思フカタノ門口ヘ矢車ニナラフル、其家ノ戸口江糞ニテモ小便ニテモシカクル、敵ノ心気清氣ヲケガス也。扱矢車ヲシキ真鹿ノ革ヲ敵呪詛ノ結ヤウニシテ懐中ノ中ノウラニ九曜ノ紋打タルヲ取出シ、月ノカズト日ノカズト剋限トヲ合、タトエバ九月十七日子ノ剋ナレバ、九ト十七ト九ト合セテ卅五也、是ヲバ八ツヲ以テ拂ヒ、四八卅二取テ、九曜ノマンナカノ星ヨリクリ出シ、隅日ハヒダリ、奇日ハ右エクル、卅五ノ内卅ニ拂ヘバ、残テ三ニナル。カクノゴトク繰合、クリテアタリ

タル星ト真中ノ大ナル星トヲ、紙ヲ以テ唾ニテ張合動カサズ、余ハコレニナゾラヘ、是ヲ矢車ノマン中ニ鏡ノ方ヲ上ニシテヲク、サテ内江忍入也、我遁ルル方ニ筋ノ綱ノ内一筋ヲ立、退ク方ノ地ニ埋ヲク、敵追事アタハズ、

四寸ほどの矢を八本用意し、根の部分に穴を開けて紐を通し結合させる。その矢車を忍び込もうとする家の門の前に置く。その時に大小便を撒き散らしておく方が良い。次に鏡を取り出して矢車の上に置き、鏡の裏に真鹿革袋を九曜の紋になぞらえて並べる。陰陽術によって選ばれた皮と、中心部分の皮については、唾を付けて紙に貼り付ける。残った皮は鏡の裏に貼り付け、それを地中に埋める。こうすることで敵に見つかった時も無事に逃げ帰ることが可能であるという。

以上の記述から、遁走術に用いられた可能性が高いものの、非現実的であり、内容を素直に受け取ることができない。この「飯綱法」の他に、「身隠法事」、「木葉隠之大事」といった項にも、敵から身を隠すための呪術的な方法が記載されていた。日常的に用いていたとは考えにくく、あくまでも精神統一の一種として活用されていたとみなすのが自然であろう。

## 〈第二節〉居合術・弓術

居合術に関する記述は、「真々流居合術指南状」、「真々流居合術目録」、「真々流居合之巻」、「真々流居合術指南免状」、「真々流居合術目録」、「真々流居合之巻」、「真々流居合術指南免状」、「真々流居合術目録」、「真々流居合之巻」の九項目が残されており、弓術に関しては、「鳴弦墓目相伝之式」、「三国無二極伝弓法之巻」の二項目のみが掲載されている。

ここで取り上げたいのは免許皆伝に関する史料である。「真々流居合術指南免状」<sup>80</sup>には、貞享四年（一六八七）、甲賀五人の構成員・渡辺三之助が、真野与左衛門という人物から真々流居合術の免許皆伝を授けられている様子が見える。

### 〔史料一七〕「真々流居合術指南免状」

真々流居合之利形者從関口備後守代々令相伝、極秘密之雖為書、貴殿累年之執望不淺、昼夜不懈怠、抜討之当り手鍊等至迄残所依無之、真々居合之極意一箇条不殘令相伝訖、

執心之輩於在之者、指南可在者也、仍免状如件、

真野与左衛門

貞享四<sub>丁卯</sub>年 盛澄（花押）（印）

七月廿八日

渡辺三之助殿

参

元々、真々流居合術は、関口備後守という人物によって代々相伝され、極秘の術とされていた。しかしながら渡辺三之助は、どうしてもそれを修得したいと願い、真野与左衛門を師として修行が始まった。三之助は昼夜怠らず稽古を行い、抜討術や手錬に至るまで、一つも漏れなく真々流居合術の極意を極めた。よってその功績から免許皆伝を授ける。関口備後守や真野与左衛門については、その詳細は明らかにできていない。その後、師範となった渡辺三之助は、翌年の貞享五年（一六八八）に、同じ甲賀五人の構成員である木村文四郎にその技を相伝している<sup>81</sup>。

真々流居合術の詳細については、「真々流居合術目録」<sup>82</sup>に「表↓左劔、青柳、臥無柳、有位之劔、雲位立、手拍子 裏↓前飛、前当、前入立相↓火龍、花龍、胸劔、乱入、風車、風伝、山野位、水車、眠劔」という記載があるものの、具体的な技の記載はない。

弓術に関しては、「鳴弦臺目相伝之式」、「三国無二極伝弓法之卷」の記述を見る限り、戦に実践的に用いられた技というよりも、魔除けの御利益のために神事として行われた、一種の儀式としての面が強いと推測できる。

### 〈第三節〉馬術

馬術については、「軍馬免状」、「軍馬口积之卷」、「軍馬六十二ヶ条」、「軍馬目録」、「軍馬六拾二ヶ条 口伝書」、「馬術書」の六項目が確認できた。

居合術と同様に、貞享四年（一六八七）、渡辺三之助は真野与左衛門から馬術の免許皆伝を受けている<sup>83</sup>。

〔史料一八〕〔軍馬免状〕

夫当流之軍馬者従先師代々所伝来之流儀、而望戰場与敵於馬上決勝負、太刀打・槍相・組討之利方、或治兵之時早乘、以悪馬為平馬之妙術、悉具其理矣、然足下拔誠心、而従予為学習年久其功至大、而既至其蘊奥矣、於此予感悦不少者哉、故当家之極意悉令相伝訖、弥工夫修行不可有懈怠者也、仍免状如件、

貞享四丁卯年七月廿八日 真野与左衛門

盛澄（花押）（印）

渡辺三之助殿

参

当流の馬術は代々相伝されており、戰場における馬上での戦い方、太刀打ち、槍術、組討ち、早乗り、悪馬の調教法など様々なものが存在する。三之助は長年の間、それらの技術の鍛錬を誠実にこなし、その実力はすでに達人の域に達している。よってその功績をたたえ、三之助に免許を皆伝する。皆伝後も怠りなく稽古に励むようにせよ、といった内容である。

渡部三之助が相伝した馬術は、【五一】「軍馬六十二ヶ条」<sup>84</sup>に六二項目としてまとめられている。内容としては、「於戰場乗馬之事」、「無舍人時乗馬之事」、「細道乗之事」、「手綱為切付之」、「馬余我手時之事」、「驚馬武具時之事」、「馬具拵様之事」、「鞭納取之事」、「忍地乗之事」、「通<sup>茂</sup>門戸時之事」、「轡為迦時之事」、「早留之事」、「險山落之事」、「轡無時之事」、「鞍堅極意之事」、「弓取之事」、「下立之事」、「芝つなき之事」、「外馬屋之事」、「馬盗人引事」、「弓・鏑乍持馬<sup>ニ</sup>乗事」、「槍持事」、「弓持事」、「手綱長短之事」、「片手乗之事」、「渡海之事」、「弓張之事」、「鏑遣事」、「鞍鑑心持之事」、「太刀拔事」、「射弓事」、「万能事」、「小猿之事」、「小千鳥之事」、「四方詰之事」、「木下鞍堅事」、「早楯之事」、「雪之暮之事」、「打矢之事」、「一味之事」、「馬上組討之事」、「歩者組討之事」、「鑑返之事」、「切歩者事」、「突歩武者事」、「馬上槍取阿合之事」、「引扱脇引之事」、「太刀構<sup>ニ</sup>之事」、「左切之事」、「右切之事」、「切馬武者事」、「右転之事」、「左転之事」、「送り突之事」、「歩行者と勝負之事」、「河渡之事」、「蘆葉之事」、「浮船之事」、「張良袖の下の事」、「余殃引之事」、「鞍堅<sup>ニ</sup>ツ之事」、「馬息合之事」が挙げられる。多種多様な内容で占められていることがうかがえる。

その一例として「軍馬六十二ヶ条」より「一、驚馬武具時之事」の記述を見てみよう<sup>85</sup>。

### 「史料一九」「軍馬六十二ヶ条」

#### 一、驚馬武具時之事

馬母衣・のぼり・さし物・甲冑、或は右品々の音色をミテ驚也、耳にて驚馬は紙玉を二ツいたし耳へ入る也、見て驚に、目の上を成程や、はらかなにもみて、おとろく方へのりかけく仕れ、後に驚かさるもの也、(後略)

馬が音に驚いた時には、両耳に紙玉を入れて対処する。何かを見て驚いた時には、目の上を揉み、その後、もう一度その対象物を見せる。そうすることで、馬は二度と驚くことがないとしている。また「軍馬六十二ヶ条」、「一、忍地乗之事」<sup>86</sup>には、

#### 〔史料二〇〕「軍馬六十二ヶ条」

##### 一、忍地乗之事

或は夜軍杯に敵中へ乗込候節、響の音、又馬いなしくゆへ、敵覚るにより、響の水付の方左右共にほどき、水引を手綱の水付にて包候へ、響ならず、扱馬の舌を紙にても、又はこんぶにてもまき、其上をもとひにてつよくくくりて置也、是にていなしく事なし、(後略)

夜中に敵を襲撃しようとする時に、響の音や馬の鳴き声で敵に気付かれてしまうことがあるので、響を左右にほどき、水引で響を包むことによつて対処する。また響を使わずに、紙や昆布を代用することで馬が嘶くことはなくなるという。史料を見る限り、実践の場で活用できそうな技術が多く記述されていることから、いわば実用的な馬術を深く修得していたことがうかがえる。

また日常の馬の世話やしつけ法、馬が病気になった時の対処法についても詳しく記されていた。以上より、渡辺家は馬に関する高い専門知識を有していたと考えられる。

#### 〈第四節〉鉄砲術・火術

次に鉄砲術・火術について検討する。鉄砲術については、「砲術伝書」、「渡部流砲術相伝書」、「求中集第二」、「砲術玉菓伝書」、「甲賀流砲術秘書」、「鍛錬之巻」、「砲術伝書(小目当敷台矢場趣之事)」、「角前次第」、「鉄砲寸方」の九項目が記されており、火術については、「火術演舞次第」、「自得流火術目録」、「相図火玉矢火」の三項目が記されていた。本項では

鉄砲術を中心にその内容を見ていきたい。

体術や馬術と同様に、「砲術伝書」<sup>87</sup>の記述を見ると、万治三年（一六六〇）九月一日、渡辺善右衛門が弟子（詳細不明）に対して、九ヶ条にまとめた鉄砲術の免許皆伝を授けている様子がうかがえる。記述は以下の通りである。

〔史料二一〕「砲術伝書」

夫為諸道成就、得大神通成飛行自在心起、我徒三歳以前片時不安心旨、碎粉骨無古今矢筒成就、寔老人働ヲ以為数万事、古今三国<sup>ニテ</sup>不聞云々、

- 一、鉄砲拵様之事、
- 一、矢尺之事、
- 一、矢之根寸方之事、
- 一、弦拵様之事、
- 一、矢からくり様之事、
- 一、外羽こしらへ様之事、
- 一、薬かけ合之事、
- 一、矢倉積り之事、
- 一、鉄炮しかけの事、

以上、

右九ヶ条之趣、稽古依被誥候、則ゆるし印哥ともに相渡シ候所実正也、執心深シ輩<sup>ニハ</sup>御伝可有候、為其加珠印置者也、

渡部善右衛門尉

万治参歳<sup>庚子</sup>

九月十四日

三年前から怠りなく鉄砲術の稽古に励み、その技術は古今無双のものとなった。よって「鉄砲拵様之事」、「矢尺之事」、「矢之根寸方之事」、「弦拵様之事」、「矢からくり様之事」、「外羽こしらへ様之事」、「薬かけ合之事」、「矢倉積り之事」、「鉄炮しかけの事」の九ヶ条について免許皆伝を行うこととする、といった内容である。「執心深シ輩<sup>ニハ</sup>御伝可有候」という記述から、その後も何人かの弟子に鉄砲術が相伝されていたと考えられる。

次に、尾張藩に提出された甲賀流鉄砲に関する記述を見てみよう。寛政元年（一七八九）、

尾張藩の役人であった上野内膳から鉄砲に関するお尋ねがあり、支配頭・木村奥之助を通してそのことが報告されたことがうかがえる<sup>88)</sup>。

### 〔史料二二〕「鉄砲寸方」

覚

- 一、三匁五分玉
- 一、筒長サ 貳尺八寸
- 一、本口 九分貳厘
- 一、筒口 七分五厘
- 一、ねち長サ 壹寸六分

但しくりねち

- 一、目当入所 本口方五寸先
- 一、目当高サ 三分五厘
- 一、台尻長サ 壹尺壹寸五分
- 一、同い折 貳寸五分
- 一、台かふのうらニテ 厚サ壹寸

(中略、六匁玉・拾匁玉の寸法に関する記述あり)

右鉄砲拵様如此ニ御座候

寛政元年酉ノ六月出府仕候節、上野内膳様御下向御<sup>■</sup>り被仰付候由、木村奥之助殿へ甲賀流ニ申付度旨ニ付、木村奥之助<sup>方</sup>甲賀流御尋ニ付右寸方ヲ申遣ス、併法<sup>者</sup>右之通りニ御座候得共、銘々之好ミヨリ拵へ申候旨申遣候、甲賀流へ右之寸尺ニ有之候、酉ノ七月八日ニ申遣申候、

主に三匁玉、六匁玉、十匁玉の寸法や形状について報告されたことが理解できる。翌年寛政二年(一七九〇)九月一五日には、百匁玉の詳細を報告していることも史料からうかがえる<sup>89)</sup>。甲賀五人が稽古を行っていた鉄砲について、何らかの理由から藩内において把握する必要があったと考えられる。

そして「砲術伝書」(小目当敷台矢場趣之事)<sup>90)</sup>には、甲賀五人が矢田河原においてどのように鉄砲稽古を行っていたのかについて詳述されている。

〔史料二三〕「炮術伝書」(小目当敷台矢場趣之事)

- 一、鉄砲を左の手に持、台尻□右の手五ツのゆひ揃、火□ヲ左の手にかけ、火先をひ□さしゆひのまたにはさみ、筒先をあげ、身にそへ、貴人の方へ筒先むかわさる様ニ心を付へし、矢場ニ向鉄砲を左の足より四寸ひらかせ身構、緩りとして□之手を付キ、其時矢場の様子目当所之事、

(中略)

- 一、ありの息に詰、目当ものに乗時、引かねを一拍子はやく引なり、
  - 一、上の物放時へ、左の手の内よくもち、上へひきわけ、両かたにちからを出へし、
  - 一、下のもの放時へ、両足を一足にふみ分、ねこせにならぬ様ニして、左の手の内能持へし
- 一、分のもの放時へ、右のひさを敷はつし、いかにも心をしつめ、打事第一なり、  
気せく時へ手前ヲ少くつし、ため息を十四、五もほつくとつくへし、当りといつは心うこかさる事肝要也、常に目当の習有之者也、

鉄砲は左手で持つ。台尻口に右手を当てて、火先を人差し指に挟み、筒先を開けて体で固定する。この時に銃口を人に向けないように注意する。対象物に向かって鉄砲を向け、左足を四寸ほど開いて、狙いが定まったところで発砲する、これが一般的な鉄砲の打ち方であると説く。その他には「上の物を打つ時には、左手でしっかりと持ち、両肩に力を入れる」、「下の物を打つ時には、猫背にならないように気を付け、両足を踏み分けて打つ」「小さな物を打つ時には、まず心を落ち着かせ、気持ち焦る時には、まずはため息を一四・五回ほど吐く」などといった、イレギュラーな対象物への対処法についても記述されていることも興味深い。

そして「鍛錬之巻」<sup>9)</sup>には、鉄砲を鍛練する際の心構えについて説かれている。その内容は以下の通りである。

〔史料二四〕「鍛錬之巻」

夫自得流之要、其器を以て師とす、筒に軽重・長短・厚薄の品有、玉相火穴に依て強弱有、業はわさにならず、理、理にならふ、ほすを旨として、縦初にも名聞無用をいましめ、只軍用を不怠、日に我芸をかへり見て、きのふにけふは勝ることをしらへ、其妙をうる事不可拳矣、

至極抽象的な内容で解釈に苦しむが、つまるところ、無駄なことをせずただひたすら稽古に励み、日々自らを振り返ることによって、「明日の自分は今日の自分よりも勝った存在である」ことを理解することが重要であると説いている。

「鍛錬之巻」には他に、「小筒手前之事」、「真之手前之事」、「躑台之事」、「諸膝台之事」、「腹はひため之事」、「中腰之事」、「柄台之事」、「かるか台之事」、「射場に向ひ心持之事」、「見上ヶ句倍遠慮之事」、「添台之事」、「石地矢先吟味之事」、「矢切之事」といった、稽古内容が記述されており、「水の中の物を打つ時には鉄砲玉に齒型をつける」、「鳥を打つ時には、近辺の村里に迷惑がかからないようにする」、「敵の人数が分からないならば、夜中に鉄砲を打ってはならない」といった、実践で役立つような鉄砲術がほとんどであった。「御鉄砲打」に属した甲賀五人は鉄砲術に関する深い知識を有し、実際の稽古を通してその効果を検証していたのだろう。

#### 〈第五節〉体術・水上術・楠木流兵法

最後に、体術・水上術・楠流兵法について概観したい。体術については、「印可之巻（体術）」の一項目、水上術についても、「山田水覚軍術極意之巻 附り印可免状」の一項目のみ記されている。楠木流兵法に関しては、楠木流の兵書をまとめたものであり、「大将正行巻 第一」、「軍礼道具仕立 第二」、「南木遺書」、「楠遺書」、「侍用集拔書」、「戦術図」（過險・過險逢敵等）、「呂律気図 八陣図」、「兵書等拔書」（五行・三略・四書大全等）、「遁甲巻」、「武蘿之巻・船幕之巻」、「軍陣道具作法書」、「恩地之巻 下」、「南木幕下軍要」、「行侍用集 二」の一四項目が記されていた。本項では、体術と水上術を取り上げて検討していきたい。

体術に関しては、居合術や馬術と同様に、元禄元年（一六八八）、真野与左衛門が渡辺三之介に対して二五項目の体術を相伝している。<sup>92</sup>

#### 〔史料二五〕「印可之巻」

一、右二十五箇条<sup>者</sup>備後守代々雖為極秘密之一巻、貴殿数年執望不淺、就中戰場八天之手練残所依無之、神妙舍術之極意<sup>并</sup>一尺六寸之急宝日本国中大小神祇、一箇条<sup>モ</sup>不殘令

相伝畢、仍<sup>而</sup>印可如件、

真野与左衛門

于時元禄元歳

盛(花押)

巳十一月十五日

渡辺三之介殿

二五項目の体術に関しては、代々関口備後守によって極秘に相伝されてきた。しかし三之助の望みによって伝授することになり、三之助は数々の神妙なる技を全て修得した。よってその功績をたたえ免許皆伝を行う、といった内容である。「印可之卷」には続きとして、「八天取組之次第」、「極意墨白大事」、「三国相伝」といった技の詳細が記されており、実践の場でのように相手と組み合えばよいかといった実用的な内容を多く含んでいる。

水上術についても、元禄三年(一六九〇)、渡辺三之助が真野与左衛門から「山田水覚軍術」という技を修得している(「山田水覚軍術水利堀池河海等自有之、極秘伝之書タリトイヘトモ、貴殿数年之執望依不<sup>而</sup>浅<sup>而</sup>、令相伝訖、聊他言有間鋪者也、仍免状如件、」<sup>93</sup>)。水上でどのような動きをすれば敵を制することができるのか、またその際にはどのような水具を用いるべきかについて、豊富な絵図を通して解説されている。

以上、『渡辺俊経家文書』に記された兵法(忍術、居合術、弓術、馬術、鉄砲術、火術、体術、水上術、楠流兵法)について、その内容と相伝形式を中心に概観した。甲賀五人の構成員・渡辺家の初代である「渡辺三之助」の免許状が多く見られ、居合術、馬術、体術、水上術に関しては、「真野与左衛門」という人物から修得したものであった。それ以外の兵法に関しては、渡辺家に代々相伝されていたものだったと思われる。また甲賀五人の仲間同士で兵法稽古を通しての交流があったことも明らかにした。したがって彼らは江戸時代という太平の世に生きながらも、兵法稽古を怠らず、高い専門知識を有していた存在であり、甲賀忍びとしてのアイデンティティーを忘れることなく、非常事態に備えて常に兵法稽古に励んでいたのである。

### 《第三章》兵学者・近松茂矩

第一・二章にかけて尾張藩に仕えた「甲賀五人」を中心に取り上げ、制度面・職掌面・兵法面からの再検討を行ってきた。第三・四章では少し視点を変えて、忍者研究が推し進められる中で再注目されつつある、江戸時代中期に生きた尾張藩の兵学者「近松茂矩」に焦点を当て、彼と忍びとの関わり、そして彼が著した忍術書の分析を行っていく。

近松茂矩に関する研究は、石岡久夫が、「尾張藩における長沼流兵法の受容」という観点から、長沼流兵法の師範となった近松の存在について紹介した以外は<sup>94</sup>、他に目立った研究が存在しない。しかしながら、近松は生涯に一二〇点以上の著書を残しており（表二）、それらを丹念に分析することによって、近松茂矩という人物やその兵学思想について深く理解できるだろう。それはひいては、日本兵法史における尾張藩の立ち位置の明確化にもつながる。

そこで本章では、近松の生涯と忍び（特に木村奥之助）との関わりを中心に取り上げ、その実像を見ていくこととする。

#### 〈第一節〉近松茂矩の生涯

本節では、近松茂矩の生涯について検討したい。『名古屋市史 人物編』には、彼の生涯が概括されており、その記述は以下の通りである<sup>95</sup>。

##### 〔史料二六〕『名古屋市史 人物編』第二四、近松茂矩

近松彦之進、名は茂矩、南海、又囊玄子と号し、居を練兵堂又琴舎といふ、父を孫兵衛茂清といひ、尾藩の細工頭、江戸材木奉行等に歴任す、茂矩、正徳二年歳十六にして通番となり、翌年江戸に下り、五月側小性に転じて藩主吉通に近侍す、幼より武技を習ひ、片山流居合、貴直流兵法、心念流棒術に達す、吉通兵学武技を好み、自ら一流を建て、名けて武道全流道知辺の伝と称し、之を子孫に伝へ、且つ将さに一藩に行はしめんとするの志あり、茂矩の其器に当るを見て、先づ之を伝ふ、幾もなくして吉通薨じ、嗣君五郎太も亦相次いで薨ず、継友の立つに及び罷められて馬廻組となり、尾張に帰るや、身の閑職に在るを幸とし、是より日夜諸流の武技を修練して寝食を忘るゝに至る、乃ち先

づ軍騎の伝を輯録して、一派を開き全流練兵伝と号け、正徳五年九月廿四日、始めて門を開きて教授す、時に歳十九なり、後三略の能使三軍如一心則其勝可全の語に因りて一全流と改む、

茂矩、長沼流の兵学を修めんとするの志あり、然も就いて教を受くるの師なし、是に依りて諸流の兵学を修め、八流の許可を得、其他三十余流の兵書を涉獵せるも一も意に満るものなし、依りて自ら兵書を編むこと数十卷に及ぶ、偶々高須の士大田教品の国に帰るに遭ひ、就いて教を受く、教品は澹斎の門下佐枝尹重の高足なり、既にして従来学びたる所の、兵要録に及ばざること遠きを覺り、編ずる所の兵書を取りて之を燬き、専ら兵要録を講習す、後書を通じて尹重の門に入り、間難数十回、遂に悉く其伝を得たり、茂矩神道を吉見幸和に学びて悉く其許可を得、又玉木葦斎、木全雄香に従ひて其教を受く、平生神明を敬し、毎朝必ず神を拝し、而して後武技を試みること数回、未だ曾て一日も廢せず、初め儒を松崎睡軒、小出伺斎、宮崎古厓に学びしが、一旦思ふ所ありて之を廢せり、又歌を觀景窓長雄に学び、俳諧を東花坊支考に学びて丁牧と号す、其他茶儀を嗜み頗る其通に通ず、(中略)安永七年二月十七日没す、享年八十二、本龍寺北押切に葬る、子孫相継ぎて尾藩兵学の師たり、

以下、『諸流兵法(下)』の記述も参照して近松の生涯を概観する。近松は、元禄一〇年(二六九七)に誕生。父は茂清。彼は尾張藩の細工頭、江戸材木奉行などを歴任した。幼少期より和漢の古典を学び、片山流居合、貴直流兵法、心念流棒術といった兵術稽古に勤しんだ。宝永六年(一七〇九)、一三歳の時に四代藩主・吉通に御目見えをする。その後、正徳三年(一七一三)、江戸において御側小姓に召し抱えられ、五〇石五人扶持の給禄であった。その頃、吉通は「武道全流道知辺」という流派を創設し、近松はその修行を行った。同年、吉通が薨去。近松は吉通の死に際して、彼の遺言を書き留めた『円覚院様御伝十五条』を著している。相次いで五代藩主・五郎太も薨去。継友が六代藩主に就任すると、近松は名古屋へ戻って馬廻組に任じられたものの、勤め具合の悪さから職を解かれた。その後は藩の実務に一切就くことなく、あらゆる兵法の研究と実践を始めた。吉通の遺言通り、「全流練兵伝(後の一全流兵法)」を創始し、正徳五年(一七一五)九月二四日、近松が一九歳の時に、門下生に対して初めてその内容を教授した。

その頃近松は、長沼流兵法を修めようとも決心する。しかしながらその師を探すができず一時断念。その代わりに他流派の兵法を学び、八流の免許皆伝を授けられた。そしてつ

いに、大田教品という長沼流兵法の師を見つけ、彼から教えを受ける。大田は佐枝尹重の弟子であった（佐枝は長沼流兵法創始者・長沼澹齋の弟子）。近松は長沼流兵書『兵要録』に勝るものはないことを悟り、これまで学んだ兵書を捨て、『兵要録』だけを熱心に学ぶことを決心した。後に、佐枝尹重に学ぶ機会を得た近松は、更なる稽古に励み、享保一六年（一七三一）、三四歳の時に、ついに長沼流兵法を修了した。

また近松は、神道、儒学、和歌、俳諧、茶道にも精通していた。神道については、吉見幸和、玉木葦斎、木全雄香からその教えを受け、儒学については、松崎睡軒、小出伺斎、宮崎古厓から学んだ。ただ儒学は肌に合わなかったのか、学習を一時中断している。和歌については観景窓長雄、俳諧は東花坊支考に学んだ。茶道は誰の教えを受けたのか不明だが、達人の域に達しており、『茶窓間話』という茶道書を著している。安永七年（一七七八）、八一歳で死去。北押切の本龍寺に葬られた。

以上、近松の生涯について見てきたが、兵法に限らずあらゆる学問分野を学び続けていたことが分かる。そして近松の一番の功績は、四代吉通の遺命を受けて「一全流兵法」を創出し、その後、「長沼流兵法」に傾倒し、その師範となったことである。

近松が傾倒した長沼流兵法と、彼が創始した一全流兵法について少し検討したい。長沼流兵法は、長沼澹齋を創始者とする、練兵や戦術に重きを置いた兵法流派である。澹齋は五人の門下生（井上新助、田山重好、仁田正武、土岐光晴、佐枝尹重）を抱え、その中の一人、佐枝尹重（別名・碎玉軒）は尾張藩と藤堂藩に仕え、後の近松茂矩の師であった<sup>99</sup>。

佐枝には一三人の門下生がおり、その中の一人が、近松茂矩の兄弟子・大田教品であった。先述の通り、近松は当初、大田から長沼流兵法を学び、後に大田の紹介で佐枝に学んだ。そして近松は、後に長沼流兵法の師範となり、四人の門下生（加納正富、取田正潔、棚橋敬武、鈴木貞美）を抱えた。

以上のことは、「長沼流軍術伝統系」に詳しく記されている<sup>100</sup>。

#### 〔史料二七〕「長沼流軍術伝統系」

尹重 豊原姓佐枝政之進 号碎玉軒 産テ尾州長テ濃行テ武江  
初仕テ柴山美作守一尹中仕テ酒井隼人正源忠胤後仕  
テ藤堂和泉守藤原高睦及其嗣和泉守高敏享保十丙午  
年致仕テ時七十三歳 子孫相続在テ藤堂家

（後略）

茂矩 藤姓近松彦之進

仕テ尾張家

初学テ大田教品後從テ碎玉軒先生得許可テ時享保

十六辛亥正月十八日也

続いて「一全流兵法」について検討したい。近松茂矩によって創始されたこの兵法は、剣術をはじめ、火術、馬術、柔術、器巧など幅広い分野を扱ったものである。一全流に関する史料としては、「一全流火術之書」や「一全流練兵伝解」、「一全流練兵忍緒伝解」などが存在する。

そして近松が一全流兵法を創始した背景には、四代吉通が創始した「武道全流道知辺」の存在があった。吉通の遺言を書き記した『円覚院様御伝十五条』には、吉通が近松に対し、武道全流道知辺を引き継ぎ、新たな流派を創始するよう命じている様子をうかがえる<sup>100</sup>。

#### 〔史料二八〕「円覚院様御伝十五条」

御意に近頃武道全流道知辺の伝といふ教へをおもひ立ぬ、これハ軍法に武芸を加へて大将も平士も学ひやすき様にせんとおもふ、但し稽古之次第ハまつ軍法にハ将士のわかちをして大将たらん者ハ大将の軍法よりまつならむ、其事終りてから段々と平士へさかりて平士之事をも悉皆識得する様にせん、(中略)かく一流達立せんとおもへとも最早成難すへからず、其方能々此主意と忘れすして諸芸学習して後に何とそ一流興起すへし、怠る事なかれ、

「武道全流道知辺」は、將軍から家臣にいたるまで、誰でも修得できるようなカリキュラムで成り立っている。しかしながら大前提として、將軍は將軍としての兵法を、家臣は家臣としての兵法をまずは修得すべきである。私自身(吉通)は、この流派を大々したいと願っているが、病の床に伏しているため、もはや叶わない。そこで近松が代わりに様々な流派を今後学び取り、「武道全流道知辺」を引き継ぐ形で、怠る事なく新たな流派を創始してほしいと願っていることが分かる。吉通の兵法に対する力強い想いが感じ取れるのではないだろうか。近松はその命じ付け通り「一全流兵法」を創始し、それに関する様々な著書を残し、弟子達に相伝していたのである。

以上、近松の生涯について概括した。次節では、その生涯の中で出会った二人の忍び、「木村奥之助」と「竹之下平学頼英」との関わりについて検討したい。

## 〈第二節〉近松茂矩と忍び

本節では、近松茂矩と忍びとの関わりについて考察を行う。川上仁一によると、近松茂矩は、甲賀五人の支配頭・木村奥之助と兵法家・竹之下平学頼英との関わりがあったことが明らかになっている<sup>101</sup>。木村奥之助については、時代的に、初代木村奥之助であると考えられる。竹之下平学頼英は、伊勢国出身の忍術家であり、服部半助という人物から伊賀忍術を相伝したという。『平学先生略伝』（『翻刻史料』）には、彼の生涯が詳しく記されている。近松は両者から忍術の手ほどきを受け、それらをまとめたものが、『用間伝解』、『用間俚諺』、『用間加条伝目口義』、『用間伝解口伝書』である<sup>102</sup>。これら忍術書の分析については次節で検討したい。

そもそも近松はなぜ忍術を学ぶようになったのだろうか。それもまた四代吉通の遺言が影響している。『円覚院様御伝十五条』を見ると、吉通の忍びに対する思想をうかがうことができる。その記述は以下の通りである<sup>103</sup>。

### 〔史料二九〕「円覚院様御伝十五条」

御意に忍の術ハ和漢共に上古より兵家之大事とし、孫子にも十三篇之卷末に用間の篇有、但し其術ハ土地風俗のたかひより相違す、されども孫子に伝ふる五間か根本也、いま日本にてハ伊賀甲賀之伝詳蜜にしてこれより外なし、故に諸家其者共を扶助す、但し主将たる人も忍の正伝なる大要とハ識得すへし、これを識らすしてハ忍之者を遣ふ事ならず、又敵方よりいれる忍を防く事ならず、世上一同にこれを至て凡下の卑賤とし、甚たしきハ夜盗之所為のことく等おとしいやしむハ大きに非なり、主将たらん人、壁をのり垣をこゆるの術之ことく瑣碎なる術などハ習ふに及す、たゞ其術之大旨を習ふへし、但し附言・妄説・奸計・偽伝多し、其本源を撰むへし、此旨をも五郎太成長後によくく伝ふへし、

忍びは日本や中国で古代から重宝され、『孫子』用間篇にその記述がある。そこに記されている内容こそ忍びの本質である。日本においては、伊賀・甲賀出身の忍びが有名であり、彼

らは各地で大切に扱われている。上に立つ者は、忍びについての心得がなければ彼らを召し抱えることはできない上、敵の忍びの襲撃を防ぐこともできない。そもそも忍びを「夜討ち要員」や「盗賊」として蔑むことは大きな間違いである。また壁をよじ登り、石垣を乗り越え、えるといった些末な忍術を学ぶのではなく、忍術の本質を理解する必要がある。これらについては、五郎太（五代藩主）の成長後によく伝えておくように、といった内容である。

以上の記述から、吉通は近松に対して、忍びの本質を学んでそれを五郎太に伝えることを期待している様子がうかがえる。また先述の通り、近松は吉通の「武道全流道知辺」を引き継ぎ、新流派を創始してそれを大全する必要があった。おそらく一全流兵法にも忍術の本質が導入されていたと推測できる。以上の背景があったからこそ、近松は忍術を学んだのである。

さて近松はどういった内容を学んでいたのだろうか。それについて『忍未来記』の記述から理解できる。この史料は、享保四年（二七一九）、近松が初代木村奥之助に入門した際に、甲賀忍びの「過去の栄光」・「現在の墮落状況」・「未来予測」について教えを受け、それらを講義録という形でまとめたものである。

まずは甲賀忍びの「過去」について見てみよう。過去における甲賀忍びは、たとえ他国に仲間が分散していたとしても、強固なネットワークによって、常に情報がやり取りされていたという<sup>104</sup>。

### 【史料三〇】『忍未来記』

甲賀忍ノ伝授ヲスル者ハ、入門ノ始メニ先三世ヲ悟了スル事肝要也、所謂過去・現在・未来ナリ、

過去ハ 往昔

現在ハ 当今

未来ハ 以後

往昔甲賀一流ノ忍ノ伝ヲ立ルノ法格ハ、甲賀郡ノ素生ノ者ハ子々孫々迄一体分身ノ思ヒヲナシ、同胞ノ兄弟ト心得テ遠国ニ分散シ居住スルトモ、互ニ姓名ヲ知り知ラレ、常々通達シテ、若用事アラハ互ニ隠サス告知ラセ、共々忍ノ用サシツカヘナク調フヘキ旨云合セ、扱甲賀出ノ者ニテナケレハ一切相伝スヘカラスト定ム、コレ往昔甲賀一流ヲ立ル法格也、

甲賀忍術を学ぼうとする者は、まず甲賀忍びの「過去・現在・未来」を理解することが肝要である。過去における甲賀忍びは、互いに姓名を知り合い、たとえ他国に分散していても強固なネットワークで結ばれていた。急用があればすぐに通達が行き届き、協力して任務を行っていた。そして甲賀出身の者でなければ、その忍術は絶対に伝授しなかった。

しかしながら現在において、甲賀忍びは大きく墮落してしまった。その現状を木村奥之助は嘆き、その墮落の現状について一三項目にまとめている。例として、第一〇項目を紹介する。ここには『孫子』用間篇の重要性が説かれている<sup>105</sup>。

### 〔史料三二〕『忍未来記』

是十、惣テ同流ノ者モ件々ノ如キユヘ、忍ノ術ハ寄計変詐ノ現術同意ト思フテ、五間ノ伝方最第一大要必用ナリト徹底得心スル者ハ万人ニ一人ナリ、コレ其師伝詳蜜ナラス、其人ノ器量狭小ナルユヘナリ、尤形ヲカクシ、姿ヲ化ケ、池沼ヲ渡リ、河海ヲコシ、壁ヲノリ、門ヲ入ルノ類モ忍ノ一術ナレトモ、ソレハ至テ末々ノ事ニテ、実用ニ立事希ニシテ、大功立難シ、

一般的に忍術というものは、寄計変詐の幻術として捉えられているが、『孫子』用間篇に記された「五間」こそ最も重要な忍術である。しかし現在において、そのことを心得ている者はほとんどいない。その原因は、忍術を伝授する師、教えを受ける門人の両者が未熟であるためである。姿を隠し、変装し、川や海を越え、壁を乗り越え、門を開けることも忍術の一つであるが、それらは些末な忍術であって、実践することはほとんどない。これを理解していないために、大きな功績を挙げることができないのである。

『孫子』用間篇の重要性を説いていることで、先述した四代吉通の忍びに対する思想とほぼ一致していることが理解できるだろう。忍びの本質は『孫子』用間篇に記された「五間」であることが、吉通と木村奥之助の間で共通理解となっていたのである。

そしてこの墮落した現状を反省し、甲賀忍術を未来へ相伝していくことの重要性を最後に説いている<sup>106</sup>。

### 〔史料三二〕『忍未来記』

万一変用アル時ハ一向ニ用ニ立ヘカラス、若其時ニアタリテ用ニ立サル時ハ、其身ノ誤リノミナラス、一国ノ危殆ニモ及フ災ヒニ至ラン、且甲賀一流ノ恥辱ニシテ、一流衰微

ノ基本ナリ、予カ伝ヲ受統者ハ、マツ此条々ヲ能得心シテ、一流相承ノ古法・古格ヲ差  
ヘス、勉テ修行シ遂ケテ、大功業ヲ立ヘシ、此条々ハ未来ヲ考勘シテ一流ノ警メニ説遣  
ス者也、

万が一非常事態が発生した場合に、忍術を適切に実践できなければ、自らが危険にさらされるだけでなく、一国の危機にもつながる。これは甲賀における恥であり、甲賀忍術が途絶える原因となる。そうならないためにも、自らが相伝する忍術をよく理解して、古法や故実に精通し、日夜修行に励む必要があることを説いている。

この最後の部分は、忍びの道の心得を説いたものであり、いわば「正心の重要性」を表しているものといえよう。『万川集海』巻第二「正心第一」<sup>107</sup>に、「此道ヲ業トスル者ハ、一戦ノ折カラ主君ノ為ニ大忠節ヲ尽シ大功ヲ立ントノミ欲シテ、主君ノ安否、国ノ存亡、我一人ノ重任ト可心得、功成名遂テ身退コソ臣ノ道ナラシメ、若小節ニカ、ハリ小恥ヲ不レ忍シテ私ノ為ニ身ヲ亡サバ、是ヲ禄賊トモ匹夫ノ勇トモ云ツヘシ」という記述がある。忍びとして生きるならば、主君のために忠節を尽くし、大功を常に遂げることを意識して、主君の安否や国の存亡は、全て自分一人にかかっていることを理解する必要があることを説いたものであるが、これもまた木村奥之助の考えとほぼ一致しているといえよう。

その後文化二年（一八〇五）には、近松の孫弟子である水野忠通が、師である鈴木貞美からその教えを受け、『甲賀忍之伝未来記』を著した。甲賀忍びの「過去・現在・未来」が後の世まで相伝されていた証拠となるだろう。

さて本章では、尾張藩の兵学者・近松茂矩について検討した。近松は四代吉通に仕え、吉通が創始した「武道全流道知辺」を引き継ぐ形で、「一全流兵法」を創始した。また「長沼流兵法」にも傾倒していた。そして吉通の遺言によって、五郎太（五代藩主）に忍術の本質を伝える必要性に駆られた近松は、甲賀五人の支配頭・初代木村奥之助と、伊勢国出身の伊賀忍術家・竹之下平学頼英から忍術を修得した。『孫子』用間篇の内容が忍術の本質であるという吉通の思想は、木村奥之助の思想と合致しており、近松は講義を通して、改めてその重要性を認識するきっかけとなったのではないだろうか。

## 《第四章》近松茂矩の忍者関係史料分析

さて本章では、近松茂矩が著した忍者関係史料、特に『用間伝解』『用間加条伝目口義』の二つを取り上げてその分析を行う。前者は、伊賀・甲賀における『孫子』用間篇の解釈について、後者は、『孫子』用間篇の戦略を適切に実行するための伊賀・甲賀忍術の詳細について記されている。両書の内容分析は、山田雄司によつて一部分行われているが<sup>108</sup>、本稿ではさらに踏み込んだ考察を行うことを目的としている。はたして近松は、竹之下・木村の両者からどのような忍術を相伝されたのだろうか。

### 〈第一節〉『孫子』用間篇の解釈

本節では、『用間伝解』の内容を分析し、伊賀・甲賀において『孫子』用間篇をどのように解釈していたのかを明らかにしたい。まずは『用間伝解』「叙由」の記述を取り上げる。内容は以下の通りである<sup>109</sup>。

#### 〔史料三三〕『用間伝解』

康敬先生ノ曰ク、抑<sup>ソモク</sup>忍ノ伝ニ於テ最上至極蘊奥秘訣ハ孫子ノ用間ノ篇ナリ、コヽニ詳蜜ナラスシテ奇異変現ノ術、喩<sup>ヘ</sup>溝越<sup>ヲル</sup>累ノ伎等ノミヲ忍の肝要と云ハ、本ヲ捨テ末ヲ取ナリ、(中略)多年ノ後頼英先生ニ謁シ、履ヲ取テ従学ス、先生ユヘアリテ伊賀伝ノ忍ヲ伝ヘ玉フ、示シテ曰、忍ノ要他ナシ、孫子ノ用間ヲ以テ本源枢要トスヘシトテ、(後略)

「康敬先生」とは、初代木村奥之助のことである。木村によると、忍術の中で最も重要なものが『孫子』用間篇であり、その内容を理解することなく、奇異変幻の術や、石垣を乗り越える方法を重視することは、忍術の本質を見失っていると説く。近松はその後、竹之下平学頼英から伊賀忍術を学んだ。竹之下についても、忍術の本質は『孫子』用間篇であり、それを学ぶことの重要性を説いた。すなわち木村・竹之下両者共に、『孫子』用間篇を忍術の本質と捉えており、それを理解することの重要性を説いていたことが分かる。前述の通り、四代吉通も同等の考えであったことから、近松は改めて『孫子』用間篇の重要性を認識すると

共に、その実践に励んでいたとされる。

さてその『孫子』用間篇とは、一体どのような内容であろうか。以下、その原文を掲げる  
1100。

#### 〔史料三四〕『孫子』用間篇

孫子曰、凡興師十万、出征千里、百姓之費、公家之奉、日費千金、内外騷動、怠於道路、不得操事者、七十万家、相守数年、以争一日之勝、而愛爵祿百金、不知敵之情者、不仁之至也、非人之將也、非主之佐也、非勝之主也、故明君賢將、所以動而勝人、成功出於衆者、先知也、先知者、不可取於鬼神、不可象於事、不可驗於度、必取於人、知敵之情者也、故用間有五、有因間、有内間、有反間、有死間、有生間、五間俱起、莫知其道、是謂神紀、人君之宝也、因間者、因其鄉人而用之、内間者、因其官人而用之、反間者、因其敵間而用之、死間者、為誑事於外、令吾間知之、而伝於敵間也、生間者、反報也、故三軍之事、莫親於間、賞莫厚於間、事莫密於間、非聖智不能間、非仁義不能使間、非微妙不能得間之實、微哉微哉、無所不用間也、間事未發而先聞者、間与所告者、皆死、凡軍之所欲擊、城之所欲攻、人之所欲殺、必先知其守將左右謁者門者舍人之姓名、令吾間必索知之、必索敵人之間來間我者、因而利之、導而舍之、故反間可得而用也、因是而知之、故鄉間内間、可得而使也、因是而知之、故死間為誑事、可使告敵、因是而知之、故生間可使如期、五間之事、主必知之、知之必在於反間、故反間不可不厚也、昔殷之興也、伊摯在夏、周之興也、呂牙在殷、故惟明君賢將、能以上智為間者、必成大功、此兵之要、三軍之所恃而動也、

以降、本項ではこれらの記述について、

①「孫子曰、凡興師十万、出征千里、百姓之費、公家之奉、日費千金、内外騷動、怠於道路、不得操事者、七十万家、」。

②「相守数年、以争一日之勝、而愛爵祿百金、不知敵之情者、不仁之至也、非人

之將<sup>一</sup>也、非<sup>二</sup>主之佐<sup>一</sup>也、非<sup>三</sup>勝之主<sup>二</sup>也、<sup>一</sup>。

③ 「故明君賢將、所<sup>三</sup>以動而勝<sup>レ</sup>人、成功出<sup>二</sup>於衆<sup>一</sup>者、先知也、先知者、不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>取<sup>二</sup>於鬼神<sup>一</sup>、不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>象<sup>二</sup>於事<sup>一</sup>、不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>驗<sup>二</sup>於度<sup>一</sup>、必取<sup>二</sup>於人<sup>一</sup>、知<sup>二</sup>敵之情<sup>一</sup>者也、<sup>一</sup>。

④ 「故用<sup>レ</sup>間有<sup>レ</sup>五、有<sup>二</sup>因間<sup>一</sup>、有<sup>二</sup>內間<sup>一</sup>、有<sup>二</sup>反間<sup>一</sup>、有<sup>二</sup>死間<sup>一</sup>、有<sup>二</sup>生間<sup>一</sup>、五間俱起、莫<sup>レ</sup>知<sup>二</sup>其道<sup>一</sup>、是謂<sup>二</sup>神紀<sup>一</sup>、人君之寶也、<sup>一</sup>。

⑤ 「因間者、因<sup>二</sup>其鄉人<sup>一</sup>而用<sup>レ</sup>之、<sup>一</sup>。

⑥ 「內間者、因<sup>二</sup>其官人<sup>一</sup>而用<sup>レ</sup>之、<sup>一</sup>。

⑦ 「反間者、因<sup>二</sup>其敵間<sup>一</sup>而用<sup>レ</sup>之、<sup>一</sup>。

⑧ 「死間者、為<sup>二</sup>誑事於外<sup>一</sup>、令<sup>三</sup>吾間知<sup>レ</sup>之、而伝<sup>二</sup>於敵間<sup>一</sup>也、<sup>一</sup>。

⑨ 「生間者、反報也、<sup>一</sup>。

⑩ 「故三軍之事、莫<sup>レ</sup>親<sup>二</sup>於間<sup>一</sup>、賞莫<sup>レ</sup>厚<sup>二</sup>於間<sup>一</sup>、事莫<sup>レ</sup>密<sup>二</sup>於間<sup>一</sup>、<sup>一</sup>。

⑪ 「非<sup>二</sup>聖智<sup>一</sup>不<sup>レ</sup>能<sup>レ</sup>用<sup>レ</sup>間、非<sup>二</sup>仁義<sup>一</sup>不<sup>レ</sup>能<sup>レ</sup>使<sup>レ</sup>間、非<sup>二</sup>微妙<sup>一</sup>不<sup>レ</sup>能<sup>レ</sup>得<sup>二</sup>間之實<sup>一</sup>、微哉微哉、無<sup>レ</sup>所<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>用<sup>レ</sup>間也、<sup>一</sup>。

⑫ 「間事未<sup>レ</sup>發而先聞者、間与所<sup>レ</sup>告者、皆死、<sup>一</sup>。

⑬ 「凡軍之所<sup>レ</sup>欲<sup>レ</sup>擊、城之所<sup>レ</sup>欲<sup>レ</sup>攻、人之所<sup>レ</sup>欲<sup>レ</sup>殺、必先知<sup>二</sup>其守將左右謁者門者舍人之姓名<sup>一</sup>、令<sup>二</sup>吾間必索知<sup>レ</sup>之、<sup>一</sup>。

⑭ 「必索敵人之間來間<sup>レ</sup>我者、因而利<sup>レ</sup>之、導而舍<sup>レ</sup>之、<sup>一</sup>。

⑮ 「故反間可<sup>二</sup>得而用<sup>一</sup>也、<sup>一</sup>。

⑯ 「因<sup>レ</sup>是而知<sup>レ</sup>之、故鄉間內間、可<sup>二</sup>得而使<sup>一</sup>也、<sup>一</sup>。

⑰ 「因<sup>レ</sup>是而知<sup>レ</sup>之、故死間為<sup>二</sup>誑事<sup>一</sup>、可<sup>レ</sup>使<sup>レ</sup>告<sup>レ</sup>敵、<sup>一</sup>。

⑱ 「因<sup>レ</sup>是而知<sup>レ</sup>之、故生間可<sup>レ</sup>使<sup>レ</sup>如<sup>レ</sup>期、<sup>一</sup>。

⑲ 「五間之事、主必知<sup>レ</sup>之、知<sup>レ</sup>之必在<sup>二</sup>於反間<sup>一</sup>、故反間不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>厚也、<sup>一</sup>。

⑳ 「昔殷之興也、伊摯在<sup>レ</sup>夏、周之興也、呂牙在<sup>レ</sup>殷、<sup>一</sup>。

㉑ 「故惟明君賢將、能以<sup>二</sup>上智<sup>一</sup>為<sup>二</sup>間者<sup>一</sup>、必成<sup>二</sup>大功<sup>一</sup>、此兵之要、三軍之所<sup>二</sup>恃而動<sup>一</sup>也、<sup>一</sup>」の二一項目に分類し、伊賀・甲賀それぞれの解釈について検討したい。

## (一) 伊賀伝

まずは伊賀忍びにおける『孫子』用間篇の解釈について検討する。まずは①から③の解釈である<sup>111)</sup>。

〔史料三五〕『用間伝解』

・①の解釈

伊賀伝曰、凡ソ間ヲ用レハ勝易クシテ勝、間ヲ不レ用ハ勝ヘキニ不レ勝コトアリ、故ニ孫子ス、ムルニ間ヲ以テス、人君将帥ヨク其ス、メヲ許容サセンカタメニ、発言ニ如レ此高大ノ費ヲトヒテ耳ヲ驚シ、ツグニ間ノ用ハ微妙ナルコトヲ云テ悦服サスルナリ、

・②の解釈

伊賀伝曰、大将ノ上ニテ大疵ト云ハ不仁ナリ、不仁ニシテハ功ヲ遂ルコトナシ、不仁ノ将ニ従フ士ニハ必ス親附スル者ナシ、新附セサレハ功為シ難シ、就レ中金ヲ愛シテ人ヲ不レ愛ユヘニ、間ヲ用ズ大功ヲナサズ、故ニ孫子如レ此イマシメテ云也、

①間者を用いれば容易に戦に勝つことができ、用いなければどんな戦でも負けてしまう。主君や将軍は、この孫子の教えを理解させるために、声を大にして、孫子の素晴らしさを家臣に説かなければならない。

②将軍が仁義の心を持っていなければ、大功を遂げることはできない。仁義の心のない将軍に対して間者は従うことがないからである。そもそもそんな将軍は、金品に目がくらみ、家臣に興味を向けることがないため、間者を用いることもない。それゆえ大功を遂げることができないのである。

③の解釈は記されていなかった。ここでは実戦において間者を用いることの重要性、そして将軍が仁義の心を涵養することの大切さについて説いている。

次に④から⑨の解釈である<sup>112</sup>。

〔史料三六〕『用間伝解』

・④の解釈

伊賀伝曰、ヲヨソ宝ト云ハ、金銀七宝ヨリ種々其ノ物ニヨリ其人ニヨリテ宝アリ、既ニ楚書ニハ善以テ為スレ宝<sup>ラト</sup>、礼記ニハ仁親以テ為スレ宝<sup>ラト</sup>、兵ニ於テ宝ト云ハ間ナリ、コノ余他ナシト云フ者、和漢ニ孫子ソレ魁首ナリ、因テ思フニ、我カ朝ノ神靈地ヲ異ニシ、時ヲ同フセスシテ、既ニ間ノ業ヲ為シ玉フコト可シレ仰ク可シレ尊ム、後世ノ主将什宝コレナリト、握掌スル者スクナキハ誤レリ、孫子宝ノ一字ヲ下ス、千万歳ニ至テ大ヒナル賜

モノナルカナ、後学謹シテ受用体認スヘシ、

・⑤の解釈

伊賀伝曰、孫子五間ヲイツルニ一、二、三、四、五トス、是ソノ為シ易キヲトス、二、三、四、五モミナコレニ同シ、易シト云ハ、郷間コレ広大ニシテ為シ易シ、ユヘニ一トス、同伝曰、我忍ノ伝ニ於テハ、平安ノ日イマタ敵対セサルウチニ、近隣諸邦ノ郷人ニ因循スル縁故ヲナシムル也、既ニ敵々対々スル日ニ至テ俄ニ百姓・商賈ノ徒ニ因テ事ヲナサントスルトキハ、辺防アリ・制禁アリテ通シ難シ、大忍ノ大事口授アリ、

・⑥の解釈

伊賀伝曰、郷間ヨリハ為シ難シユヘニ第二ニ述ヌ、コレハ治乱トモニ其家ノ風俗ニヨリテ為シ易シ、国風習俗ヲ考テナスヘシ、蚤虱大事、口占、

・⑦の解釈

伊賀伝曰、敵辺防ハナハタ敵整ニシテ、我間イカントシテモ入リ難キ時ハ、反間ヨリ外ナシ、敵間ヲフセケトモ、我間ヲ出シ来ラスト云コトナシ、間キタルト態ト防スシテ入ラシメテ我用トス、水月ノ大事コノ伝ナリ、

・⑧の解釈

伊賀伝曰、我間敵間ニ知ラセ、次ニ生捕極罪ノ者ヲ誤テ逃シテ告シムル、コレ孫子イワサル術ニシテ、本朝ニテ始メテハカルトコロ、是ヲ三合ノ大事ト云、此上ニ秘術アリ、敵ヨリ如レ此ハカル時ハ、一離ノ伝ヲ用ユ、其上ニ又蜜伝アリ、若一離ノ術ナシカタク止ムコトナク対偶スル時ハ、正合ノ秘術ヲ用ユヘシ、重々ノ口占アリ、

・⑨の解釈

伊賀伝曰、生間至テナシ難シユヘニ第五ニアリ、コレ忍ノ常経ノ道、残テ四間ハ時変ニ応スル作略ナリ、但コレヲ能スル間人ハナハタ希ナリ、若コレヲ得ル時ハ実ニ主将ノ宝ナリ、又曰、間人ハ数十百人用ヒスンハ有ヘカラス、其人悉クミナ能スル人アルヘカラス、一才一能各其得タ所ヲ取テツカウヘシ、故ニコレヲ駆使スル總宰ノ人ヲ撰ム也、總司一人コレヲ能得ル時ハ、其ノ配下ノ間人各其ノ用ニアタラスト云コトナシ、要ノ大事

口占アリ、又曰、今他ニ云、高ニホリ卑ラク、リ、水ヲ涉リ沼ヲ越へ、壁ヲヨチ城ニ入、形ヲ隠シ影ヲ消ス、隠顕変化ノ奇術ハコレミナ生間急変ニ応スルノ術ニシテ、其常トスル所ニアラス、然ヲ忍ノ正法正術ト思フハ甚以誤レリ、故ニ忍ヲ以テ姦計変詐ノ邪術ト貶卑セラル、ヨク其ノ常変ノ意旨ヲ講究シ得テ、後ニ其ノ奇術ヲモ識得シ、変權ニ応スヘシ、

④人によってそれぞれ大切にすることは異なる。軍において大切なものは間者である。日本において神や仏を崇敬するように、間者が功を遂げることには敬意を表さなければならぬ。現在、上に立つ者は、間者を大切に扱っていない。これは大きな過ちであり、孫子が間者について「宝」だと表現したことを、よく考えなければならない。

⑤孫子は五間について、第一・第二・第三・第四・第五と分類した。因間は、その資質を有する人物は多く、一番用いることが容易なことから第一に分類される。因間においては、戦が始まる以前に、敵国の百姓や商人と関わりを持っておくことが重要である。戦が始まってから関係性を作ろうとしても、敵国に侵入できなかったりして、それが叶わないことがある。この時には〈大忍の大事〉という忍術を使う。

⑥内間は、因間よりも用いることが難しいため、第二に分類される。しかしながら太平の世や乱世にあつても、敵国の風俗に従えば、それを用いることは簡単である。とにかく敵国の風俗や習俗をよく理解することが重要である。この時には、〈蚤虱の大事〉という忍術を使う。

⑦敵の防備が万全で、味方の間者を敵国へ派遣できない場合には、反間を用いる。敵から間者がやってくる時に、わざと自国に侵入させて彼らを味方にする。この時には、〈水月の大事〉という忍術を使う。

⑧死間について、偽の情報や味方と敵の間者に知らせ、次に人質や罪人にその情報を伝える。これは孫子が説いたのではなく、日本独自のものである。この時には〈三合之大事〉という忍術を用いる。逆に敵が死間を派遣した場合には〈一離之伝〉を使う。最終手段としては〈正合之秘術〉を使う。

⑨生間は、一番用いることが難しいため、第五に分類される。これこそ忍びの本質である。生間を上手く実行できる者は稀である。だからこそ彼らを味方にできた時には宝となる。また間者は、一〇〇〜一〇〇〇人単位で用いなければならない。間者全てが全能ではないので、それぞれの才能や能力を發揮させることができるような主将を側につける。そうすることで、

間者はよく働いてくれる。この時には〈要ノ大事〉という忍術を使う。高い所に上がったたり、低い所をくぐったり、水を渡ったり、沼を越えたり、壁を越えて敵城に侵入したり、姿を隠して自らの存在を消したりといった忍術は、緊急事態が起こった時に用いるものであって、常に用いるものではない。これらを忍術の本質とするのは間違いである。』。

ここでは、五間（因間・内間・反間・死間・生間）について説かれている。第一〜五に分類され、それぞれ難易度に差があることを述べている。またそれぞれの戦略やその実行のための忍術についても記されている。そして「生間」を忍術の本質とし、壁を上ったり、敵城に侵入したりといった忍術は些末なものであることを明確にしている。

続いて⑩から⑫までの解釈である<sup>113</sup>。

### 〔史料三七〕『用間伝解』

#### ・⑩の解釈

伊賀伝曰、親愛セサレハ其人ノ志情ヲ識得シカタク、且ツ親附セス、故ニ至テ親シク馴レテコレヲ遣フナリ、父子同体ノ親附ナラサレハ、敵ノ反間トナル、反間ヲ防クノ術、タ、コレ親ノ行ル、ニアリ、心結ビノ大事、口授アリ、無刀ノ伝、口占ニ、伊賀伝曰、兵ハ神蜜ヲ尊フ、イワンヤ間ニアツカル事ハ父子夫妻ノ間モ他言スヘカラス、謀洩ル、則ハ軍利ナシ、コレヲ蜜スルモ亦親・賞ノ二ツニ根サスナリ、

#### ・⑪の解釈

伊賀伝曰、聖智・仁義・微妙、三ツノ者全ク備ル時ハ、人事ハ云ニ不レ及、風声水音マテモ間ノ用タラスト云コトナシ、故ニ微妙ト云フテ、コレ人君タル人ヨク間ヲ至重信用アラシムルノ意旨、句中ニアリ、

#### ・⑫の解釈

伊賀伝曰、百官有司其事ヲ勤メ損シ、又ハ其事ヲ洩泄スレトモ、罪スルニ死ヲ以テ処スルハ希ナリ、タ、間人ハ一事一言洩泄スルト、直ニ死罪ニ処ス、コレ間ノ用一事一言洩レスト、忽ニ軍ヲ敗リ、家ヲ滅スノ大事ニ至ルコト有カユヘ也、然ハ間ノ業ハ至極ノ重職大任也、諸将ノコレヲ曉達スルコト希ニシテ、間者ヲ卑賤ノ下職トナシ、親愛スル将スクナキハ誤レリ、

⑩間者と親しくなければ、彼らの心は理解できない。ゆえに間者を用いる時は、彼らと親しくしておくことが重要である。もしそうでなければ敵の反間となってしまう。反間を防ぐ方法は、とにかく親しくすることである。その時には、〈心結びの大事〉、〈無刀の伝〉という忍術を使う。

⑪聖智・仁義・微妙の三つを有する主将は、敵の情報はもちろんのこと、風の音や水の音なども間者に調べさせる。良将はとにかく間者を信用する。

⑫官僚や国の要職に就く者は、たとえ情報を漏らしたとしても、死罪になることはほとんどない。しかし間者は、少しでも情報を漏らしてしまえば死罪になる。間者が収集する情報は、一歩間違えれば敗軍し、一国を亡ぼすものであるため、決して漏らしてはならない。だからこそ間者は、至極重要な役目なのである。しかしながら、このことを理解している主将は稀である。間者を卑しい者として忌み嫌うことは間違いである。

ここでは間者と良好な関係を構築し、彼らを信用することの重要性、そして間者の守秘義務について述べている。また間者を卑しい者とみなすことを間違いだと説く。

⑬の解釈は以下の通りである<sup>114</sup>。

### 『史料三八』『用間伝解』

#### ・⑬の解釈

伊賀伝曰、コレ間者ノ真最初ノ当務ノ急一事ヲ云リ、是則出師ノ第一ニ知ラスシテナラサル事ナリ、然レハコレ間ハ用兵ノ第一、緊要ノ職ナルコト、イワスシテ爰ニシレタリ、伊賀伝曰、孫子首章ニ始計ヲノへ、七計ヲ論ス、コノ七計何ニ因テ識リ得テ筭スソヤ、ミナコレ間ヲシテ知り得ル也、然ハコレ間ノ用ハ至テ重シ、世人七計ノ肝要タルヲ知レトモ、其ノ根本ハ間ノ肝要タルヲ講究セス、間ヲ至重信用セサルハ兵法通曉セサルカユヘナリ、究メテ識得スヘキカナ、

⑬これは間者が行う最初の重要な任務である。間者は重要な役職であり、兵を動員する際に優先されるものである。『孫子』や『武経七書』から明らかのように、間者がほとんどの情報を収集するので、彼らは本当に重要な存在である。一般の人々でも『武経七書』の重要性は知っているが、間者が重要であることは分かっていない。間者を信用しないのは、兵法についてよく理解していないからである。

ここでも改めて間者の重要性について説いていることがうかがえる。『武経七書』を引き

合いに出して主張を補強している様子もうかがえる。

そして⑭から⑲の解釈は以下の通りである<sup>115</sup>。

### 〔史料三九〕『用間伝解』

#### ・⑭の解釈

伊賀伝曰、人ヲ以テ人ニキクヨリ外ニ術ナキユヘニ、必ト極メテ云リ、此反間ヲナサンカ為ニ、古今キヒシク間人ノ往来ヲ禁セサル也、

#### ・⑯の解釈

伊賀伝曰、因<sup>レ</sup>是<sup>レ</sup>是<sup>ニ</sup>是<sup>レ</sup>ハ、反間ヲサス、知<sup>レ</sup>之<sup>ヲ</sup>之<sup>レ</sup>ハ、敵中ノ事ヲサス、反間ニヨリテ敵ノ内外一切ノ事ヲ知ル、故ニ其ノ敵ノ様躰ニヨリテ四間ヲ施シ為シ用ユル也、

#### ・⑰の解釈

伊賀伝曰、一度死間ノ奇計の中シ、敵覆敗シ、亡者・間者罪セラレ死刑ニ及フニ至レハ、其ノ一度ノ勝ノミナラス、敵軍後々ノ軍毎ニ甚タ猶予狐疑シテ、思ヒキツタル働ヲスル事不<sup>レ</sup>能ナリ、且ツ間者モ危殆ノ念ヲ生シ、甚タ恐レフカミ、自己推察ノ事ウツリアフテ、考ヘ得シ事ナトハ一言モ告サルヤウニナリ行ナリ、此勝マヘノ一勝ノ十倍モアル事ナリ、故ニ一度死間ヲ成シ遂レハ、广大ノ勝ヲ握ルノ其礎トナル也、口占、

#### ・⑱の解釈

伊賀伝曰、期ハグワイアイノコト也、ソノ時ソノ期カチカワヌナリ、反間ニ因テナスユヘ不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>合フ、期カ必ス合也、

#### ・⑲の解釈

伊賀伝曰、間之用、前章ニ云フ如ク、必取<sup>ル</sup>於人ニヨリ外ナク、人ニ取ルハ反間ニ本ツク、彼我トモニ此外ナシ、故ニコ、ノ章ハ彼我ニカケテミヘシ、伊賀伝曰、世ニ間ハ、ナシ難ク神奇変化ノ妙術ト称ス、コレ用間ノ篇ツフサニ知ラサルカユヘ也、人ニトリテ人ヲツカウ、何ノ難キコトアランヤ、但シ反間ヲナサスシテナサントセハ、羽ナクテ空ヘアカラントスルカ如シ、コレヲナスコト反間一ツノミ、

⑭情報は人を通して聞くほかない。反間を活用するために、昔から間者の往来を活発にしている。

⑮の解釈は記されていないかった。

⑯反間を用いて敵の全ての情報を知る。敵の状態によっては残りの四間を用いる。

⑰死間を上手く用いて敵に有利を取り、もし敵の間者が死罪になれば、すでに勝利は目前である。今後、敵は軍を再興する時に疑念が生じ、せつかく練り上げた戦略・戦術を実行できなくなる。敵の間者の中に、危機感を持ち、恐れや自己疑念が生じ、収集した情報を伝えなくなる者もいるだろう。このように一度死間が成功すれば、その後の勝利は確実なのである。

⑱〈期〉は「グワイアイ（頃合いのことか）」の意味を持つ。その時々によって臨機応変に反間を用いる。

⑲間者の心を掴まなければ、それは反間につながる。間者を用いることは難しく、神妙変化の術とされているが、これは間者についてよく理解していないからである。心を掴んでさえいれば、間者を用いることは難しいことではない。反間を用いないことは、羽をつけずに空を飛ばうとするようなものである。

ここでは、反間を用いて情報を収集することの大切さを重点的に説いている。また死間が一度成功することによって、味方の勝利が確実になることを明快に論じている。

最後に⑳から㉑の解釈をしてみよう<sup>116</sup>。

#### 〔史料四〇〕『用間伝解』

##### ・㉑の解釈

伊賀伝曰、コノ一句ハ必取リニ於人ニテ為ス則ハ大功アリ、取ルニ於人ニヨリ外ニ術ナキノ証例ニ如レ此シ、区々ノ註解ニ惑フヘカラス、

##### ・㉒の解釈

伊賀伝曰、間ノ術、若干畢竟ミナ取ルニ於人ニヨリ外ナシ、智ヲ以テ智ヲハカルナリ、上智ノ者ハコレヲヨクシ、下智ノ者ハコレヲヨクシ、故ニ上智ヲ以テ下智ヲ制ス、間ノ勝コヽニ存ス、上智ノ上字、眠ナリ、

㉒間者の性格を理解することで大功を遂げることができる。それを行わなければ勝利は得られない。

②とにかく間者の性格を理解することである。頭を使って間者の能力を理解する。頭の良いものは智慧を磨き、頭の悪い者もそれを磨く。しかし頭脳戦においては、頭の良い者が頭の悪い者を制するのである。間者の勝利はここにある。

ここでは間者の性格を理解することの重要性を説いている。以上、伊賀忍びにおける解釈を概括した。

## (二) 甲賀伝

続いて、甲賀忍びにおける解釈について確認する。前項と同様、二一項目に分類し、その内容を適宜分析していきたい。伊賀伝との比較も行っていく。まずは①から③の解釈である

117。

### 〔史料四一〕『用間伝解』

#### ・②の解釈

甲賀伝曰、仁ハメグムト訓ス、気強ニシテ吝嗇ナル者ハ必メグムコトナシ、故ニサシアタリタル軍用ニハ不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>止千金ヲ費セトモ、間ハ止ラル、ニ似タルユヘニ、百金ノ費ヲイトフテ不<sub>レ</sub>用ナリ、諺ニ小利大損ヲ不<sub>レ</sub>曉ナリ、故ニ孫子カクノ如クツヨク教ルナリ、

#### ・③の解釈

甲賀伝曰、素戔ノ鳴ノ尊・日本武ノ尊至尊ニシテ、大蛇ノ前ニ進ミ、大敵ノ中ニ入り、勝易シテ勝リ、併コレ危殆ノ事ナラスヤ、然ルニ少シノ危ブミナク、人無<sub>キ</sub>ノ地ニ行ク如クシテ功成シヌ、コレ則チ彼カ情ヲ識得アル事、明鏡ニ影ノウツルカ如シ、故ニ如<sub>レ</sub>此タヤスク必勝存セリ、兵ノ勝様本タ、敵ノ情ヲ知ルニ在<sub>ル</sub>ノミ、コレヲ識ルハ間ノミ、他ナシ、

①の解釈は記されていないかった。

②気が強い吝嗇家はお金を費やすことをしない。やむを得ない戦いには、仕方なくお金を費やすけれども、間者に対してはお金を出そうとしない。このことは、孫子が強く説いていることである。

③スサノオは八岐大蛇と対峙し、ヤマトタケルノミコトは強大な敵と対峙したが、彼らは容易く勝利した。何の危険もなく、不毛の地に行くように勝利を得たのである。これは彼らが事前に情報を得て、どのように対処すれば良いのか明らかだったからである。戦に勝つためには、まず敵の情報を知ることである。これができるのは間者だけである。

ここでは、間者に対してお金を費やすこと、戦の前に情報を収集することの重要性について説く。伊賀伝と比較してみると、②では、伊賀伝が主将の「仁」に重点を置いて解釈しているのに対し、甲賀伝では、主将の「お金の執着心」に重点を置いて解釈していることが理解できる。

次に④から⑨の解釈である<sup>1188</sup>。

#### 〔史料四二二〕『用間伝解』

##### ・④の解釈

甲賀伝曰、忍ノ道神妙不可測ナリ、其ノ元神人ノ為シ始メラレシト云、実ニ不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>誣<sub>ニ</sub>乎、言ニ不<sub>レ</sub>尽<sub>ニ</sub>筆ニ不<sub>レ</sub>尽<sub>ヲ</sub>称シテ神妙ト云、間ヲ用ルニ於テ其ノ神妙ヲナスニ至ラサレハ功ナシ、神妙ヲナスニ至テハ実ニ兵法ノ宝コノホカナシ、主将コレヲ曉得セサルハ滅亡ヲ招ク也、

##### ・⑤の解釈

甲賀伝曰、百姓・商賈ニヨリテ敵情ヲ知ルハ至テ為シ易クシテ、又難シ、其難シト云ハ、敵対ノ日ニ至リテハ境メヲ堅メ、他邦ノ人出入ヲ改ムユヘニナシ難シ、易シト云ハ、太平ノ今日ハ出入易ク、遷リテ住スルモ易シ、故ニ遠国マテハ及ヒ難シ、近隣四方ノ国々ヘハ常ニ手寄ヲツケ、知音ヲ為シ置ヘシ、ヨク為シ置ニハ、我間ヲシテ其国ヘウツシ住セルノ作略アリ、コレ所謂陰陽忍ノ大事、口授アリテ忍ノ総宰タル者ノ心術秘蘊コ、ニアリ、

##### ・⑥の解釈

甲賀伝曰、内間治世ノ体ニテハ為シ難キニ似タレトモ、乱世ニハ至テ為シ易シ、其易キハ古戦ヲ按考シテ知ルヘシ、氣象ニ治乱ノタカヒアリ、

##### ・⑦の解釈

甲賀伝曰、来間ノ情ヲヨク探リ知テ、其人ノ情ニ随フテ、謀リテ反間トスヘシ、情ヲ知ラサレハ反間ノ用ナシ難シ、四知ノ伝ヲ以テ情ヲ識得スヘシ、

#### ・⑧の解釈

甲賀伝曰、孫子ハ敵間及ヒ我間ニ偽事ヲ知ラセテ告シムルノミ、異邦ハシラス、本朝ノ人ハ怜悯ニシテ其ノ間トモノ辞ノミヲ以テ大事ヲナサス、故ニ生捕又ハ大罪ノ者ヲ放チツカワシテ、告シメテ敵ヲ誤ラシムルナリ、コレヲ占合セノ大事ト伝フル事ナリ、コレ本朝ノ兵術ニ委シキカ致ストコロナリ、口決、

#### ・⑨の解釈

甲賀伝曰、コレ我忍ノ職掌トスル所コレナリ、凡五間ノ内、四間ハ其ノ時時機ニ応シ事ニ臨ンテ為ス間ニシテ、予メ設ケ為スヘカラス、生間ハツネニ我業トシテ工夫按排一日モ怠ルヘカラス、鍛錬講習晨夕弛クスヘカラス、其ノ智ヲヒラクノ秘伝、若干口授アリ、

④忍びの道は神妙であり、元々は神が創始したものである。筆舌に尽くし難いことから神妙であるという。間者を用いる上では、神妙に至らなければ功を遂げることができない。神妙であることは兵法の宝である。主将はこれを理解しなければ滅亡につながる。

⑤百姓や商人を用いて敵の情報を知ることが、簡単なことでもあり難しいこともある。なぜ難しいのかといえば、戦が始まると敵は国境を防備し、人の往来を禁止してしまうからである。一方でなぜ簡単かといえば、今日の太平の世においては、人の出入りが頻繁であり、他国へ引越すことも簡単だからである。常に近隣の諸国に仲間や友人を作っておく。これは間者とその国に居住するための策略である。その時には〈陰陽忍びの大事〉という忍術を使う。

⑥太平の世においては、内間を用いることは難しいけれども、乱世においては簡単である。その詳細については古戦から学ぶのが良い。

⑦敵の間者の性格や望みをよく理解し、味方の反間に寝返らせる。彼らについてよく知らなければ、自国の反間にはできない。この時には〈四知の伝〉という忍術を利用する。

⑧孫子は、敵や味方の間者に偽の情報を伝えて、それを敵に伝えることだけを説いている。日本人は頭が良くて利口であるから、間者には情報を知らせるだけで、実際に敵に伝えて混

乱させる役は、人質や罪人に行わせる。この時には〈占合せの大事〉という忍術を使う。

⑨生間こそ忍びの本質である。五間の内、因間・内間・反間・死間は、その時々に応じて臨機応変に用いるので、あらかじめ用いることはしない。しかし生間は、常に自分の職務として、一日たりとも工夫を怠ってはならない。毎日の鍛錬も怠ってはならない。

ここでは五間について説かれている。伊賀伝と比較してみると、④では間者が軍において大切な存在であるという点で、どちらも共通している。甲賀伝では、それに加えて間者の神妙性についても触れている。⑤については、伊賀伝で「因間を用いるのは簡単なことである」と解釈しているのに対し、甲賀伝では、「因間は簡単なことであると同時に、難しいこともある」と解釈している点で違いが見られる。⑥については、伊賀伝で「太平期・乱世時において、敵国の風俗に従えば、内間を用いることは簡単である」と説いているのに対し、甲賀伝では、「太平期において内間を用いることは難しいが、乱世時では簡単である」と述べており、難易度解釈が異なっている。⑦では、敵の間者を自らの反間にするための忍術が異なっている。伊賀伝では「水月の術」、甲賀伝では「四知の伝」を用いる。⑧では、死間に対する解釈は伊賀・甲賀ともに、概ね共通しているものの、伊賀伝の方が、それに対応した忍術が豊富である。⑨では、伊賀・甲賀ともに、生間を忍びの本質と捉えている。情報を収集して生き抜く間者を最重要視することは、両者の共通理解となっていたのだろう。

続いて、⑩から⑫までの解釈である<sup>119)</sup>。

### 〔史料四三〕『用間伝解』

#### ・⑩の解釈

甲賀伝曰、コヽニ云賞ハ、官職ニハアラス、金銀ナリ、凡ソ間者ハ今日貴顕高位高官ノ人用ヒ難ク、内官又ハ卑賤ノ徒ヲ用ユ、コレ金銀ヲ以テ駆使スルカ秘術也、又反間ヲ防クニ重播ノ大事コレナリ、又曰、代々ノ良将、間人ノ費用ヲイトワス、且ツコレカ費用ヲキクコトナシ、亡国ノ愚将ハコレニ反シテ間人ノ費用ヲ無益トシ、タマタマ分配スルモ其ノ用イカント勘定ヲ改ムユヘニ、間者励ズ、志情ヲウコカシ、敵ノ反間ノ用トナルノミ、間ヲツカウニ至テハ、金銀ハ瓦石ノ如クスヘシ、草苞ノ大事、口占アリ、

#### ・⑪の解釈

甲賀伝ニ曰、仁義ニアラサル主将ハ、必ス極メテ吝嗇也、ユヘニ百金ヲ惜ム、因テ用間スルコトナシ、前章ノ不仁之至也ト参考シ得ヘシ、

・⑫の解釈

甲賀伝曰、親・厚・密ノ三ツノウチ、密至テ大事ナリ、親・賞ノ二ツヲ以蜜ナラシムレトモ、猶又大事ニ秘密ナサシメンカ為ニ、死ヲ以テナス、爰ニテ人々各自ニ慎ミテ秘密スルナリ、末ヲ絶テ本ヲ固クスル伝口占

⑩ここでいう褒美は、官職を授けることではなく、金銀を与えることである。そもそも今日では、位の高い人物を間者として用いることは難しいので、主君に不満を持つ者、また卑しい者に金銀を渡して間者として用いる。反間を防ぐためには、「重播ノ大事」という忍術を用いる。また歴代の良将は、間者に対してお金を出すことを厭わず、使い道を聞くこともない。その反対に愚将は、間者へお金を費やすことはなく、もしお金を渡したとしても、その使い道を尋ねる。こうして間者は職務に励むことなく、最後は心変わりして敵の反間となってしまう。間者を用いる上で、金銀は瓦石のように扱うことが重要である。この時には「草苞の大事」という忍術を用いる。

⑪仁義心のない主将は必ず吝嗇家である。ゆえにお金を出そうとせず、間者を用いることもない。

⑫人間関係における親・厚・密の三つの中でも、特に密が大事である。親愛の情をもって接し、褒美を厚くすることで、主将と間者は親密になる。親密であるがゆえに、間者は秘密保持のために自殺することがある。各自が慎んで秘密を保持する必要がある。

ここでは間者に対するお金の使い方、間者との関係性について説いている。伊賀伝と比較すると、⑩では、伊賀伝で、親愛の心によって間者を用いることの重要性を説いている一方で、甲賀伝では、金によって間者を用いることの重要性を説く。⑪については、伊賀伝において主将の聖智・仁義・微妙の大切さを説き、甲賀伝では、仁義のない主将の危険性を説いており、表現の違いはあれど解釈はほぼ共通している。⑫では、伊賀伝において「間者が情報を漏らすことの危険性」を説いているのに対し、甲賀伝では、情報を漏らさないために、間者が自死することがあり得ると述べている。

⑬の解釈は以下の通りである<sup>120</sup>。

〔史料四四〕『用間伝解』

・⑬の解釈

甲賀伝曰、他ニテハ間ハ詭計変詐ノ術ヲ要トスルノミト云ルハ、甚タ誤レリ、孫子コ、ニ云、コレ詭詐ノ術ヲ為スニアラス、兵ノ經常ノ道ナリ、

⑬間者が詭計変詐の術を用いるという考えは間違っている。間者はそのような術を用いず、あくまでも常道の兵法を用いると孫子は説いた。

ここでは間者が詭計変詐の術を使うことがないと論じる。伊賀伝では、情報を収集する上での間者の重要性を説いているのに対して、甲賀伝ではそれについて全く触れられていない。

そして⑭から⑲の解釈は以下の通りである<sup>121</sup>。

#### 〔史料四五〕『用間伝解』

##### ・⑭の解釈

甲賀伝曰、必カ字眼也、カヲ入テ看ヘシ、前章ノ必取<sup>ル</sup>於人ニ一ト一意ナリ、人ノ事ハ人ヲ以テ人ニキクヨリ外ナシ、奇怪不測ノ術、鬼神ト巫ノ伎ニアラス、

甲賀伝曰、ヨソノ敵間ヲシテ我用トスルハ、コレ至テナシ難キニ似タレトモ、利スルト舍スルトニテ、自由ニツカワレル也、反間スラ利ニ因テツカウ、況ンヤ我間ハ利シテツカヒ易シト知ルヘシ、

##### ・⑮の解釈

甲賀伝曰、敵間入カタシト思フニ入コト易ク、且ツ滞留シカタシト思フニ滞留シ易シ、於<sup>テ</sup>レ爰ニ必ス其ノ用心怠リ弛ム、其ノ怠リ緩ムトコロヘ、利ヲ以テ釣リテ反間トナセリ、一毛モ怠リ弛トイナヤ、志情ヲ動スノ因トナルナリ、故ニ反間得テツカワレル也、

##### ・⑯の解釈

甲賀伝曰、我間漸々入テ、郷間・内間ヲナシ出スハ、至テナシ難シ、敵間ノ来ルニ因リテコレヲナスハ、甚タナシ易シ、孫子カ智計タレカ其右ニ出ンヤ、

##### ・⑰の解釈

甲賀伝曰、本朝往々反間ヲ以テ勝ヲトリシ例多く、死間ヲ以テ大利ヲ得シコトスクナシ、コレ死間ノ作略詳密ニ曉得セサルユヘナリ、条々口授、

・⑱の解釈

甲賀伝曰、四間トモニ反間ノ一ツニ因テ行フナリ、因ハ因縁・因順ノ因ナリ、口占、

・⑲の解釈

甲賀伝曰、厚ハ前章ニ云賞莫シレ厚キハニ於間ヨリノ厚ト知ルヘシ、我間モ敵ノ間モミナ以厚賞ヲ以テツカウヘシ、我間千万人ニスケレ、忠肝義胆、水火ヲ避ス、重賞ニ釣ラレヌ者ナリトモ、ナヲ以テ我厚賞スレハ、弥感激シテ、ナヲ堪カタクモコラヘ忍フ也、

甲賀伝曰、敵ノ間ヲ反間トナスハ易クシテ、我間敵ノ反間トナルヲ防クノ事至テ難シ、コヽニ心ヲ用ユヘシ、孫子厚ノ一字ニ千万ノ意旨ヲノコセリト知ルヘシ、アヽ深ヒカナ、

⑭〈へ必〉という字にとりわけ注目すべきである。情報は人からしか聞くことができない。敵の間者を味方にすることは非常に難しいが、味方にするかしないかは、自由に選ぶことができる。敵の間者でさえ自らの利益によつて用いるのだから、味方の間者もそうすることは言うまでもない。

⑮敵の間者が忍び込みにくい所は、逆に忍び込みやすく、とどまりにくい所は、逆にとどまりやすい。これらの場所においては、敵は油断してしまうことがあるので、その油断した隙に反間を投入する。少しでも気が緩むことが、敗軍の大きな原因となるのである。

⑯敵国において、味方の間者を徐々に投入し、郷間や内間を用いることは至難の業である。しかし敵の間者がやって来てから彼らを用いることは簡単である。

⑰日本では反間を用いて勝利を得たことが多く、死間を用いて勝利を得たことは少ない、これは死間についてよく理解していないからである。

⑱四間（因間・内間・死間・死間）は反間の状況によつて用いる。

⑲味方の間者と敵の間者、両者に対して厚い褒美を与えるべきである。たとえ味方の間者が誰よりも優れ、忠義に厚く、危険を顧みず、たくさんの褒美に惑わされない者だとしても、しっかりと褒美を与えれば、その間者は感激して、耐え難きことも耐えようとする。また敵の間者を反間にすることは簡単だが、味方の間者が敵の反間になることを防ぐのは難しい。これは用心すべきである。孫子が「厚」の一字に、無限の意味を込めていたことを理解するべきである。

ここでは、反間の投入法や褒美を与えることの重要性について説いている。伊賀伝と比較

すると、⑭では、伊賀・甲賀伝共に、情報は人からしか収集することができないという点で一致している。⑯では、伊賀伝が「反間」に焦点を当てているのに対し、甲賀伝では「郷間・内間」に焦点を当てている。伊賀・甲賀伝どちらも「反間」の状況によって、その他の間者を用いることを推奨している点で共通している。⑰では、伊賀・甲賀どちらも死間について触れてはいるものの、伊賀伝では、戦いにおける死間の重要性について明快に論じ、甲賀伝では、単に日本では死間を用いて勝利を得た例は少ないと解釈している。⑱では、伊賀・甲賀伝どちらも「反間」の状況によって、その他の間者を用いることを推奨している点で共通している。そして⑲では、伊賀・甲賀どちらも「反間」の扱い方に触れているが、甲賀伝では加えて、間者に対して褒美を厚くすることの重要性を説いている。

最後は⑳から㉑の解釈である<sup>122</sup>。

### 『史料四六』『用間伝解』

#### ・㉑の解釈

甲賀伝曰、後世ハ間ヲ以テ一役ノ一芸ノミトスルハ、孫子用間ノ篇ニ明ラカニ不レ通ヤ、コノ一句ヲ解キ得サルカユヘナリ、口占、

#### ・㉒の解釈

甲賀伝曰、ヲヨソ人ノ動クヤ、目ニ見テ心ニ知リテ疑ヒナク、馳走シ坐作シ応接シ勉行ス、及ヒ万事ミナコレ耳目ノ二ツヲ以テ分弁シ用ヲナス、三軍ノ動クモコレ耳目ナクハ不レ可レ動ク、ソノ耳目ト云ハ、前ニ伝フル如ク、間ノミ人ツネニ耳目ヲタノミテ動ク、三軍ニ至リテ間ヲ恃ミテ動ク、全ク異ナルコトナシ、ア、間ノ用広大無量ナルカナ、

㉒現在においては、間者を一役一芸の存在とみなしている。これは明らかに『孫子』用間篇を理解していない証拠である。

㉑人の行動は、目で見えて心で理解すれば疑いはなく、馳走や坐作、応接、勉行などにいたるまで、全て耳で聞いて目で見えて判断する。そうしなければ兵を動かすことはできない。間者は特に人の行動に注目する。軍も間者に頼って行動すべきである。

ここでは、間者の間違った捉え方や人の行動に注目することの大切さについて説いている。伊賀伝と比較してみると、㉒は、伊賀伝において、間者の性格を理解することの重要性について説いているのに対し、甲賀伝においては、間者を一役一芸の存在とみなすことは間

違いであると説く。②では、伊賀伝においては、頭を使って間者の能力について考えることの大切さについて説いていたが、甲賀伝では、人の行動に注目することの重要性について述べている。

以上、伊賀・甲賀における『孫子』用間篇の解釈について比較検討を行った。ここで理解できるのは、「五間」において多少の解釈の違いはあるものの、全体的な間者（忍び）に対する考えは概ね共通しているということである。「間者は戦において重要な存在である」、「仁義の心を持った主将が、間者と親密な関係を築き、彼らが反間となることを防ぐ」、「生間こそが忍術の本質である」といった解釈が両者に共通していた。つまり伊賀・甲賀の間で、実戦に対する理念や戦略の共通理解がここで見られるのである。

さてその戦略を具現化するために、はたして伊賀・甲賀忍びはどのような戦術を実行していたのか。それについては次節で検討したい。

## 〈第二節〉『用間加条伝目口義』からみる忍術

本節では、『孫子』用間篇における「五間」を適切に実行するために、伊賀・甲賀で編み出されたそれぞれの忍術について検討し、その内容と特徴について探っていききたい。ここでは『用間加条伝目口義』という史料を用いる。この史料は上・下巻に分かれており、伊賀・甲賀において代々相伝された忍術について詳述されたものである。まずは序文を見てみよう。記述は以下の通りである<sup>123</sup>。

### 〔史料四七〕『用間加条伝目口義』

康敬先生甲賀忍ノ伝書ノ内ニ加条二卷アリ、又頼英先生伊賀忍ノ伝ニ一巻ノ伝目アリ、イツレモ其口訣若干ナレトモ、古代ヨリ共ニ暗記不忘ヲ要トシテ、筆記ヲ禁ス、然レトモ方今所思アリテ、加条・伝目合併シ、其口授ノ旨十カ六、七ツ輯録ス、此余ノ三、四ハ至テ蘊奥タルユヘ、耳堤面命シテ伝ヘント遣ス、其不備ヲ訝ルコトナク、至真力ヲ尽セヨヤ、予何ソノ慚秘セン、其□其志アラハ、伝ヘテ業ヲ万世ニ絶サラン事ヲノミコレ予素望ナリ、コレヲ学フ者勉励シテ莫怠、

木村奥之助が所有する伝書に、『加条』二巻があり、竹之下平学頼英が所有する伝書に、『伝目』一巻が存在する。これらはどれも内容を暗記し、筆記することは古代から禁止されてきたという。しかしながら今日思うところがあり、『加条』と『伝目』を合併し、両者から口伝されたことをいくつか集録し、『用間加条伝目口義』を完成させた。近松自身は、これらの忍術を公にして、未来へ相伝することを願っている様子がうかがえる。

『加条』二巻と『伝目』一巻の内容については、川上仁一によってその内容が一部紹介されている<sup>124</sup>。本項ではその中でも、「五間」の実行のために使われた忍術に焦点を当て、その考察を行っていくことにしたい。

## (一) 伊賀忍術

まずは伊賀忍術について検討する。『用間加条伝目口義 上』には、「第一、忍之訓伝」、「第二、忍之起原」、「第四、雲行之伝」、「第五、蚤虱之伝」、「第八、大忍之大事」、「第十、山彦之伝」、「第十一、次フリ火トホシノ大事」、「第十二、水月之大事」、「第十五、三合之大事」、「第十六、一離之伝」、「第十七、正合之秘術」、「第十九、内之気・外之気訓伝」、「第二十、小城之伝」、「第二十一、要之大事」、「第二十二、面討之伝」、「第二十三、ワケキリノ伝」、「第二十四、松明之占手之大事」、「第二十四、内ノ風・外ノ風ト云事」、「第二十五、心結之大事」、「第三十、七字之大事」が記されており、『用間加条伝目口義 下』には、「第一、撰ム事」、「第二、闇ノ夜ニ礫ウツヘカラサル事」、「第三、大小ノ心得アルヘキ事」、「第四、多少ノ心得アルヘキ事」、「第五、ツカラカシノ伝」、「第六、現問ノ術」、「第七、火中状ノ伝」、「第八、形ヲ隠ス術」、「第九、切火縄ノ所作」、「第十、マカクレノ伝」、「第十一、霧之卵ノ大事」、「第十二、地藏薬師ノ前ウシロノ心得」、「第十三、足カラミノ術」、「第十四、腕カラミノ術」、「第十五、道ヲ道トスヘキ伝」、「第十六、後途ノ勝ニ名ヲ残ス事」、「第十七、大勝ノ為ニ名ヲ惜ム事」、「第十八、枕ヲトル事」、「第十九、毒薬反シテ薬トナル術」、「第二十、辞ニ花ヲ咲セル弁」、「第二十一、ネヲシ書ノ伝」、「第二十二、大事ノ使ノ術」、「第二十三、声ヲ知ルヘノ伝」、「第二十四、大スワリノ伝」が記されている。

この中で『用間伝解』の「五間」の解釈に引用されていた術が、「第八、大忍之大事」、「第五、蚤虱之伝」、「第十二、水月之大事」、「第十五、三合之大事」、「第十六、一離之伝」、「第十七、正合之秘術」、「第二十一、要之大事」である。これらは全て上巻に記されたものである。

それでは早速それらの術の詳細を見てみよう。まずは「第八、大忍之大事」である。詳細は以下の通りである<sup>125</sup>。

#### 〔史料四八〕『用間加条伝目口義』

##### 第八、大忍之大事

伊賀伝曰、忍ノ勝ヲ要セハ、平日スヘテ諸国へ手寄りヲツケ、知音ヲコシラヘテ万事通達自由ニナシラクヘシ、変ニノソソンテ俄ニ通路ヲワケントシテハ成カタシ、是ヲナスニハ詩哥・連歌・俳諧・茶ノ湯等遊芸類ニヨリテナリトモ、兎角諸国ニチナミヲ拵へ、我名ヲモ天下へ知ラシムルヤウニナシラクヘシ、何様ノ事ニテモ其世ノハヤリコト諸国へ通シ易キニ便ルヘシ、

この忍術は⑤の解釈において紹介されていた。忍びにとつて重要なことは、諸国に知人を作つて有事に備えることである。有事が起きてから知人を作ろうとしても無理である。詩歌、連歌、俳諧、茶の湯などを通じて諸国に知人を作り、自らの存在を周知させておくことが重要だということである。これは諸国の百姓や商人を通じて情報収集を行う「因間」を用いるにあたって、合理的な方法であるといえよう。

次に「第五、蚤虱之伝」は以下の通りである<sup>126</sup>。

#### 〔史料四九〕『用間加条伝目口義』

##### 第五、蚤虱之伝

伊賀伝曰、ノミシラミハ人ニツク也、何様ナル宮殿楼閣へモ人ニツキテ行也、忍ノ者モ其如ク、マツ人ニツキテ忍フヘシ、是ハ人ノ通ラサル所ヲ通り、堀ヲ渡リ、堀ヲコシテ入ルハ、変ノ業也、マツハ人ニ随フテ門虎口ヲ出入スヘシ、其門戸カ通レヌ時ハ、止コトナク堀ヲコシ堀ヲノリテ入ルナリ、  
奥義大秘伝曰、ノミシラミハ着ル物ノ内身ニツクナリ、其如ク敵ノ内へイリテ、其家中人ハ百姓町人何ニテモ敵中ノ者ヲ従へナヒケテ我忍ニナスヘシ、所謂内聞ヲコシラヘ出スナリ、何トソシテ内ワニ身方ヲコシラヘ引入ヲナサシムル時ハイワク、イツ方マテモ忍入スト云コトナリ、又何様ノ大事モ知レ易シ、如此内ワノ身方ニツキシカ敵モ防カレヌ也、

この忍術は⑥の解釈において紹介されていた。蚤や虱が人に付いて行動するように、忍びも敵に付いて忍び込むべきである。敵に付いた上で門に入るのがよい。門に入れない時には、やむを得ず堀や塀を乗り越えて忍び込む。秘伝は以下の通りである。忍びは敵国に忍び込んだ時に、その百姓や町人と仲良くしておく、といった内容である。

敵国の家臣や官僚を間者として雇う「内間」を行う上で、まず彼らと親密になることが重要であったといえよう。

続いては「第十二、水月之大事」の内容である<sup>127</sup>。

#### 〔史料五〇〕『用間加条伝目口義』

##### 第十二、水月之大事

伊賀伝曰、敵至テキヒシク境目ヲ固ル時ハ、我忍入ル事ナラサレトモ、敵ヨリ間ヲ出サスト云事ナシ、其官出キタルトヤツハリ防スニ入レテ、反間ノ用ニス、譬ハ月出レハ水ニ移ルコトシ、故ニコレヲ水月ノ大事ト云、

奥秘曰、水上ノ月ハ形アレトモ、実ハ形ナキユヘ手ニトラレス、敵間モカクノ如シ、実ニ手ニ入レテ我間ノ用トナスニ至ルハ甚タナシ難シ、故ニ深慮シテヨリ親附サスル事肝要ナリ、其術ハ其時ニヨリ其人ニヨレハ、マヽニ云ヘカラス、

この忍術は⑦の解釈において紹介されていた。敵が国境付近を敵しく取り締まる時には、味方の忍びを敵国に忍び込ませることができない。また敵の忍びもこちらへやって来ることはない。そこでもし敵の忍びがやって来たら、彼らを反間として用いるべきである。秘伝は以下の通りである。水上の月を手に取りることができないように、敵の忍びを反間にすることは難しい。そのため敵の忍びに対しては、気を遣って親身に接するべきである。

反間を手に入れるための手順について簡潔に述べている。特に敵の忍びに対して親身に接し、彼らの心を掴もうとしていたことがうかがえる。

そして「第十五、三合之大事」、「第十六、一離之伝」、「第十七、正合之秘術」は⑧の解釈において紹介されている。まずは「第十五、三合之大事」である<sup>128</sup>。

#### 〔史料五一〕『用間加条伝目口義』

##### 第十五、三合之大事

伊賀伝曰、日占合ノ伝ニ大同小異アリ、其異ハ、マツ始メニ何事ソ一ツノ謀ヲカマヘ、

至極隱蜜シナカラ誤リテ、小姓女出家カ又ハ多言ナル者ニ知ラセテ、自然ニ風聞シテ我  
間モ敵ノ間モ知ルヤウニス、故ニ敵將キヒテ其備ヲナスニ、聞シニ差ス、其事有サレト  
モ先ンシテ防クユヘ、敵ハ利アリテ我ハ利ナシ、但シ其跡ノ大勝ヲトラント思フ時ハ、  
此不利ヲ大イニナシ、敵ニ嬉カラセテ置ナリ、扱其上テ占合ノ如クシテ大勝ヲトル也、  
如此三度合セルユヘ三合ト云、

この忍術は⑧の解釈において紹介されていた。戦術を練った時には、最初は秘密にしておい  
て、後に小姓や出家、口が軽い者にそれらを知らせ、彼らによって、味方や敵の間者に戦略  
を伝えさせる。敵はその戦略に対して防備を万全にし、一時的には敵に利益がもたらされる  
が、最終的には自国が勝利する。

次に「第十六、一離之伝」は以下の通りである<sup>129</sup>。

#### 〔史料五二〕『用間加条伝目口義』

##### 第十六、一離之伝

伊賀伝曰、間者ノ言ニヨリテ、少々ニテモ勝ヲ得ル事有ハ、其次ノ軍ハ間者ノ言ノミヲ  
タ、ムヘカラス、増テ大勝アラン事ヲ間者ヨリ告、其上敵ヨリ降参人カ走り込カ味方ノ  
因トナリシ者カ逃販リテ告ル旨モ、サキニキ、シ間者カ言ト一同セハ一向ニ其事ヲ採  
用ス、キカサル如ク離レ切テ居ル也、(後略)

初軍が間者からの情報によって勝利を得たとしても、次軍は彼らの情報を全て信じてはな  
らない。ましてや「勝利は確実である」、「敵から降参人がやって来る」と間者から伝えられ  
た時には、その前に間者から伝えられた情報と必ず照らし合わせる。

最後に「第十七、正合之秘術」の記述は以下の通りである<sup>130</sup>。

#### 〔史料五三〕『用間加条伝目口義』

##### 第十七、正合之秘術

伊賀伝曰、右一離ノ伝ヲ用テハ、ハナレキツテ不構トキハ、甚タ味方ニ害ノ出来ル事見  
ヘテ、捨テモヲカレス、取レハ若謀ニ陥ランカト思フ時カ正合ノ秘術ヲ用ルナリ、コレ  
ハシツト備ヘテ、右謀カ虚デモ実デモ我損ノナク害ノナキ様ニシテ居ル事ナリ、得ヲ思  
ハス利ヲトラレスシテ備フルノミ利得ヲ好ムユヘニ、右ノ謀ニアテラルル也、利得ヲハ

ナレルユヘ、イカントモスヘカラス、

「一離の伝」を使った際、問者がもたらした情報に猜疑心が生じ、敵の畏にはまっていると判断した場合には、この忍術を活用する。つまりどんな情報を手に入れても、味方の利益にも損にもならないように上手く対処することである。

これら三つの忍術は、死間に際してどのように情報を扱えば良いのか説明したものである。「第十五、三合之大事」↓「第十六、一離之伝」↓「第十七、正合之秘術」につれて、徐々に抽象度が高くなっていることが理解できるだろう。

そして「第二十一、要之大事」は以下の通りである<sup>131</sup>。

#### 〔史料五四〕『用間加条伝目口義』

##### 第二十一、要之大事

伊賀伝曰、十本の扇ノ骨モ、要一本ニテシマリツカワレルナリ、間人数千百人モコレヲ遣フ総大将一人ニヨル事ナリ、漢高祖ノ大将ヲヒタ、シクアレトモ、コレヲ善スル大将ハ陣平一人ナルニテ知ルヘシ、扱忍ノ総頭モ亦大切ナリ、尤大将直々ニ蜜談スレトモ、ソレハ総頭及ヒ中ニモ巧者ノミ、数百人ニ及フハ此総頭アレハヨク、其人ヲ撰ムヘシ、要一本ヌケルト総十本ノ骨カハラツキテ用ニ不立ニテ知ルヘシ、

これは⑨の解釈において紹介されている。扇の十本の骨は、中心にある一つの骨によって支えられているように、多くの間者も一人の総大将によって支えられているものである。漢の高祖軍の多くの大将の中で、陳平一人だけが優れていた。したがって忍びに対しても、一人の秀でた大将が彼らに命令を下すのが良い、といった内容である。

「生間」は、敵国の情報を収集し、生き延びて自国へと戻って来るといった、いわば忍びの本質といえる役である。そのため大将の判断によって彼らの生死が決まってくる。だからこそ彼らに命令する大将は、優れた人物でなければならないのである。

以上、伊賀忍術の詳細について検討した。次項では、甲賀忍術の詳細について検討する。

#### (二) 甲賀忍術

続いて、甲賀忍術について検討する。『用間加条伝目口義 上』には、「第一、忍之訓伝」、

「第二、忍之起原」、「第三、風ニ乗ルノ伝」、「第四、雲行之伝」、「第六、見詰聞詰之大事」、「第七、蜘蛛之伝」、「第九、陰陽忍之大事」、「第十、山彦之伝」、「第十三、四知之伝」、「第十四、合之大事」、「第十八、内之気・外之気之伝」、「第二十、小城之伝」、「第二十六、重播之大事」、「第二十七、草苞之大事」、「第二十八、蚊蠅之伝」、「第二十九、知情之大事」、「第三十、七字之大事」が記されており、『用間加条伝目口義 下』には、「第一、木ノ葉カクレノ事」、「第二、柴隠レノ事」、「第三、狐狼ノ伝」、「第四、牛馬ノ伝」、「第五、仏カクレノ事」、「第六、穴蜘蛛ノ伝」、「第七、霞之大事」、「第八、犬カクレノ事」、「第九、飛鳥之伝」、「第十、呼出シノ術」、「第十一、寝屋ノ大事」、「第十二、不凍大事」、「第十三、角ノ犬ニモ悪マレヌ事」、「第十四、不中矢ハ不故事」、「第十五、カヘリ問ノ事」が記されている。

この中で『用間伝解』の「五間」の解釈に引用されていた術が、「第九、陰陽忍之大事」、「第十三、四知之伝」、「第十四、合之大事」である。これらも伊賀忍術と同様に、全て上巻に記されたものであった。

それではその内容について見ていくことにしたい。まず「第九、陰陽忍之大事」の記述は以下の通りである<sup>132</sup>。

#### 〔史料五五〕『用間加条伝目口義』

##### 第九、陰陽忍之大事

甲賀伝曰、コレニ三重相伝アリ、別伝ス、其上ニ大秘アリ、左ノ如シ、

乱世ニハ境目ヲ固メ、人改メキヒシキユヘ、敵国ヘ我間入カタシ、大平ノ世ニハ出入ヤスク、我国ノ人ヲシテ他国ヘ移シ住セルモノシ易シ、ユヘニ間人ヲ其国ヘ入コマセ、住居ナサセラクヘシ、但シ永ク其国ヘウツシ住セサル内ニ変アル時ハ、農工商ノ内、子トモ兄弟等ノ其国ヘウツリ居ルヤヲ吟味シテ、有之トキハ其父兄弟ノ方ヨリ通達サスヘシ、コレ此方ニ人質ヲトリ置コトナレハ、自由ナシ安シ、

乱世において、敵は国境を封鎖して人の往来を禁止するため、敵国へ味方の間者を忍び込ませることができない。しかし太平の世においては、人の往来は頻繁で、間者を敵国に居住させることもできる。この機を狙って、忍びを敵国に居住させるべきである。もしそれが叶わなければ、代わりに百姓、職人、商人の子供や兄弟に居住させ、彼らに情報収集を行わせる。いわば人質を取るようなものである。

ここでは因間の実行法について説かれている。伊賀忍術では「敵国の百姓や町人と関係性

を作り、いざという時に備えた」のに対し、甲賀忍術では「自国の百姓や商人に情報収集を行わせた」ことから、どちらかといえば甲賀忍術の方が、やや他人任せな印象を受ける。

続いて「第十三、四知之伝」は以下の通りである<sup>133</sup>。

#### 〔史料五六〕『用間加条伝目口義』

##### 第十三、四知之伝

甲賀伝曰、反間ヲ求ルハ、其来ル敵間ノ情ヲトクト知り得サレハ我間ニナシ難シ、コレヲ知ルハ四ノ伝アリ、医師ノ伝フル望・問・功也、望ハ其人ノ風俗所業ヲ望ミ見ル也、聞ハ色々ノ事ヲ聞合セテ志情ヲ知ル、問ハ其人ノ好ム所ヲ問テ其言ヲ知ル、功ハ其言行ヲ試ミテアラワレシ所ヲ以テ、隠レテミヘサル所ノ心根ヲ察ス、コレニテ間者ノ志情ヲ知り得スト云事ナシ、知り得ルト、ソレヨリ因ミヨリテ反間ノ用ヲナスナリ、

敵の間者を反間にするためには、彼らの心を掴む必要がある。その時に、医者が活用する「望・問・功」の四技術を用いることが重要である。望は「間者の基本情報を知ること」、聞は「様々な質問をして間者の願望を知ること」、問は「間者の好みを聞いてそれを理解すること」、功は「実際に行動に移して彼らの心根を察すること」である。これらを適切に実行することで敵の間者についてよく理解することができる。

敵の間者を反間にするために彼らについて深く理解するという、いわば傾聴術の重要性について説いている。伊賀忍術と比べても、反間にするための具体的な策が練られているといえよう。

そして「第十四、合之大事」は以下の通りである<sup>134</sup>。

#### 〔史料五七〕『用間加条伝目口義』

##### 第十四、合之大事

甲賀伝曰、間人ハ互ヒニ出合通達スル事、和漢トモニ古今不禁之也、ユヘニ間ノ上手下手ヲ撰ム、我間上手ナレハ敵方ノ事ハ委細ニ聞トリ察シ知リテ、味方ノコトハ知ラスフリニテ少シモ知ラセヌ也、世ニ云、摺ト摺ノ出合ナリ、コレニ依テ孫子死間ノ術ヲ伝ヘヌ、サレトモ未タ尽サルユヘ、日本ニテハ中々其謀ニノリ難シ、(後略)

間者同士がコミュニケーションを図ることは、日本や中国において古来より禁止されてき

た。だからこそ上手な間者か下手な間者かを選別した。もし味方の間者が上手であれば、敵の情報を詳細に収集するが、味方の情報は知らないふりをして少しも敵に知らせることはない、しかしながら日本においては死間を実行するのは難しい、といった内容である。

ここでは死間について説かれている。甲賀忍術に比べて伊賀忍術の方が、死間に対応する忍術が三つもあり、様々な視野でもって対処しようとしていたことがうかがえる。

以上、『孫子』用間篇「五間」に対応した、伊賀・甲賀忍術の詳細について比較検討を行った。伊賀・甲賀において、工夫を凝らした独自の忍術がそれぞれ考案されており、本項では言及しなかったものの、同音意義の忍術も存在した。そして伊賀・甲賀の間で共通していた点は、人と接する中でどのように情報を手に入れば良いかといった、いわば「陽忍」的な忍術を重視していたことである。一方で、暗殺術や侵入術といった、いわば「陰忍」的な忍術は全くといってよいほど言及されていない。これはつまり、陰忍術は些末なものであり、ほとんど重視されなかったことの一つの証拠となる。

そして最後に、下巻に記された甲賀忍術についても少し触れておきたい。ここでは「三重相伝」という伝授方式が採用されている。「初・中・後」と相伝が三段階に分かれ、「初」において非現実的な忍術が相伝された後、「中」、「後」と進むにつれて、徐々に現実的な忍術が相伝された。一例として「第一、木ノ葉カクレノ事」の記述を挙げる<sup>135</sup>。

#### 〔史料五八〕『用間加条伝目口義』

##### 第一、木ノ葉カクレノ事

初 五月五日ニ白ケノナキ黒犬ノ肝ヲ取、八月十七日迄陰干ニシテ、梵字一日ニ三度  
ツ、書テ、粉ニシテ常ハ錦ニ七重包ミ持ナリ、

(梵字) 如此肝ニカクナリ、

中 城中屋敷へ忍フ時、敵付ノ方ニ手楯ヲサシカサシ、万一弓鉄砲ノ用心ヲスヘシ、  
後 森林ノ茂ミニ便リテ忍フヲ云、

「初」、五月五日に黒犬の肝を取り、八月一七日まで陰干しにする。その時に梵字を一日三回書く。陰干しした肝は粉末状にして、七重に包んで携帯する。

「中」、敵の城中や屋敷に忍び込む時に、その方向に楯を構え、鉄砲の用心をする。

「後」、森林の茂みに忍び込む。

このように「初」↓「中」↓「後」につれて、次第に非現実的な忍術から現実的な忍術に移行していることが理解できるだろう。すなわち呪術的な忍術の修得に耐えられた者のみが現実的な忍術を相伝できるといった、選別方式となっていたのである。

この三重相伝の甲賀忍術は他に、「第二、柴隠レノ事」、「第三、狐狼ノ伝」、「第四、牛馬ノ伝」、「第五、仏カクレノ事」、「第六、穴蜘蛛ノ伝」、「第七、霞之大事」、「第八、犬カクレノ事」、「第九、飛鳥之伝」、「第十、呼出シノ術」、「第十一、寝屋ノ大事」、「第十二、不凍大事」、「第十三、角ノ犬ニモ悪マレヌ事」、「第十四、不中矢ハ不做事」、「第十五、カヘリ問ノ事」が紹介されていた。

## 《おわりに》

本稿では、尾張藩の忍びに関する基礎的考察ということで、「甲賀五人の再検討」と「近松茂矩の忍術関係史料分析」といった、二つの大きなテーマを中心に論じてきた。ここで大まかではあるが、各章の総括を行いたい。

第一章では、尾張藩に仕えた「甲賀五人」について、制度面と職掌面の観点から再検討を行った。彼らは延宝七年（一六八九）、二代光友の治世時に、初代木村奥之助の取り次ぎによつて尾張藩に召し抱えられた。「半農半武」という特殊な身分の下、江戸期を通して毎年甲賀から名古屋に仕官し、「御鉄砲打」という役職に属し、矢田河原において「鉄砲稽古」と「矢田河原鳥銃惣放」の職務に励んだ。そして「給金取り」という形式で、藩から金五両が支給された。享保八年（一七二三）、本多家の改易に伴つて大和郡山城に忍び込み、一回限りの隠密業務も行った。

そして御土居下忍び、上野家、柘植家といった尾張藩に仕えた他の忍び、幕府や福井藩、徳島藩、熊本藩に仕えた忍びとの比較検討を行った。いくつかの事例から、江戸期における忍びの一般的な職務が「門番」、「城中の警備」、「参勤交代の御供」であることを抽出できたものの、甲賀五人はそのどれにも属さず、あくまでも鉄砲関係の職に専念していた。したがつて甲賀五人は尾張藩にとつて一種の「儀礼・象徴的存在」であつたと考えられ、近世忍学史において特殊な位置付けが可能だということを明らかにした。

続く第二章では、『渡辺俊経家文書』に記された多種多様な兵法について検討した。いわば甲賀五人について兵法的観点から考察を行ったものである。甲賀五人の構成員であつた渡辺家は、忍術・居合術・弓術・馬術・鉄砲術・火術・体術・水上術・楠木流兵法の修得に励んでおり、特に居合術・馬術・体術・水上術に関しては、渡辺三之助が真野与左衛門という人物から相伝されたものがほとんどだった。甲賀五人の仲間に相伝している例も見られ、メンバー間で兵法を通しての交流もあつたと考えられる。彼らは江戸時代という太平の世に生きながらも、兵法稽古を怠らず、高い専門知識を有していた存在だった。

第三章では、尾張藩の兵学者・近松茂矩について検討した。近松は四代吉通に仕え、吉通が創始した「武道全流道知辺」を引き継ぐ形で、一全流兵法を創始した。また佐枝尹重、大田教品から長沼流兵法を修得し、近松自身もその師範となつた。また吉通の遺言によつて、五代藩主・五郎太に忍術の本質を伝えよとの命をうけた近松は、甲賀五人の支配頭であつた初代木村奥之助から甲賀忍術を、伊勢国出身の兵法家・竹之下平学頼英から伊賀忍術を修得

した。吉通は『孫子』用間篇の内容こそ忍術の本質であると主張し、その主張は木村・竹之下の間でも共通理解となっていた。近松は講義の中で『孫子』用間篇の重要性を改めて再認識したと思われる。

第四章では、近松が著した忍者関係史料である『用間伝解』と『用間加条伝目口義』の内容分析を行った。『用間伝解』では、『孫子』用間篇に対する伊賀・甲賀間での解釈について詳述されていた。両者の間で「五間」の解釈が多少異なっていたものの、全体的な解釈は概ね共通していた。一方、『用間加条伝目口義』では、『孫子』用間篇の戦略を適切に実行するために、伊賀・甲賀において編み出された数々の忍術について詳述されていた。伊賀・甲賀それぞれ独自の忍術もあれば、同音異義の忍術も存在した。それらのほとんどは、人間関係作りやコミュニケーションを通してどのように情報を手に入れるかといった、いわば「陽忍」的な忍術に重きが置かれ、暗殺術や忍び込み術といった、いわば「陰忍」的な内容はほとんど見られなかった。これは、陰忍術というものが些末なものであり、あまり重要視されていたことを示す証拠となるだろう。

最後になるが、本文で触れることのできなかった、甲賀五人の甲賀での日常について垣間見たい。ここで取り上げるのは、文化十一年（一八一四）における、神山与左衛門の宗旨御改手形である<sup>136</sup>。

### 〔史料五九〕「宗旨御改」

#### 宗旨御改

- 一、浄土宗当村長楽寺檀那 年六拾三才 与左衛門
- 年五拾六才 妻
- 年拾九才 倅 政吉
- 年十五才 娘 さき
- 四人、内 男式人 女式人

#### 切支丹宗門御改手形之事

- 一、私家内<sup>并</sup>召仕候家来ニ至迄、切支丹宗門之義ハ累年御制禁ニ御座候間、遂穿鑿候処、右躰成ル疑鋪候者無御座候、向後疑敷者在之おゐ而者、急度遂吟味其段住進可申上候、依之寺請状取置申候、御入用之節者差上可申候、為後日宗門手形仍而如件、

文化十一年

神山与左衛門

戊三月日

政重（花押影）

武島奎治郎様御内

土屋安兵衛殿

中沢三郎兵衛殿

文化十一年（一八一四）、神山与左衛門によって、武島奎治郎の家臣であった土屋安兵衛と中沢三郎兵衛に対して提出された宗旨御改書である。ここから神山与左衛門が「浄土宗の檀那」であり、「妻、息子の政吉、娘のさき」と共に暮らしていたことが理解できる。ちなみに文政三年（一八一九）、与左衛門は甲賀五人を引退し、息子の政吉がその職を継いでいる<sup>137</sup>。このような史料を確認することで、甲賀五人が半農半武という特殊な身分を有していたことを改めて実感できるだろう。甲賀においては、百姓として村の公権力の支配下にあり、名古屋においては、下級武士として尾張藩の統治下にあつたのである。そんな二重生活を送っていた彼らの存在は、せわしなく郊外と都心部を行き来する現代人にとって、何かしらの示唆を与えるものとなるだろう。

以上、本稿では尾張藩の忍びについて可能な限り多角的に論じ、その実像の解明に注力した。しかしながら、甲賀五人の具体的な設置終わり時期や、真野与左衛門、関口備後守といった人物の詳細など、甲賀五人についてまだ十分に明らかにできていない点が数多く存在する。また近松茂矩についても、尾張藩の兵学思想ならびに日本兵法史という大きな枠組みから、彼の存在を捉え直すことはできず、その核心に迫ることは不可能であつた。これらについては今後の大きな課題としたい。

なお本稿執筆に際して、山田雄司先生、吉丸雄哉先生、高尾善希先生には多大なご教示を頂いた。また福島嵩仁氏をはじめ甲賀忍術研究会の皆様には、甲賀地域の歴史について数多くのご教示を頂いた。そして高校からの友人であり、同じ三重大学大学院で学び合った小西凌氏には、毎月の読書会において様々なご指摘を頂いた。この他、支えて頂いた全ての皆様  
に心からの感謝を申し上げ、本稿を擱筆することにした。

- 1 幕府の伊賀者に関する研究は、高尾善希『忍者の末裔』（角川書店、二〇一七年）。福井藩の忍びに関しては、長野栄俊「福井藩の忍者に関する基礎的研究」『忍者研究』一号、国際忍者学会、二〇一八年）。徳島藩の忍びに関しては、井上直哉「徳島藩伊賀者の基礎的研究」『忍者研究』二号、国際忍者学会、二〇一九年）。熊本藩の忍びに関しては、上田哲也「熊本藩細川家の忍び」『忍者研究 第三号』国際忍者学会、二〇二〇年）に詳しい。
- 2 岡本柳英『名古屋城三之丸・御土居下考説』（黎明書房、一九六〇年）や、岡本柳英『名古屋城秘境御土居下の人々』（黎明書房、一九六一年）が挙げられる。
- 3 岡本柳英『尾藩史余録』（黎明書房、一九六五年）。
- 4 『渡辺俊経家文書―尾張藩甲賀者関係史料―』（滋賀県甲賀市、二〇一七年）。以降『渡辺俊経家文書』の引用は本項による。
- 5 鬼頭勝之が一九九五年頃に、名古屋の我楽多市で発見した尾張藩関係者の史料であるという（渡辺、二〇二〇）。詳細についてはよく分かっておらず、この史料が現在どこにあるのか、そもそも実在しているのかについても不明である。
- 6 鬼頭勝之による研究として、鬼頭勝之「史料にみる尾張藩における甲賀忍びの者の一断面」『郷土文化』一六七、一九九三年）。鬼頭勝之「尾張藩における忍びの者について」『地方史研究』二六三、一九九六）。鬼頭勝之「尾張藩と忍びの者」『歴史読本』七七七、二〇〇四年）。鬼頭勝之「尾張藩における忍びの者」『宗春と芸能』、ブックシンプマイタウン、二〇〇六年）が挙げられる。
- 7 服部勲による研究は、服部勲「はじめに」『地域の歴史』、甲南地域史研究会、二〇〇六年）。服部勲「寺庄高等小学校文書」による甲賀忍び望月氏の活動について「『地域の歴史』、甲南地域史研究会、二〇〇六年）。服部勲「磯尾山伏「木村奥之助」が勤めた尾張藩における富士信仰と修験」『地域の歴史』、甲南地域史研究会、二〇〇六年）。服部勲「尾張藩に仕えた甲南の人々」『地域の歴史』、甲南地域史研究会、二〇一〇年）。服部勲「尾張藩における甲賀忍びの者にみられる甲賀者の特質について」『地域の歴史』、甲南地域史研究会、二〇一〇年）。服部勲「磯尾の山伏と木村奥之助と「甲賀五人」」『地域の歴史』、甲南地域史研究会、二〇一〇年）が挙げられる。
- 8 渡辺俊経による研究としては、渡辺俊経「尾張藩甲賀者木村奥之助と「甲賀五人」―江戸時代に実在した甲賀忍者―」『甲賀忍者の真実』、サンライズ出版、二〇二〇年）が挙げ

られる。また甲賀忍術研究会編『忍者検定 読み本 其の式』（甲賀忍術研究会、二〇二〇年）に尾張藩の忍びに関する磯田氏の講演録が掲載されている。

<sup>9</sup> 近松茂矩の生涯については、石岡久夫編、有馬成甫監修『諸流兵法（下）』（日本兵法全集七）（人物往来社、一九六八年）、三五頁〜四九頁。石岡久夫『日本兵法史 下』（雄山閣一九七二年）に詳しいが、近松が数々の忍者関係史料を著したことについては言及されていない。

<sup>10</sup> 近松茂矩『忍未来記』（防衛大学有馬文庫所蔵、請求番号MA-三七〇、一七五五年）。この史料は、近松が初代木村奥之助による甲賀忍びに関する講義をまとめたものである。甲賀市によって『甲賀忍之伝未来記』が翻刻出版されているが、『甲賀者忍術伝書―尾張藩甲賀者関係史料Ⅱ』掲載）、『忍未来記』が近松の自筆史料であり、かつ『甲賀忍之伝未来記』よりも成立年代が早いことから、本稿では『忍未来記』を採用している。以降『忍未来記』の引用は本項による。

<sup>11</sup> 近松茂矩撰『平学先生略伝』（防衛大学校有馬文庫所蔵、請求番号MA-三七四、一七二六年）。この史料は竹之下平学頼英の生涯について記されたものである。《翻刻史料》に全文を翻刻し、解説を加えている。

<sup>12</sup> 近松茂矩『用間伝解』（甲賀者忍術伝書―尾張藩甲賀者関係史料Ⅱ―）（滋賀県甲賀市、二〇一八年）、以降『用間伝解』の引用は本項による。

<sup>13</sup> 近松茂矩『用間加条伝目口義』（甲賀者忍術伝書―尾張藩甲賀者関係史料Ⅱ―）（滋賀県甲賀市、二〇一八年）、以降『用間加条伝目口義』の引用は本項による。

<sup>14</sup> 吉丸雄哉「近世における「忍者」の成立と系譜」（『京都語文』一九、二〇一二年）によると、日本史上に実在する忍者を「忍び（しのび）」、小説や漫画に描かれるフィクションとしての忍者を「忍者（にんじや）」と呼称して区別するのが適切ではないかとの見解があり、本稿でもそれに倣いたい。

<sup>15</sup> 『藩史大事典』四巻 中部編Ⅱ東海（雄山閣、一九八八年）や、服部鉦太郎『名古屋城年誌―信長・秀吉の智略と家康の歴史遺産―』（名古屋城振興協会、一九八一年）を参考にした。

<sup>16</sup> 前掲註（6） 鬼頭論文。

<sup>17</sup> 阿部直輔著、名古屋市蓬左文庫編『尾藩世記』四（名古屋叢書三編 第二巻 尾藩世記 上）（名古屋市教育委員会、一九八七年）、一八八頁。

<sup>18</sup> 近松茂矩『昔咄』第二巻、一四六頁には、「瑞龍院様御代に、甲賀の山伏の子に木村奥之

助と云者来り、(中略) 又後に奥之助取次にて、甲賀にて五人御かゝへ有り、」という記述があり、『金城温故録』にも『昔咄』と同様の記述が掲載されている。

<sup>1</sup>9 近松茂矩『昔咄』第二卷(名古屋叢書 第二四卷 雑纂編(一)) (名古屋市教育委員会、一九六三年)、一四六頁。

<sup>2</sup>0 前掲註(3) 岡本著書。

<sup>2</sup>1 真田増誉『明良洪範』卷十三(国書刊行会、一九二二年)、一七五〜一七六頁。

<sup>2</sup>2 中島篤巳『完本 忍秘伝』(国書刊行会、二〇一九年)二五一頁には、「下纏ノコト 岩詰ト申コトアリ、是ヲ以テ堀ノ深サヲ見ルニ用ル也、夜中ニヨリ水下水上マテ難知、其分別在之也、」という記述が存在する。忍秘伝は、伊賀忍びである服部家に伝わる忍術書であるが、岡崎藩の忍びと関係があるかどうかは現時点では不明である。

<sup>2</sup>3 前掲註(3) 岡本著書。

<sup>2</sup>4 真田増誉『明良洪範』卷四(国書刊行会、一九二二年)、四二頁。

<sup>2</sup>5 山鹿流兵法書の一つである、窪田清音『武教全書正解』九 斥候では、斥候の一部に目付や忍びを含む記述が見られる。

<sup>2</sup>6 【一】「御忍役人起請文」(『渡辺俊経家文書』二四頁所収)。

<sup>2</sup>7 「達シ書并願留」(甲賀者忍術伝書―尾張藩甲賀者関係史料) 八〇頁(滋賀県甲賀市、二〇一八年)。

<sup>2</sup>8 前掲註(27) 史料、八〇頁。

<sup>2</sup>9 【二三】「本藩御触書写」(『渡辺俊経家文書』二九〜三一頁所収)。全文掲載は省略した。

<sup>3</sup>0 櫻井芳昭『幕末の尾張藩』(中日出版社、二〇〇八年)。

<sup>3</sup>1 前掲註(6) 鬼頭論文。

<sup>3</sup>2 名古屋市教育委員会編『金城温故録』(二) (名古屋叢書 続編 一四) (名古屋市教育委員会、一九六五年)、二三五頁。

<sup>3</sup>3 前掲註(27) 史料、七八〜八〇頁。

<sup>3</sup>4 前掲註(8) 渡辺著書、七〇〜七一頁。

<sup>3</sup>5 【八九】「渡辺家系図」(『渡辺俊経家文書』二一〇頁所収)。

<sup>3</sup>6 前掲註(6) 鬼頭論文。なお子孫は代々名古屋城下に在住していたものの、初代木村奥之助は本国である近江国甲賀郡に一度帰還している。尾張藩役人・朝日文左衛門重章による日記『鸚鵡箆中記』元禄十五年九月二日条には(名古屋市教育委員会編集『鸚鵡箆中記(二)』(名古屋叢書続編 第九卷) (名古屋市教育委員会、一九八三年))、「井野口六

郎左衛門へ、御鉄砲打足立伴右衛門（十八石三人扶持）御預け。仲満に而正木関右衛門・四宮元右衛門同道。御僉議に御国御用人都築弥兵衛・御目付蘿木丹左衛門・五十人目付谷雲八かゝる。似せ手形と云。又忍ひ故、去比仲満の木村奥之介方へ盗入し事有。（奥之介甲賀へ行し留主之内）此盗伴右衛門成とも云。至極不勝手成男也。」という記述があり、偽の手形を発行したことで罪を問われていた御鉄砲打の足立伴右衛門が、甲賀に帰還して留守中だった木村奥之助の家に侵入して、盗みを働いていたという事件が起こっていた。

<sup>37</sup> 前掲註（7）服部論文。

<sup>38</sup> 前掲註（8）渡辺著書、七〇頁。

<sup>39</sup> 前掲註（17）史料、一八八頁。

<sup>40</sup> 前掲註（19）史料、一四七頁に「瑞龍院様御代に、甲賀の山伏の子に木村奥之助と云者来り、清寿院に便り居し、此者ハ南木流軍法并練筒田村矢を工夫し出し、第一は家伝の忍を申立にて御家を望みぬ、則御鉄砲打に御かゝへありし、」といった記述が存在する。瑞龍院とは二代光友のことである。

<sup>41</sup> 名古屋市蓬左文庫編『藩士名寄』一四〇（甲賀者忍術伝書―尾張藩甲賀者関係史料―）（滋賀県甲賀市、二〇一八年）。

<sup>42</sup> 名古屋市蓬左文庫編『士林沝洄』一二一（名古屋叢書第三編）（名古屋市教育委員会、一九八四年）。

<sup>43</sup> 「分限帳 元禄之末、宝永正徳、享保頃迄」（新修名古屋市史 資料編近世Ⅰ）（名古屋市一九九七年）。

<sup>44</sup> 前掲註（19）史料、二二三～二二五頁。

<sup>45</sup> 村上弘子「元禄高野騒動と『高野春秋編年輯録』―近世高野山組織の形成―」（『佛教経済研究』通号四六、二〇一七年）。

<sup>46</sup> 名古屋市教育委員会編集『鸚鵡箆中記（一）』（名古屋叢書続編 第九卷）（名古屋市教育委員会、一九八三年）、一〇五頁。

<sup>47</sup> 前掲註（17）史料、一八八頁。

<sup>48</sup> 前掲註（27）史料、七八頁。

<sup>49</sup> 前掲註（6）鬼頭論文。

<sup>50</sup> 前掲註（32）史料、二三五頁。

<sup>51</sup> 梁媛淋「幕末尾張徳川家の身分構造」（『年報 地域文化研究』第一八号、二〇一五年）、

新見吉治「江戸時代中期尾張藩士知行の研究」(林董一編『新編 尾張藩家臣団の研究』

国書刊行会、一九八九年)。

5 2 前掲註(27) 史料、七八頁。

5 3 前掲註(51) 梁論文。

5 4 前掲註(6) 鬼頭論文。

5 5 前掲註(19) 史料、一四六頁。

5 6 『張州年中行事鈔』卷六(名古屋叢書三編 第八卷)(名古屋市教育委員会、一九八二年)、  
三一二頁。

5 7 名古屋市教育委員会編集『鸚鵡箒中記(一)』(四)』(名古屋叢書続編 第九卷)(名古屋  
市教育委員会、一九八三年)をもとに作成。

5 8 前掲註(56) 史料、三三四頁。

5 9 前掲註(17) 史料、一五六頁。

6 0 「甲賀五人御用記録断簡」(甲賀者忍術伝書―尾張藩甲賀者関係史料Ⅱ―)(滋賀県甲  
賀市、二〇一八年)。

6 1 前掲註(18) 史料、二四二―二四三頁。

6 2 「奉再願口上書」(甲賀者忍術伝書―尾張藩甲賀者関係史料Ⅱ―)(滋賀県甲賀市、二〇一  
八年)。

6 3 前掲註(27) 史料。七八頁。

6 4 柳沢文庫専門委員会編『大和郡山市史』(大和郡山市、一九九六年)。

6 5 本項は以降、前掲註(2) 岡本著書をもとに論を進める。

6 6 この隠密御用の詳細については、同時代史料で確認できなかった。しかし『鸚鵡箒中記  
(四)』正徳四年四月十日条に、「今日御目付加藤右近・上田新四郎・御徒目付小山与右衛  
門・湯原勘助・各務三右衛門・窪田十左衛門・御小人目付四人。右御隠密御用被仰付候。  
先年も被仰付候風説聞之。御さたなり。」正徳四年七月二日条に、「当四月、穩密御用  
被仰付候御目付并御徒目付・御小人目付等迄、昨日右の御用御免、」とあるように、六  
代継友の治世時、正徳四年(一七二四)四月一〇日から同年七月一日まで、目付達が隠  
密御用を務めた記録が残っていることから、藩士が隠密行為をおこなっていたことを  
うかがわせる。

6 7 前掲註(7) 服部論文によると、甲賀出身の忍びとして、高岡、伴、山中、佐治、矢嶋、  
瀧といった名前を確認することができるという。また陪臣の忍びの例として、小笠原監

物に二〇〇石で「忍出」として召し抱えられた「服部理左衛門」という甲賀出身の忍びも確認できるという。具体的にどのような職務を担ったのかについては不明。

68 前掲註(19) 史料、二二三〜二二五頁。

69 『伊賀市史』第二巻 通史編 近世。その他伊賀者の研究としては、前川友秀「藤堂藩伊賀者の系譜―瀧家系図―」(『伊賀百筆』二七号、二〇一七年)に詳しい。

70 未翻刻。現在は三重県伊賀市に保管されている。

71 伊賀市所蔵「伊賀忍流儀伝来由緒」(『貝野家文書』A-5所収)。

72 名古屋市教育委員会編集『鸚鵡箆中記(二)』(名古屋叢書続編 第九巻)(名古屋市教育委員会、一九八三年)、元禄一〇年一月一七日条。

73 名古屋市教育委員会編集『鸚鵡箆中記(四)』(名古屋叢書続編 第九巻)(名古屋市教育委員会、一九八三年)、正徳三年四月廿八日条。正徳三年十二月廿一日条。

74 前掲註(1) 高尾著書、一九〜二〇頁。

75 前掲註(1) 長野論文。

76 前掲註(1) 井上論文。

77 前掲註(1) 上田論文。

78 【二五】「飯綱法相伝書」(『渡辺俊経家文書』五八頁所収)。

79 前掲註(78) 史料、五九頁。

80 【三八】「真々流居合術指南免状」(『渡辺俊経家文書』七一頁所収)。

81 【四一】「真々流居合術指南免状」(『渡辺俊経家文書』七二頁所収)。

82 【三九】「真々流居合術目録」(『渡辺俊経家文書』七一頁所収)。

83 【四九】「軍馬免状」(『渡辺俊経家文書』八一頁所収)。

84 【五一】「軍馬六十二ヶ条」(『渡辺俊経家文書』八二〜八六頁所収)。

85 「一、驚馬武具時之事」(【五一】「軍馬六十二ヶ条」、『渡辺俊経家文書』八二頁所収)。

86 「一、忍地乗之事」(【五一】「軍馬六十二ヶ条」、『渡辺俊経家文書』八三頁所収)。

87 【五五】「炮術伝書」(『渡辺俊経家文書』九三頁所収)。

88 【六六】「鉄砲寸方」(『渡辺俊経家文書』一二五〜一二六頁所収)。

89 前掲註(88) 史料、一二六頁。

90 【六四】「炮術伝書」(小目当敷台矢場趣之事) (『渡辺俊経家文書』一二二頁所収)。

91 【六三】「鍛錬之卷」(『渡辺俊経家文書』一一九頁所収)。

92 【六七】「印可之卷」(『渡辺俊経家文書』一二七頁所収)。

93 【六八】「山田水覚軍術極意之卷 附り印可免状」〔渡辺俊経家文書〕一二八頁所収。

94 前掲註(9) 石岡著書、二四七〜二五四頁。

95 『名古屋市史 人物編』第二四、近松茂矩(川瀬書店、一九三四年)。

96 前掲註(9) 有馬編書、三五頁〜四九頁。

97 『鸚鵡籠中記(四)』正徳三年十一月廿三日条に「(近松茂矩)同日御小性より十石へり四十五人分になり、為御馬廻。翌三日発足。」といった記述があり、確かに近松は馬廻組に配属されている。御側小姓に比べて十石ほど給禄が減っている様子もうかがえる。

98 前掲註(9) 有馬編書、三五頁〜四九頁。

99 蓬左文庫所蔵、近松茂矩『長沼流軍術伝統系』(江戸中期成立、請求番号121143)、五〜九頁。

100 蓬左文庫所蔵、近松茂矩『円覚院様御伝十五条』(一七六四年、請求番号129119)、六〜一一頁。

101 川上仁一「義経が始祖の流派も」(二〇一九年一月九日付 読売新聞「三重大発! 忍び学でいやる」)。二〇二二年一月二三日閲覧。

102 これらの史料は現在、『甲賀者忍術伝書―尾張藩甲賀者関係史料Ⅱ―』(滋賀県甲賀市 二〇一八年)に所収されている。本稿ではそれに拠りたい。

103 前掲註(100) 史料、三四〜三五頁。

104 前掲註(10) 史料、一〜二頁。

105 前掲註(10) 史料、一〇〜一一頁。

106 前掲註(10) 史料、一三〜一四頁。

107 中島篤巳訳註『完本 万川集海』(国書刊行会、二〇一五年)、五一四頁。

108 山田雄司『忍者の精神』(角川選書、二〇一九年)。

109 前掲註(12) 史料、一〇頁。

110 金谷治訳注『新訂 孫子』(岩波文庫、二〇〇〇年)。白文記載になっているが、本稿では、返り点を挿入した。

111 前掲註(12) 史料、一二頁。

112 前掲註(12) 史料、一三〜一六頁。

113 前掲註(12) 史料、一六〜一七頁。

114 前掲註(12) 史料、一七〜一八頁。

115 前掲註(12) 史料、一八〜二〇頁。

- 116 前掲註(12) 史料、二〇〇二二頁。
- 117 前掲註(12) 史料、一二〇一三頁。
- 118 前掲註(12) 史料、一三〇一五頁。
- 119 前掲註(12) 史料、一六〇一七頁。
- 120 前掲註(12) 史料、一七頁。
- 121 前掲註(12) 史料、一八〇二〇頁。
- 122 前掲註(12) 史料、二〇〇二二頁。
- 123 前掲註(13) 史料、四〇頁。
- 124 川上仁一『忍者の掟』(角川選書、二〇一六年)。
- 125 前掲註(13) 史料、四二頁。
- 126 前掲註(13) 史料、四一頁。
- 127 前掲註(13) 史料、四二頁。
- 128 前掲註(13) 史料、四三頁。
- 129 前掲註(13) 史料、四三頁。
- 130 前掲註(13) 史料、四三頁。
- 131 前掲註(13) 史料、四五頁。
- 132 前掲註(13) 史料、四二頁。
- 133 前掲註(13) 史料、四二〇四三頁。
- 134 前掲註(13) 史料、四三頁。
- 135 前掲註(13) 史料、四六〇四七頁。
- 136 「宗旨御改」(甲賀者忍術伝書―尾張藩甲賀者関係史料Ⅱ―)(滋賀県甲賀市、二〇一八年)。
- 137 前掲註(27) 史料、七九頁。

(表一)木村家の変遷

召抱年月日	退役年月日	姓名	禄高	役職	死去	備考
寛文12年(1672)8月8日	正徳6年(1716)2月3日	木村奥之助	切米20石三人扶持	忍之者之頭	享保8年(1723)4月20日	甲賀五人を結成
元禄3年(1690)11月25日	享保15年(1730)2月15日	木村小五右衛門	切米18石3人扶持→切米40石5人扶持	五十人組→五十人組頭	享保16年(1731)12月1日	初代木村奥之助の弟
元禄7年(1694)	不明	木村兵九郎	不明	忍之者之頭か	不明	
宝永7年(1710)5月13日	元文4年(1739)9月19日?	木村伊右衛門	五人扶持→切米18石3人扶持	御鉄砲打	元文5年(1740)8月13日	初代木村奥之助の息子
享保17年(1732)5月15日	明和5年(1768)2月1日	木村刑左衛門	切米18石3人扶持	五十人組、御馬廻組	安永7年(1778)4月1日	木村小五右衛門の息子、初代木村奥之助の甥
元文6年(1741)2月24日	安永3年(1774)5月29日	木村伊右衛門	切米18石3人扶持	御鉄砲打	不明	初代木村伊右衛門の息子、初代木村奥之助の孫、右馬之進→伊右衛門
安永3年(1774)5月29日	不明	木村又左衛門	切米18石3人扶持→切米100俵	御鉄砲打→大筒役	文政12年(1828)10月19日	2代目木村伊右衛門の息子、奥之助→又左衛門
安永6年(1777)8月23日	不明	木村才兵衛	3人扶持	御鉄砲打	天保元年(1830)4月2日	虎之助→小兵衛→才兵衛
天明5年(1785)8月28日	寛政7年(1795)2月	木村熊之助	不明	不明	不明	
文政6年(1822)1月11日	天保元年(1830)6月?	木村奥之助	切米100俵5人扶持か	大筒役	不明	重吉→源太左衛門→奥之助
文政7年(1823)2月15日	不明	木村栄太郎	不明	不明	不明	

(表二) 鉄砲関係の記述(元禄期～享保期)

年月日	内容	参加者	備考
元禄5年(1692)7月27日条	矢田河原にて惣打。	海部定右衛門、 <b>木村奥之助</b> 、渡辺所次右衛門、四宮元右衛門、平岡五郎兵衛、森寺権左衛門、森李之丞、篠岡左源次、足立吉之右衛門、道元角内、小田新助、山名彦太夫、岡田分蔵、瀬田基内、鈴木勘太夫、正木関右衛門	木村奥之助が参加
元禄7年(1694)7月11日条	矢田河原にて惣打有。今年始而両日に成。		
元禄9年(1696)7月21日条	於矢田河原、鉄砲惣打有。		
元禄9年(1696)7月22日条	矢田にて有惣打。	四宮元之進、天野勘助、渡辺所平次、山名彦四郎、平岩甚之丞、 <b>木村兵九郎</b> 、正木源八郎、海部武平次、森寺右衛門八	木村兵九郎が参加
元禄13年(1700)6月25日条	今日・明日と矢田にて惣打。		
元禄17年(1704)6月26日条	昨今両日、矢田に而惣打鉄砲有之。		
宝永3年(1706)7月11日条	矢田にて惣打。今日にて仕廻。		
宝永5年(1708)6月25日条	矢田惣打。		
宝永8年(1711)7月21日条	惣打あり。	四宮元右衛門、鈴木彦六、竹屋藤助、山名彦四郎、細野元之進、渡辺所平次、正木源八郎、平岡甚之丞、天野源内、太田善之助、天野勘太郎、天野源内、森李之丞、 <b>木村奥之助</b> 、九郎右衛門、四宮宇近右衛門、木村猪右衛門、竹谷甚之助、小川只右衛門、小川安右衛門、基内	木村奥之助が参加
正徳4年(1714)6月23日条	廿一日惣打。	四宮元右衛門、鈴木彦六、竹屋藤助、山名彦四郎、渡辺所平治、正木源八郎、平岡甚之丞、天野源内、大田善之助、天野勘太郎、三宅元右衛門、 <b>木村奥之助</b> 、道元九郎右衛門、 <b>木村伊右衛門</b> 、竹屋理右衛門、小川只右衛門、小川安右衛門、瀬田基内	木村奥之助と木村伊右衛門が参加
享保2年(1717)7月2日条	惣打。	四宮元右衛門、鈴木彦六、山名彦四郎、渡辺所平次、正木関右工門、平岡甚之丞、天野源内、 <b>木村伊右工門</b> 、大田善之助、天野勘太郎、三宅元右工門、竹谷理右工門、竹谷藤助、小川安右工門、瀬田基内	

(表三)近松茂矩関係史料

所属・請求番号	書名	編著者	よみがな	冊数	刊写別	西暦	和暦	大きさ(cm)	分類	備考欄
防衛大学校有馬文庫 KA-388	握奇集解成問再弁	佐枝伊重撰	あくきしゅうけつわもんさいべん	1冊	写	1715年	正徳5年	不明	兵法	
登米市後藤勇庵の碑 141	握奇集解成問再弁	佐枝伊重・伴部安楽	あくきしゅうけつわもんさいべん	不明	不明	不明	不明	不明	兵法	
登米市後藤勇庵の碑 415	握奇集解成問再弁 陣榮篇	佐枝伊重	あくきしゅうけつわもんさいべん じんえいへん	1冊	写	不明	不明	18.2	兵法	
蓬左文庫 12-138	天御蔭日御蔭之伝	近松茂矩	あめのみかげひのみかてのてん	1冊	著者写	1739年	元文4年	14.6×20.6	尾張資料 国学 神学	別巻名『松玉抄』、明和3跋
蓬左文庫 12-108	一流流火術之書	近松茂矩	いちぜんりゅうかじゆつものしょ	1冊	写	江戸期	江戸期	24.1×16.6	尾張資料 兵事 武術	
蓬左文庫 12-117	一流流火術之書	近松茂矩	いちぜんりゅうかじゆつものしょ	1冊	写	江戸中期	江戸中期	25.5×18.8	尾張資料 兵事 武術	
防衛大学校有馬文庫 KA-400	一流流稽古目録	近松茂矩撰	いちぜんりゅうけいこもろく	4巻4冊	写	1723年	享保8年	20.8×14.3	兵法	
	一流流講義	近松茂矩	いちぜんりゅうこうぎ	不明	不明	不明	不明	不明	兵法	
防衛大学校有馬文庫 KA-404	一流流抜甲伝	近松茂矩撰	いちぜんりゅうぼつこうでん	1冊	写	不明	不明	不明	兵法	
蓬左文庫 12-196	一流流練兵忍緒伝解	近松茂矩	いちぜんりゅうれんべいしのびのおでんかい	1冊	写	不明	不明	25.0×17.2	尾張資料 兵事 軍学・兵法	
蓬左文庫 12-208	一流流練兵伝解	近松茂矩著・取田寄猛編・山藤正矩補	いちぜんりゅうれんべいしのおでんかい	10巻3冊	写	不明	不明	27.0×19.0	尾張資料 兵事 軍学・兵法	
防衛大学校有馬文庫 KA-401	一流流練兵伝解	近松茂矩撰	いちぜんりゅうれんべいしのおでんかい	10巻2冊	写	不明	不明	不明	兵法	
東北大学附属図書館狩野文庫 10-23165-3	一流流練兵傳解	近松茂矩述・山藤正矩訂	いちぜんりゅうれんべいしのおでんかい	3巻3冊	写	不明	不明	不明	尾張資料 兵事 軍学・兵法	天保2年莊誓写、目録DBで閲覧可
静岡県立中央図書館楽文庫 204-91-8	一流流練兵傳解	近松茂矩述	いちぜんりゅうれんべいしのおでんかい	2冊	写	不明	不明	不明	尾張資料 兵事 軍学・兵法	目録DBで閲覧可
佐賀県立図書館鍋島文庫 991-1568	一流流練兵傳解	近松茂矩述・取田寄猛著	いちぜんりゅうれんべいしのおでんかい	3冊	写	江戸期	江戸期	26	尾張資料 兵事 軍学・兵法	
	稲荷社伝	近松茂矩	いなりしゃでん	不明	不明	不明	不明	不明	神道	
防衛大学校有馬文庫 KA-387	消障事蹟考	不明	いようじせきこう	1冊	写	不明	不明	不明	地誌	別巻名『一名十二問遺書』
名古屋書籍中央図書館 89-14-9	消障事蹟考	不明	いようじせきこう	1冊	写	不明	不明	不明	地誌	
蓬左文庫 12-158	円覚院様御伝十五箇条	徳川吉通述・近松茂矩編	えんかくいんさまごでんじゅうごかじょう	1冊	写	1909年	明治42年	23.7×16.0	尾張資料 藩主撰述書	
蓬左文庫 127-72	円覚院様御伝十五箇条	徳川吉通述・近松茂矩編	えんかくいんさまごでんじゅうごかじょう	1冊	写	江戸期	江戸期	32.0×22.4	尾張資料 藩主撰述書	
蓬左文庫 12-189	円覚院様御伝十五箇条	徳川吉通述・近松茂矩編	えんかくいんさまごでんじゅうごかじょう	1冊	編者写	1764年	明和元年	29.3×20.6	尾張資料 藩主撰述書	
蓬左文庫 129-20	円覚院様御伝十五箇条繪巻由来	近松茂矩	えんかくいんさまごでんじゅうごかじょうしゅうろくさいい	1冊	著者写	1764年	明和元年	29.3×20.6	尾張資料 尾孫徳川家系伝 藩主各伝 吉通(四世・立公)	
防衛大学校有馬文庫 KA-407	往復書翰	近松茂矩撰	おうふくしょかん	1冊	写	1774年	安永3年	不明	兵法	
静岡県立中央図書館楽文庫 204-92-2	往復書翰	近松茂矩	おうふくしょかん	1冊	写	不明	不明	不明	兵法	目録DBで閲覧可
馬の博物館 585	大坪本流日取大星之伝口決	不明	おつぽほんりゅうひとりおほしのてんくけつ	1冊	写	江戸期	江戸期	不明	馬術	
蓬左文庫 26-156	大星之伝	近松茂矩	おほしのてん	1冊	著者写	1730年	享保15年	23.9×17.0	尾張資料 兵事 軍学・兵法	
蓬左文庫 11-105	尾張二戦正伝	近松茂矩	おわりにせんしょうでん	1冊	著者写	江戸中期	江戸中期	23.5×16.4	尾張資料 兵事 戦記	
蓬左文庫 148-211	火伎要録	近松茂矩	かぎようろく	1冊	写	江戸中期	江戸中期	23.5×16.5	尾張資料 兵事 武術	
東北大学附属図書館狩野文庫 10-24128-1	火伎要録	近松茂矩	かぎようろく	1冊	写	不明	不明	不明	火術	享保7自序、永田賢典写真、追加を付す。 目録DBで閲覧可
内藤記念くすり博物館大同薬室文庫 49956-550	火伎要録	近松茂矩	かぎようろく	1冊	写	不明	不明	不明	火術	享保7序
佐賀県立図書館鍋島文庫 991-1423	火伎要録	近松茂矩	かぎようろく	1冊	写	不明	不明	不明	火術	原著は享保9のもの 火器の効用・訓練・戦術について
佐賀県立図書館鍋島文庫 991-1439	火伎要録	近松茂矩	かぎようろく	1冊	写	不明	不明	27	砲術	享保7年原書、砲術書
佐賀県立図書館鍋島文庫 991-1440	火伎要録	近松茂矩	かぎようろく	1冊	写	不明	不明	26	火術	享保7年、火器兵法論
佐賀県立図書館鍋島文庫 991-1452	火伎要録	近松茂矩	かぎようろく	1冊	写	不明	不明	26	火術	火術
佐賀県立図書館鍋島文庫 991-1584	甲冑威之注文	碓玉軒(佐枝伊重)	かつちゅうおどしのちゅうもん	1冊	近松茂矩写	1734年	享保19年	24	武具	
佐賀県立図書館鍋島文庫 991-1585	甲冑威之注文	碓玉軒(佐枝伊重)	かつちゅうおどしのちゅうもん	1冊	写	1734年	享保19年	27	武具	甲冑の注文書
蓬左文庫 12-148	甲冑古伝	近松茂矩	かつちゅうこでん	10巻1冊	写	1719年	享保4年	27.2×19.3	尾張資料 兵事 武具	
蓬左文庫 12-128	甲冑古伝付録得意書	近松茂矩	かつちゅうこでんふろくどくいのしょ	1冊	写	享保年間	享保年間	23.0×16.9	尾張資料 兵事 武具	
西尾市岩瀬文庫 165-113	甲冑深秘古伝	下方貞親	かつちゅうしんびこでんくぎ	1冊	写	1772年	安永元年	27.1×19.2	武具	虫損、別本『近松茂矩標語』
蓬左文庫 11-102	甲冑深秘古伝口義	近松茂矩	かつちゅうしんびこでんくぎ	1冊	写	江戸中期	江戸中期	14.7×22.0	尾張資料 兵事 武具	
防衛大学校有馬文庫 KA-405	甲冑深秘伝口義	近松茂矩撰	かつちゅうしんびでんくぎ	1冊	写	1731年	享保16年	不明	武具	
西尾市岩瀬文庫 114-39	甲冑十二段書	近松茂矩	かつちゅうじゅうにだんのしょ	1冊	写	1807年	文化4年	27.0×19.2	武具	
防衛大学校有馬文庫 KA-394	甲冑製総論	近松茂矩註	かつちゅうせいそうろん	1冊	写	不明	不明	不明	武具	
東北大学附属図書館狩野文庫 10-23293	甲冑注文	不明	かつちゅうちゅうもん	1冊	近松茂矩写	1734年	享保19年	不明	武具	
蓬左文庫 12-137	甲冑雜問	田島政純問・近松茂矩著	かつちゅうなんもん	1冊	写	不明	不明	15.1×19.9	尾張資料 兵事 武具	
防衛大学校有馬文庫 KA-396	甲冑雜問	近松茂矩撰	かつちゅうなんもん	1冊	写	1725年	享保10年	不明	武家故実	

(表三)近松茂矩関係史料

東北大学附属図書館狩野文庫 10-24436-1	甲冑雜問	田島政純問・近松茂矩補	かつちゆうなんもん	1冊	写	不明	不明	不明	武家故実	享保10版、永田賢典伝書
静岡県立中央図書館美文庫 204-33-10-2	甲冑雜問	田島政純問	かつちゆうなんもん	1冊	写	不明	不明	不明	武家故実	目録DBで閲覧可
佐賀県立図書館網島文庫 991-1588	甲冑雜問	田島政純問・近松行茂答・近松茂矩編	かつちゆうなんもん	1冊	近松茂武写	1767年	明和4年	24	武家故実	享保10作
佐賀県立図書館網島文庫 991-1587	甲冑雜問	田島政純問・田島文蔵著	かつちゆうなんもん	1冊	近松茂武写	1767年	明和4年	27	武家故実	甲冑に関する問答集
佐賀県立図書館網島文庫 991-1588	甲冑雜問	田島政純問・近松行茂答・近松茂矩編	かつちゆうなんもん	1冊	近松茂武写	1767年	明和4年	26	武家故実	享保10作
静岡県立中央図書館美文庫 204-33-10-E	甲冑雜問	田島政純問	かつちゆうなんもん	1冊?	合写	不明	不明	不明	武家故実	別書名「甲冑威之注文」、目録DBで閲覧可
蓬左文庫 12-199	甲冑秘記	近松茂矩	かつちゆうひき	1冊	写	江戸中期	江戸期	23.0×17.2	尾張資料 兵事 武具	別書名「甲冑古伝付録古記」
	合併訂録	近松茂矩	がつべいていろく	不明	不明	不明	不明	不明	不明	
徳川林政史研究所 127-49	臥電通事	近松茂矩	がりょういじ	不明	写	1933年	昭和8年	不明	不明	
	聞城記	近松茂矩	かんじょうき	不明	不明	不明	不明	不明	不明	
蓬左文庫 12-203	器巧目録	近松茂矩	きこうもくろく	1冊	写	江戸期	江戸期	23.6×16.7	尾張資料 兵事 武具	
蓬左文庫 12-116	器巧目録口義	近松茂矩	きこうもくろくぎ	1冊	著者写	江戸中期	江戸中期	23.7×17.1	尾張資料 兵事 武具	
蓬左文庫 12-107	騎射秘解	近松茂矩	きしゃひかい	1巻1冊	写	不明	不明	24.2×16.0	尾張資料 兵事 武術	
蓬左文庫 12-36	橘家神軍三伝集	源昌章	きつしんぐんさんでんしゅう	1冊	近松茂矩写	1733年	享保18年	15.1×21.4	兵事 軍学・兵法	
防衛大学校有馬文庫 KA-415	橘家神軍三伝集	源昌章撰・近松茂矩筆記	きつしんぐんさんでんしゅう	1冊	仮写	1733年	享保18年	不明	兵事 軍学・兵法	
蓬左文庫 25-158	英西乾山行	近松茂矩	きせうけんざんこう	1冊	写	不明	不明	24.6×17.1	尾張資料 尾張史 雑史	
関西大学図書館本山コレクション 不明	楠流三教之巻	近松茂矩	くすのきりゅうさんきょうのまき	1冊	写	不明	不明	27	兵法	
	軍語	近松茂矩	ぐんご	不明	不明	不明	不明	不明	兵法	
蓬左文庫 12-149	軍語摘要	近松茂矩	ぐんごてきょう	3巻・付1巻1冊	著者写	1717年	享保2年	13.7×19.3	尾張資料 兵事 軍学・兵法	
蓬左文庫 12-150	軍語摘要	近松茂矩	ぐんごてきょう	3巻2冊	写	不明	不明	22.0×15.0	尾張資料 兵事 軍学・兵法	
防衛大学校有馬文庫 KA-375	軍語摘要	近松茂矩撰	ぐんごてきょう	1冊	写	1723年	享保8年	不明	兵事 軍学・兵法	
東北大学附属図書館狩野文庫 10-23081-1	軍語摘要	近松茂矩編	ぐんごてきょう	3巻1冊	水谷景章写	1811年	文化8年	不明	兵法	享保2自序、目録DBで閲覧可
	軍語問答	近松茂矩	ぐんごもんどう	不明	不明	不明	不明	不明	兵法	
山梨県立博物館甲州文庫 093.9.29	軍配大秘密大星之伝	不明	ぐんぱいだいひみつおほしのでん	1冊	写	1736年	元文元年	27	兵法	
	敬公御徳義	近松茂矩	けいこうおとくぎ	不明	不明	不明	不明	不明	不明	
	系針講義	近松茂矩	けいしんこうぎ	不明	不明	不明	不明	不明	不明	
	講武説	近松茂矩	こうぶせつ	不明	不明	不明	不明	不明	不明	
公益財団法人無窮舎	甲冑忍之伝未来記	近松茂矩	こうかのびのでんみらいき	1冊	写	1805年	文化2年	不明	兵法	
	古今相伝之解	近松茂矩	ここんそうてんのかい	不明	不明	不明	不明	不明	不明	
蓬左文庫 12-161	古今武芸得失論	近松茂矩述・榊原政興編	ここんぶげいとしつろん	1冊	写	不明	不明	27.2×18.6	尾張資料 兵事 武術	
国文学研究資料館初雁文庫 35-15-6	古今和歌集之伝之辨	近松茂矩	ここんわかしゅうのでんのかい	1冊	写	不明	不明	不明	歌学	
東大函館 35-15-7	古今和歌集之伝之辨	近松茂矩	ここんわかしゅうのでんのかい	1冊	写	江戸期	江戸期	不明	歌学	安永4年2月鳥居彦五郎源直書写奥書
	故実十巻書訂考	近松茂矩	こじつじゅうかんしよていこう	不明	不明	不明	不明	不明	不明	
	故実十巻書伝解	近松茂矩	こじつじゅうかんしよでんかい	不明	不明	不明	不明	不明	不明	
	極意天之巻	近松茂矩	ごくいてんのまき	不明	不明	不明	不明	不明	不明	
西尾市岩瀬文庫 100-93	古器図鑑	佐枝種重再撰・近松茂矩増補	こぞくずかん	2巻附録1巻	写	1808年	文化5年	27.6×20.1	武具	
蓬左文庫 12-142	砕玉書	佐枝尹重著・近松茂矩編	さいぎょくしょ	9冊	写	江戸期	江戸期	23.6×17.0	尾張資料 兵事 軍学・兵法	
佐賀県立図書館網島文庫	三教巻	近松茂矩	さんきょうのまき	不明	写	不明	不明	不明	兵法	
防衛大学校有馬文庫 KA-402	三忠伝	安東省庵撰	さんちゅうでん	2巻2冊	写	1683年	天和3年	不明	雑史	
蓬左文庫 32-17	三忠伝付考	近松茂矩	さんちゅうでんぷこう	1冊	写	1946年	昭和21年	23.9×16.7	尾張資料 尾張史 雑史	
防衛大学校有馬文庫 KA-403	三忠伝附考	近松茂矩撰	さんちゅうでんぷこう	3巻1冊	写	1776年	安永5年	不明	雑史	
	四徳秘術口義私抄編	近松茂矩	しかひじゅつくぎしりょうへん	不明	不明	不明	不明	不明	不明	
蓬左文庫 30-189	曲蔵訣	近松茂矩	しきいけつ	1冊	写	1939年	昭和14年	24.5×17.5	尾張資料 兵事 武術	
	視聴護筆	近松茂矩	しちょうまんにつ	不明	不明	不明	不明	不明	不明	
防衛大学校有馬文庫 KA-370	忍未来記	近松茂矩自筆	しのびみらいき	1冊	著者写	1755年	宝暦5年	不明	内題は「甲冑忍之伝未来記」	
防衛大学校有馬文庫 KA-373	土風戦回	近松茂矩撰	しふうせんかい	1冊	写	1738年	元文3年	24.8×17.6	兵法	
福島県立図書館 317-53-2	土風戦回	近松茂矩	しふうせんかい	1冊	写	不明	不明	不明	兵法	
蓬左文庫 12-150	自平録	近松茂矩	じへいろうく	1冊	写	1740年	元文5年	14.9×21.1	尾張資料 兵事 軍学・兵法	
蓬左文庫 12-151	自平録	近松茂矩	じへいろうく	1冊	著者写	1737年	元文2年	14.3×21.2	尾張資料 兵事 軍学・兵法	

(表三)近松茂矩関係史料

蓬左文庫 12-204	衆喜戦口義	近松茂矩	しゅうかせんこうぎ	1冊	著者写	1739年	元文4年	27.7×20.0	尾張資料 兵事 軍学・兵法	
蓬左文庫 12-205	衆喜戦口義	近松茂矩・棚橋敬武共編	しゅうかせんこうぎ	1冊	写	不明	不明	28.2×21.1	尾張資料 兵事 軍学・兵法	
蓬左文庫 12-206	衆喜戦口義	近松茂矩	しゅうかせんこうぎ	3巻2冊	著者写	不明	不明	29.1×20.0	尾張資料 兵事 軍学・兵法	巻下欠
蓬左文庫 12-207	衆喜戦口義	近松茂矩	しゅうかせんこうぎ	3巻3冊	写	江戸期	江戸期	27.8×20.0	尾張資料 兵事 軍学・兵法	
防衛大学校有馬文庫 KA-390	衆喜戦口義	近松茂矩撰	しゅうかせんこうぎ	3巻2冊	写	不明	不明	不明	兵法	
弘前市立図書館 W399-24	衆喜戦口義	近松茂矩	しゅうかせんこうぎ	3巻1冊	岩田恵則写	1857年	安政4年	美濃本	兵法	『兵要録』巻22
弘前市立図書館 W399-25	衆喜戦口義	近松茂矩	しゅうかせんこうぎ	1冊	写	不明	不明	美濃本	兵法	下存、『兵要録』巻22
静岡県立中央図書館楽文庫 204-90-7	衆喜戦口義	近松茂矩	しゅうかせんこうぎ	1冊	写	不明	不明	不明	兵法	目録DBで閲覧可
佐賀県立図書館鍋島文庫 991 1240	衆喜戦口義	近松茂矩	しゅうかせんこうぎ	1冊	写	江戸期	江戸期	27	兵法	
佐賀県立図書館鍋島文庫 991 1241	衆喜戦口義	近松茂矩	しゅうかせんこうぎ	3冊(上中下)	写	江戸期	江戸期	26	兵法	
東大宗教 357-29-12	拾玉抄	近松茂矩	しゅうぎょくしょう	1冊	写	不明	不明	不明	神道	
富山市立図書館山田孝雄文庫 W170-シ-3341	神学初余記	藤塚式部(藤塚知直)	しんがくしょよいき	1冊	写	江戸中期	江戸中期	27.6×20.5	神道	(裏表紙見返の附箋) 「本書ハ署名ナクレトモ近松茂矩ノ自筆ナリト思惟ス。」
佐賀県立図書館鍋島文庫 352 4	神道正授	近松茂矩	しんどうせいじゆ	1冊	写	江戸期	江戸期	26	兵法	
蓬左文庫 12-1	銃訣	近松茂矩	じゆうけつ	4巻1冊	写	江戸中期	江戸中期	29.0×20.7	尾張資料 兵事 武術	
東北大学附属図書館狩野文庫 10-24141-12	銃訣	近松茂矩	じゆうけつ	6巻2冊	写	不明	不明	不明	砲術	永田賛典伝書、附属問答・火矢・追加 目録DBで閲覧可
内藤記念くすり博物館大同楽室文庫 50290-550	銃訣	近松茂矩	じゆうけつ	不明	長沼安定写	1840年	天保11年	不明	砲術	
内藤記念くすり博物館大同楽室文庫 50350-550	銃訣	近松茂矩	じゆうけつ	不明	写	不明	不明	不明	砲術	文政8序
	戎馬槍訣同附録	近松茂矩	じゆうばひげつどうふろく	不明	不明	不明	不明	不明	不明	
	十巻書	近松茂矩	じゅうかんのしょ	不明	不明	不明	不明	不明	不明	
蓬左文庫 11-103	升堂階梯	近松茂矩述・田島政純編	しょうどうかいてい	1冊	写	江戸末期	江戸末期	22.6×16.7	尾張資料 兵事 武術	
蓬左文庫 12-157	升堂階梯	近松茂矩述・田島政純編	しょうどうかいてい	1冊	写	享保年間	享保年間	22.6×16.7	尾張資料 兵事 武術	
防衛大学校有馬文庫 KA-376	列堂階梯一全流	近松茂矩撰	しょうどうかいていいちぜんりゅう	1冊	写	1727年	享保12年	24.8×17.5	兵事 武術	
防衛大学校有馬文庫 KA-409	続岩瀬	近松茂矩	しよくいわふら	不明	不明	不明	不明	不明	雑史	
	続岩瀬夜話附録	近松茂矩撰	しよくいわふらやわふろく	1冊	写	不明	不明	不明	雑史	
	神軍排練神國武進辨	近松茂矩	しんぐんぺんげんしんこぶどうべん	不明	不明	不明	不明	不明	不明	
蓬左文庫 10-76	神國武進弁	近松茂矩	しんこぶどうべん	1冊	著者写	1720年	享保5年	22.8×16.1	尾張資料 兵事 軍学・兵法	
住吉大社御文庫 150-33	神武初学須知	近松茂矩	しんぶしょくがくすぢ	1冊	山田正武写	1811年	文化8年	不明	兵法	
蓬左文庫 146-199	神武初学須知巻	近松茂矩	しんぶしょくがくすぢのまき	1冊	写	不明	不明	24.0×17.3	尾張資料 国学 神学	
蓬左文庫 12-168	陣法口占書口義	佐枝伊重著・近松茂矩編	じんぽうくちうらしよくぎ	1冊	写	江戸中期	江戸中期	23.3×16.8	尾張資料 兵事 軍学・兵法	
蓬左文庫 12-216	陣法口占書口義	佐枝伊重著・近松茂矩編	じんぽうくちうらしよくぎ	上巻1冊	写	1732年	享保17年	24.4×16.9	尾張資料 兵事 軍学・兵法	
蓬左文庫 12-217	陣法口占書口義	佐枝伊重著・近松茂矩編	じんぽうくちうらしよくぎ	3巻9寮	写	江戸中期	江戸中期	24.3×17.1	尾張資料 兵事 軍学・兵法	
防衛大学校有馬文庫 KA-397	陣法口占書口義	佐枝伊重撰	じんぽうくちうせんしよくぎ	1冊	写	1732年	享保17年	不明	兵法	
弘前市立図書館 W399-24	陣法口占書口義	佐枝伊重	じんぽうくちうせんしよくぎ	1冊	岩田恵則写	1857年	安政4年	美濃本	兵法	
静岡県立中央図書館楽文庫 204-90-4	陣法口占書口義	佐枝伊重	じんぽうくちうらしよくぎ	1冊	写	不明	不明	不明	兵法	目録DBで閲覧可
佐賀県立図書館鍋島文庫 991 1242	陣法口占書口義	佐枝伊重(神玉軒)	じんぽうくちうらしよくぎ	2冊	写	江戸期	江戸期	27	兵法	
佐賀県立図書館鍋島文庫 991 1243	陣法口占書口義	佐枝伊重	じんぽうくちうせんしよくぎ	1冊	写	江戸期	江戸期	27	兵法	原著享保17年
佐賀県立図書館鍋島文庫 991 1285	陣法口占書口義	佐枝政之・佐枝伊重著・近松茂矩編	じんぽうくちうせんしよくぎ	1冊	写	江戸期	江戸期	26	兵法	
防衛大学校有馬文庫 KA-377	神武初学須知	近松茂矩撰	しんぶしょくがくすぢ	2巻1冊	写	1723年	享保8年	不明	不明	
蓬左文庫 146-212	正教伝	近松茂矩	せいぎょうでん	1冊	写	1941年	昭和16年	25.2×17.8	尾張資料 国学 神学	
	正己録	近松茂矩	せいこくろく	不明	不明	不明	不明	不明	不明	
西尾市岩瀬文庫 157-19	赤城義臣伝	深淵子(大野武範)	せきじょうぎしんでん	14巻首巻1巻15巻	刊	1719年	享保4年	22.3×15.4	文学	近松茂矩による後序文あり
蓬左文庫 12-133	全流道知辺	近松茂矩	ぜんりゅうみちしるべ	1冊	著者写	1717年	享保2年	25.1×17.2	尾張資料 兵事 軍学・兵法	
防衛大学校有馬文庫 KA-410	全流道知辺	近松茂矩撰	ぜんりゅうみちしるべ	1冊	仮写	不明	不明	不明	兵法	
玉川大学教育学部情報図書館 W289 11	全流道知辺講義	不明	ぜんりゅうみちしるべこうぎ	6巻1冊	写	不明	不明	22cm	兵法	巻1・4・5欠
蓬左文庫 12-200	草教制	太田教品著・近松茂矩校	そうきょうせい	1巻付1巻2冊	写	不明	不明	23.1×16.8	尾張資料 兵事 狩猟	
蓬左文庫 128-49	草教制	太田教品著・近松茂矩校	そうきょうせい	1冊	写	江戸期	江戸期	24.6×17.3	尾張資料 兵事 狩猟	
蓬左文庫 128-55	草教制	太田教品著・近松茂矩校	そうきょうせい	2冊	写	1738年	元文3年	27.0×19.3	尾張資料 兵事 狩猟	
防衛大学校有馬文庫 KA-392	草教訓	太田教品輯 近松茂矩校	そうきょうせい	1冊	写	1738年	元文3年	不明	遊猟 兵法	
東北大学附属図書館狩野文庫 10-23908-1	草教制	太田教品著・近松茂矩校	そうきょうせい	1冊	写	不明	不明	不明	遊猟 兵法	目録DBで閲覧可

(表三)近松茂矩関係史料

静岡県立中央図書館楽文庫 204-34-3	草教制	太田教品	そうきょうせい	1冊	写	不明	不明	不明	遊獵兵法	目録DBで閲覧可
九州大学附属図書館増田文庫 7-7	草教制	太田教品(忠蔵源)著・近松茂矩校	そうきょうせい	1冊	写	幕末期	幕末期	不明	狩獵	
佐賀県立図書館編島文庫 991-1499	草教制	太田教品著・近松茂矩重校	そうきょうせい	1冊	原音充庸写	1834年	天保5年	24	狩獵	享保18作
佐賀県立図書館編島文庫 991-1500	草教制	太田教品著・近松茂矩重校	そうきょうせい	1冊	写	江戸期	江戸期	27	遊獵兵法	享保18作
国立国会図書館	草教制	太田教品著・近松茂矩校	そうきょうせい	1冊	写	不明	不明	27	遊獵兵法	
大阪市大森文庫 51-36-12	多田家大星之傳來	多田義俊(多田雨嶺)	ただけおほしのでんらい	1冊	写	不明	不明	不明	兵法	
防衛大学校有馬文庫 KA-372	近松茂矩叢書	不明	ちかまつしげりそうしよ	1冊	写	不明	不明	25.0×17.1	兵法	
久留米市立図書館 1721	近松早川應返抄	近松茂矩	ちかまつはやおわおうへんししよ	1冊	写	近世末	近世末	大本	兵法	水換甚、旧有馬文庫
	近松昔話	近松茂矩	ちかまつむかしばなし	不明	不明	不明	不明	不明	兵法	
逢左文庫 5-44	茶窓問話	近松茂矩	ちやそうかんわ	1冊	刊	1804年	享和4年	22.5×16.0	尾張資料 芸術 茶道	
国立国会図書館	茶窓問話	近松茂矩	ちやそうかんわ	3巻	刊	1804年	享和4年	23	茶道	
国立国会図書館	茶窓問話	近松茂矩	ちやそうかんわ	3巻4冊	刊	1804年	享和4年	23	茶道	
西尾市岩瀬文庫 83-6	茶窓問話	近松茂矩	ちやそうかんわ	3巻附録1巻1冊	写	明治期	明治期	24.2×16.5	茶道	享和4年版本あり
西尾市岩瀬文庫 121-89	茶窓問話	近松茂矩	ちやそうかんわ	全3巻3冊	刊	1816年	文化13年	25.7×18.3	茶道	小豆色表紙、唐草文(空押)
西尾市岩瀬文庫 180-114	茶窓問話	近松茂矩	ちやそうかんわ	全3巻1冊	写	明治期	明治期	24.7×17.0	茶道	
国文学研究資料館論語文庫 96-1038-1~4	茶窓問話	近松茂矩輯	ちやそうかんわ	3巻(上中下)4冊	刊	1804年	享和4年	22.5×15.8	茶道	(印記)「信天翁」、吉田新兵衛・鉛屋安兵衛出版 目録DBで閲覧可
龍谷大学図書館田中文庫 791-24	茶窓問話	近松茂矩編	ちやそうかんわ	4冊	刊	1804年	享和4年	不明	茶道	吉田新兵衛・鉛屋安兵衛出版
慶応義塾大学メディアセンター高橋文庫 208-65	茶窓問話	近松茂矩編	ちやそうかんわ	1冊	香川景樹写	不明	不明	不明	茶道	
静岡県立中央図書館楽文庫 204-205-7	茶窓問話	近松茂矩編	ちやそうかんわ	1冊	写	不明	不明	不明	茶道	目録DBで閲覧可
刈谷市中央図書館村上文庫 30-1117-6	茶窓問話	近松茂矩編	ちやそうかんわ	1冊	写	不明	不明	不明	茶道	
早稲田大学図書館	茶窓問話	近松茂矩編	ちやそうかんわ	1冊	遠山又四郎写	1935年	昭和10年	不明	茶道	HP上で閲覧可
京都大学大塚本 8-63子9	茶窓問話	近松茂矩	ちやそうかんわ	1巻 4巻4冊合1冊	刊	1804年	享和4年	不明	茶道	享和3木村俊馬序、吉田新兵衛・鉛屋安兵衛出版
三香町歴史民俗資料館	茶窓問話	近松茂矩編	ちやそうかんわ	1冊	写	不明	不明	不明	茶道	
国立国会図書館	茶湯故事談	近松茂矩	ちやのゆこじだん	1~4巻1冊	写	不明	不明	24	茶道	巻4後半欠
慶応大学メディアセンター高橋文庫 208-117	茶湯故事談	近松茂矩	ちやのゆこじだん	1冊	写	1731年	享保16年	不明	茶道	
龍谷大学図書館写字台文庫 791-53-3	茶湯故事談	近松茂矩	ちやのゆこじだん	7巻3冊	写	1739年	元文4年	不明	茶道	元文4自跋
堺市立図書館 0891-14	茶湯故事談	近松茂矩	ちやのゆこじだん	1冊	写	1739年	元文4年	不明	茶道	
逢左文庫 10-75	長寿訓	近松茂矩	ちやうじゆくん	1冊	写	1934年	昭和9年	24.4×16.4	尾張資料 教育 教訓	
逢左文庫 30-190	長槍要法	近松茂矩	ちやうそうほうほう	1冊	写	1939年	昭和14年	24.5×17.1	尾張資料 兵事 武術	
防衛大学校有馬文庫 KA-389	張瀬武術系録	不明	ちやうはんぶじゆつけいろく	1冊	写	不明	不明	不明	兵法	
逢左文庫 12-163	鉄砲茶話	近松茂矩	てっぽうちやわ	1冊	著者写	1731年	享保16年	28.7×20.1	尾張資料 兵事 武術	
東北大学附属図書館狩野文庫 10-24163-5	鉄砲茶話	佐枝伊重	てっぽうちやわ	4巻5冊	写	1731年	享保16年	不明	砲術	永田賛典伝、附尾問答を付す。目録DBで閲覧可
玉川大学教育学術情報図書館 W789-71	鉄砲茶話	佐枝伊重(碎玉軒)	てっぽうさわ	3巻(上中下)3冊	写	1731年	享保16年	26	砲術	
高梁市立図書館山田文庫 山田94	鉄砲茶話	佐枝伊重(碎玉軒)	てっぽうちやわ	全1巻2冊	写	1731年	享保16年	半紙本	砲術	目録に蔵書印影あり
佐賀県立図書館編島文庫 991-1432	鉄砲茶話	佐枝伊重撰	てっぽうちやわ	1冊	写	江戸後期	江戸後期	27	砲術	
佐賀県立図書館編島文庫 991-1463	鉄砲茶話	佐枝伊重撰	てっぽうちやわ	1冊	写	1731年	享保16年	27	砲術	
防衛大学校有馬文庫 KA-398	鉄砲茶話 同附尾問答	清水正徳輯	てっぽうちやわ どうふびもんどう	5巻5冊	不明	1809年	文化6年	不明	砲術	
防衛大学校有馬文庫 KA-379	鉄砲茶話附尾問答	近松茂矩撰	てっぽうちやわ どうふびもんどう	4冊	写	1742年	寛保2年	不明	砲術	
逢左文庫 12-176	鉄砲茶話付尾問答	近松茂矩	てっぽうちやわ どうふびもんどう	4巻4冊	著者写	1742年	寛保2年	30.5×21.3	尾張資料 兵事 武術	
玉川大学教育学術情報図書館 W789-71	鉄砲茶話附尾問答	近松茂矩撰	てっぽうさわ どうふびもんどう	4巻4冊	写	1742年	寛保2年	26	砲術	寛保2自序
上田図書館花月文庫 92-263-3	鉄砲茶話附尾問答	近松茂矩編	てっぽうさわ どうふびもんどう	1冊	写	不明	不明	不明	砲術	
高梁市立図書館山田文庫 山田95	鉄砲茶話附尾問答	近松茂矩	てっぽうちやわ どうふびもんどう	2冊	写	不明	不明	半紙本	砲術	目録に蔵書印影あり
逢左文庫 12-122	田撰射	近松茂矩	でんりょしや	2巻1冊	写	江戸中期	江戸中期	23.9×17.2	尾張資料 兵事 武術	
逢左文庫 12-164	田撰銃	近松茂矩	でんりょしじゆう	3巻1冊	著者写	江戸中期	江戸中期	29.7×21.1	尾張資料 兵事 武術	
逢左文庫 12-165	田撰銃	近松茂矩	でんりょしや	上巻1冊	写	不明	不明	24.0×17.0	尾張資料 兵事 武術	
逢左文庫 12-168	田撰銃	近松茂矩	でんりょしじゆう	3巻1冊	写	江戸中期	江戸中期	24.7×18.7	尾張資料 兵事 武術	
防衛大学校有馬文庫 KA-393	田撰銃	近松茂矩撰	でんりょしじゆう	3巻9冊	写	1753年	宝暦3年	不明	遊獵	
東北大学附属図書館狩野文庫 10-23916-2	田撰射	近松茂矩訂補	でんりょしや	2巻1冊	写	不明	不明	不明	遊獵	
佐賀県立図書館編島文庫 991-1501	田撰射	近松(彦之進)茂矩	でんりょしや	1冊	写	江戸期	江戸期	26	遊獵	宝暦3作

(表三)近松茂矩関係史料

佐賀県立図書館網島文庫 991-1677	田撰射	近松彦之進	でんりょうしゃ	1冊	写	不明	不明	26	遊撰	
東北大学附属図書館狩野文庫 10-23916-2	田撰射	近松茂矩訂補	でんりょうしゅう	3巻1冊	写	不明	不明	不明	遊撰	目録DBで閲覧可
東北大学附属図書館狩野文庫 10-23916-2	田撰射並田撰射	近松茂矩	でんりょうしゅうならびにでんりょうしゃ	3巻附2巻2冊	写	不明	不明	不明	遊撰	合写
	長秋参考	近松茂矩	ながくてきんこう	不明	不明	不明	不明	不明	不明	
	長篠合戦参考	近松茂矩	ながしのがっせんあんこう	不明	不明	不明	不明	不明	不明	
蓬左文庫 11-104	長篠戦記	佐枝伊重著・近松茂矩編	ながしのせんき	1冊	写	不明	不明	23.6×17.2	尾張資料 兵事 戦記	
佐賀県立図書館網島文庫 991-515	長篠戦記	佐枝伊重著・近松茂矩編	ながしのせんき	1冊	写	1737年	元文2年	26	戦記	跋に玄子 藤原茂矩書とあり。
佐賀県立図書館網島文庫 991-1249	長篠陣考	佐枝伊重(粹玉軒)著考・近松茂矩輯録	ながしのじんあんこう	1冊	写	正徳年間	正徳年間	26	戦記	長篠の戦いの模様
蓬左文庫 91-24	「穂威道別真辨別可美真心霊神」	不明	ながめまぜんしんごう いつのちわきたけのおしわけかみのまごころみたまかみ	1幅	写	不明	不明	162.5×35.7	寄贈	軸装、旧蔵者・近松茂矩
蓬左文庫 91-29	長沼流軍術許可	佐核粹玉軒豊原伊重	ながめまりゆうぐんじゅうつきよか	1軸	写	1731年	享保16年	22.7×94.0	寄贈	近松彦之進茂矩雅文宛正月18日付 卷子本附木箱1 旧蔵者・近松茂矩
防衛大学校有馬文庫 KA-406	長沼流軍術伝系	櫻橋敬武撰	ながめまりゆうぐんじゅうつてんけい	1冊	写	1761年	宝暦11年	不明	兵法	
蓬左文庫 81-27	長沼流軍学免状	長沼流四世正伝 鈴木清右衛門種積貞美	ながめまりゆうぐんがくめんじょう	1幅	写	1804年	文化元年	35.6×60.6	寄贈	近松外三郎宛11月21日付 卷子本附木箱
蓬左文庫 81-28	長沼流軍学免状	長沼流五世正伝 近松諭泉藤原茂弘	ながめまりゆうぐんがくめんじょう	1幅	写	1844年	弘化元年	35.1×58.5	寄贈	近松彦之進宛11月21日付 卷子本附木箱
蓬左文庫 12-143	長沼流軍術伝統系	近松茂矩	ながめまりゆうぐんじゅうつてんどうけい	1冊	写	江戸中期	江戸中期	27.6×20.0	尾張資料 兵事 軍学・兵法	
蓬左文庫 12-141	長沼流留	近松茂矩	ながめまりゆうとめ	1冊	写	江戸中期	江戸中期	15.0×21.2	尾張資料 兵事 軍学・兵法	
蓬左文庫 48-172-1-23	備前問答	近松茂矩	なおいもんどう	1冊	写	不明	不明	不明	神道	
高知県歴史博物館山内文庫 99-23-5-2	備前問答	近松茂矩	なおいもんどう	1冊	写	不明	不明	不明	神道	
蓬左文庫 146-215	成瀬新家略系	近松茂矩	なるせいかいりけりつてい	1冊	番書写	江戸中期	江戸中期	28.0×20.2	尾張資料 譜士系伝	
蓬左文庫 128-61	南海随筆	近松茂矩	なんかいずいひつ	1冊	写	1934年	昭和9年	24.0×17.5	尾張資料 国学 随筆・雑抄	
防衛大学校有馬文庫 KA-385	南海別録	近松茂矩撰	なんかいべつろく	1冊	写	不明	不明	不明	国学 随筆・雑抄	別書名『一名南海私記』
防衛大学校有馬文庫 KA-386	南海別録抜萃	近松茂矩撰	なんかいべつろくぼつすい	1冊	写	1729年	享保14年	不明	国学 随筆・雑抄	
	俳諧不問答	近松茂矩	はいかいふもんどう	不明	不明	不明	不明	不明	不明	
防衛大学校有馬文庫 KA-408	尾州贈答	近松茂矩撰	びしゅうぞうどう	1冊	写	1774年	安永3年	不明	兵法	
九州大学附属図書館増埜文庫 E-11	尾筑問答	近松茂矩	びちくもんどう	1冊	写	1786年	天明6年	半紙本	兵法	郷土・近松彦之進(尾州士)と早川又吉(筑前士)の往復書簡
蓬左文庫 12-112	匹夫訓	近松茂矩	ひつぶん	下巻1冊	写	江戸期	江戸期	23.7×17.0	尾張資料 兵事 軍学・兵法	
大洲市立図書館矢野文庫 112-30	匹夫訓	近松茂矩述	ひつぶん	1冊	写	不明	不明	不明	兵法	
佐賀県立図書館網島文庫 991-159	匹夫訓	近松茂矩	ひつぶん	1冊	写	不明	不明	26	兵法	享保4作
佐賀県立図書館網島文庫 991-214	匹夫訓	近松茂矩著・藤原女子筆	ひつぶん	1冊	写	不明	不明	26	兵法	享保4年原著
佐賀県立図書館網島文庫 991-1185	匹夫訓	近松茂矩	ひつぶん	1冊	写	1719年	享保4年	27	兵法	練兵堂藤原女子の跋あり
	武訓拾遺	近松茂矩	ぶくんしゅうい	不明	不明	不明	不明	不明	不明	
蓬左文庫 12-105	武訓筆記	近松茂矩	ぶくんひっき	1冊	写	江戸期	江戸期	19.9×14.5	尾張資料 兵事 軍学・兵法	
蓬左文庫 12-177	武術要法	近松茂矩	ぶじゅうようほう	2巻1冊	番書写	不明	不明	29.2×21.3	尾張資料 兵事 武術	稿本
防衛大学校有馬文庫 KA-380	仏部機考	近松茂矩撰	ぶつろくきこう	1冊	写	1722年	享保7年	25.5×17.2	不明	
蓬左文庫 12-106	武門重要須知	近松茂矩	ぶもんどうじょうち	1冊	写	1790年	寛政2年	24.5×16.8	尾張資料 兵事 総記	
防衛大学校有馬文庫 KA-411	武門重要須知	近松茂矩撰	ぶもんどうじょうち	1冊	仮写	不明	不明	不明	兵事 総記	
防衛大学校有馬文庫 KA-374	平学先生略伝	近松茂矩撰	へいがくせんせいりやくでん	2巻1冊	写	1726年	享保11年	24.1×17.3	竹之下平学精英について	
蓬左文庫 12-202	兵学問答	近松茂矩著・山本昌重編	へいがくもんどう	1冊	写	不明	不明	23.8×16.9	尾張資料 兵事 軍学・兵法	
防衛大学校有馬文庫 KA-412	兵学問答	近松茂矩撰	へいがくもんどう	1冊	仮写	不明	不明	不明	兵事 軍学・兵法	
蓬左文庫 12-25	兵法叢書	近松彦之進茂矩	へいほうそうしょ	1軸	写	1716年	享保元年	17.7×101.2	寄贈	卷子本4月12日付 印記者・南海等舎 旧蔵者・近松茂矩
防衛大学校有馬文庫 KA-414	兵法短訓	近松茂矩撰	へいほうたんくん	1冊	仮写	1722年	享保7年	不明	兵事 軍学・兵法	
東北大学附属図書館狩野文庫 10-23916-11	兵要録	長沼澹齋著・近松茂矩伝	へいようろく	3巻1冊	写	不明	不明	不明	兵法	校合本、目録DBで閲覧可
蓬左文庫 12-228	兵要録口義	近松茂矩編	へいようろくぐち	1・2巻1冊	写	江戸中期	江戸中期	27.4×21.2	尾張資料 兵事 軍学・兵法	有欠
蓬左文庫 12-226	兵要録口義	近松茂矩編	へいようろくぐち	1・3・4巻3冊	写	江戸中期	江戸中期	28.7×21.5	尾張資料 兵事 軍学・兵法	有欠
蓬左文庫 12-237	兵要録口義	近松茂矩編	へいようろくぐち	2・3巻2冊	写	江戸中期	江戸中期	29.4×21.2	尾張資料 兵事 軍学・兵法	有欠
蓬左文庫 12-221	兵要録口義	近松茂矩編	へいようろくぐち	3巻1冊	写	江戸中期	江戸中期	27.1×19.7	尾張資料 兵事 軍学・兵法	有欠
蓬左文庫 12-215	兵要録口義	近松茂矩編	へいようろくぐち	4巻2冊	写	江戸中期	江戸中期	28.0×21.7	尾張資料 兵事 軍学・兵法	別書名『出師之圖』
蓬左文庫 12-234	兵要録口義	近松茂矩編	へいようろくぐち	8巻1冊	写	江戸中期	江戸中期	24.5×17.4	尾張資料 兵事 軍学・兵法	有欠
蓬左文庫 12-225	兵要録口義	近松茂矩編	へいようろくぐち	9巻1冊	写	江戸中期	江戸中期	27.9×21.2	尾張資料 兵事 軍学・兵法	有欠
蓬左文庫 12-232	兵要録口義	近松茂矩編	へいようろくぐち	10巻1冊	写	江戸中期	江戸中期	30.4×21.5	尾張資料 兵事 軍学・兵法	有欠

(表三)近松茂矩関係史料

蓬左文庫 12-244	兵要録口義	近松茂矩編	へいようろくくぎ	10巻1冊	写	江戸中期	江戸中期	24.0×17.1	尾張資料 兵事 軍学・兵法	有欠
蓬左文庫 12-231	兵要録口義	近松茂矩編	へいようろくくぎ	10巻2冊	写	江戸中期	江戸中期	28.2×21.4	尾張資料 兵事 軍学・兵法	有欠
蓬左文庫 12-224	兵要録口義	近松茂矩編	へいようろくくぎ	14巻1冊	写	江戸中期	江戸中期	27.4×19.7	尾張資料 兵事 軍学・兵法	有欠
蓬左文庫 12-238	兵要録口義	近松茂矩編	へいようろくくぎ	14巻1冊	写	江戸中期	江戸中期	27.9×21.2	尾張資料 兵事 軍学・兵法	有欠
蓬左文庫 12-223	兵要録口義	近松茂矩編	へいようろくくぎ	15・16巻1冊	写	江戸中期	江戸中期	27.3×19.9	尾張資料 兵事 軍学・兵法	有欠
蓬左文庫 12-230	兵要録口義	近松茂矩編	へいようろくくぎ	17巻1冊	写	江戸中期	江戸中期	28.6×21.4	尾張資料 兵事 軍学・兵法	有欠
蓬左文庫 12-243	兵要録口義	近松茂矩編	へいようろくくぎ	18巻1冊	写	江戸中期	江戸中期	24.3×17.3	尾張資料 兵事 軍学・兵法	有欠
蓬左文庫 12-227	兵要録口義	近松茂矩編	へいようろくくぎ	18・19・20巻1冊	写	江戸中期	江戸中期	28.3×21.2	尾張資料 兵事 軍学・兵法	有欠
刈谷市中央図書館村上文庫 30-842-2	兵要録口義	不明	へいようろくくぎ	10冊	刊	1862年	文久2年	不明	兵法	
九州大学附属図書館増田文庫	兵要録口義	不明	へいようろくくぎ	8冊	刊	1862年	文久2年	大本	兵法	5～13巻存、2巻は表紙のみ
稲荷文庫 才5-53-3	兵要録口義	不明	へいようろくくぎ	19冊	写	不明	不明	不明	兵法	
東北大学附属図書館狩野文庫 10-2334-16	兵要録口義	長沼宗敬伝	へいようろくくぎ	22巻16冊	写	不明	不明	不明	兵法	目録DBで閲覧可
大洲市立図書館矢野文庫 172.3	兵要録口義	不明	へいようろくくぎ	22冊	写	不明	不明	不明	兵法	14～22巻存
佐賀県立図書館鍋島文庫 991.1272	兵要録口義	長沼濤斎	へいようろくくぎ	7冊	写	江戸期	江戸期	27	兵法	1冊欠
佐賀県立図書館鍋島文庫 991.1273	兵要録口義	長沼濤斎	へいようろくくぎ	20冊	写	江戸期	江戸期	27	兵法	
弘前市立図書館 W399-28	兵要録口義余津伝	不明	へいようろくくぎあいつでん	5冊	写	不明	不明	半紙本	兵法	
	兵要録口義抄	近松茂矩編	へいようろくくぎしょう	不明	不明	不明	不明	不明	兵事 軍学・兵法	
	兵要録口義残篇	近松茂矩編	へいようろくくぎざんぺん	不明	不明	不明	不明	不明	兵事 軍学・兵法	
蓬左文庫 12-238	兵要録講義	近松茂矩・棚橋敬武共編	へいようろくこうぎ	1・20巻2冊	写	不明	不明	27.4×20.1	尾張資料 兵事 軍学・兵法	有欠
蓬左文庫 12-233	兵要録講義	近松茂矩・棚橋敬武共編	へいようろくこうぎ	7巻1冊	写	不明	不明	24.1×17.4	尾張資料 兵事 軍学・兵法	有欠
蓬左文庫 12-235	兵要録講義	近松茂矩・棚橋敬武共編	へいようろくこうぎ	7巻1冊	写	不明	不明	28.5×21.2	尾張資料 兵事 軍学・兵法	有欠
蓬左文庫 12-246	兵要録講義	近松茂矩・棚橋敬武共編	へいようろくこうぎ	10巻2冊	写	不明	不明	24.7×17.5	尾張資料 兵事 軍学・兵法	有欠
蓬左文庫 12-247	兵要録講義	近松茂矩・棚橋敬武共編	へいようろくこうぎ	17・18・19・21冊8冊	写	不明	不明	24.6×17.5	尾張資料 兵事 軍学・兵法	有欠
弘前市立図書館 W399-89	兵要録講義	不明	へいようろくこうぎ	1冊	写	不明	不明	半紙本	兵事 軍学・兵法	巻10存
東北大学附属図書館狩野文庫 10-2337-3	兵要録衆義口義	近松茂矩	へいようろくくぎゆうかせんこうぎ	3冊	写	不明	不明	不明	兵事 軍学・兵法	目録DBで閲覧可
蓬左文庫 12-219	兵要録備考	佐枝尹重	へいようろくびこう	4巻4冊	近松茂矩写	不明	不明	29.2×20.8	尾張資料 兵事 軍学・兵法	
防衛大学校有馬文庫 KA-391	兵要録備考	近松茂矩撰	へいようろくふこう	1冊	写	1776年	安永5年	不明	兵事 軍学・兵法	
東北大学附属図書館狩野文庫 10-2339-1	兵要録備考	近松茂矩編	へいようろくふこう	2巻1冊	写	不明	不明	不明	兵法	永田賢典旧蔵本、目録DBで閲覧可
静岡県立中央図書館楽文庫 204-90-5-1	兵要録備考	近松茂矩編	へいようろくふこう	1冊	写	不明	不明	不明	兵法	目録DBで閲覧可
静岡県立中央図書館楽文庫 204-231-5	兵要録備考	近松茂矩編	へいようろくふこう	1冊	写	不明	不明	不明	兵法	目録DBで閲覧可
佐賀県立図書館鍋島文庫 991.1190	兵要録備考	近松茂矩	へいようろくふこう	1冊	写	1813年	文化10年	27	兵法	
佐賀県立図書館鍋島文庫 991.1191	兵要録備考	近松茂矩編	へいようろくふこう	1冊	写	1813年	文化10年	27	兵法	
東北大学附属図書館狩野文庫 10-2343-1	兵略答問	近松茂矩述・山藤正矩編	へいりやくとうもん	3巻1冊	写	1739年	元文4年	不明	兵法	
静岡県立中央図書館楽文庫 204-91-7	兵略答問	近松茂矩述	へいりやくとうもん	1冊	写	1739年	元文4年	不明	兵法	目録DBで閲覧可
静岡県立中央図書館楽文庫 204-231-6	兵略答問	近松茂矩述	へいりやくとうもん	1冊	写	1739年	元文4年	不明	兵法	目録DBで閲覧可
防衛大学校有馬文庫 KA-378	兵略答問 長沼流	近松茂矩撰	へいりやくとうもん ながぬまりゅう	3巻1冊	写	1739年	元文4年	不明	兵事 軍学・兵法	
防衛大学校有馬文庫 KA-382	兵録技萃	近松茂矩輯	へいろくばっすい	2冊	写	不明	不明	不明	兵事 軍学・兵法	
	歩射秘解	近松茂矩	ほしやひかい	不明	不明	不明	不明	不明	不明	
蓬左文庫 12-128	満字伝目義	近松茂矩	まんじでんもくくぎ	1冊	著者写	江戸中期	江戸中期	29.1×21.6	尾張資料 兵事 武術	
蓬左文庫 12-246	満字伝目義	近松茂矩	まんじでんもくくぎ	1冊	写	1810年	文化7年	30.9×20.8	尾張資料 兵事 武術	
	未見抄	近松茂矩	みじんしょう	不明	不明	不明	不明	不明	不明	
長崎県立長崎図書館 01621	名字説	近松茂矩	みょうじせつ	不明	写	不明	不明	不明	字彙	享保8年12月下流近松茂矩序
蓬左文庫 12-18	昔咄	近松茂矩	むかしばなし	1・2巻1冊	写	江戸末期	江戸末期	23.2×16.6	尾張資料 尾張徳川家系伝 藩主叢伝	
蓬左文庫 127-70	昔咄	近松茂矩	むかしばなし	2・4巻2冊	写	江戸中期	江戸中期	29.5×20.0	尾張資料 尾張徳川家系伝 藩主叢伝	
蓬左文庫 23-24	昔咄	近松茂矩	むかしばなし	7巻1冊	写	江戸期	江戸期	23.2×16.4	尾張資料 尾張徳川家系伝 藩主叢伝	
蓬左文庫 127-69	昔咄	近松茂矩	むかしばなし	7巻7冊	著者写	1738年	元文3年	不明	尾張資料 尾張徳川家系伝 藩主叢伝	
蓬左文庫 127-68	昔咄	近松茂矩	むかしばなし	13巻1冊	写	不明	不明	25.0×17.0	尾張資料 尾張徳川家系伝 藩主叢伝	活版
蓬左文庫 28-10	昔咄	近松茂矩	むかしばなし	13巻6冊	写	昭和期	昭和期	24.0×16.7	尾張資料 尾張徳川家系伝 藩主叢伝	印書
防衛大学校有馬文庫 KA-383	昔咄	近松茂矩撰	むかしばなし	7巻4冊	写	1738年	元文3年	不明	雑史	
防衛大学校有馬文庫 KA-384	昔咄後篇	近松茂矩撰	むかしばなしこうへん	6巻2冊	写	1738年	元文3年	不明	雑史	

(表三)近松茂矩関係史料

国立国会図書館	普础	近松茂矩編	むかしばなし	10巻6冊	写	不明	不明	24	雑史	
茨城県立歴史館長島文庫 288-209-11	普础	近松茂矩編	むかしばなし	3冊	写	1738年	元文3年	不明	雑史	前編存、目録DBIに記載あり
静岡県立中央図書館案文庫 204-74-2	普础	近松茂矩編	むかしばなし	6冊	写	1738年	元文3年	不明	雑史	目録DBIに記載あり
刈谷市中央図書館村上文庫 30-121-5	普础	近松茂矩編	むかしばなし	1冊	写	1738年	元文3年	不明	雑史	
西尾市岩瀬文庫 78-60	普础	近松茂矩	むかしばなし	前編7巻後編5巻5冊	写	近世後期	近世後期	23.8×16.2	雑史	転写本、印記「起生堂図書館印」
蓬左文庫 91-29	八雲神祇五妙秘訣	不明	やくもしんえいごみょうひけつ	1軸	尚舎散人雅氏道且写	1684年	貞享元年	不明	寄贈	旧蔵者・近松茂矩
初瀬川文庫 ハ3-176-4-1	八雲神祇五妙秘訣	不明	やくもしんえいごみょうひけつ	1冊	写	不明	不明	不明	歌学	
初瀬川文庫 ハ3-176-4-5	八雲神祇五妙秘訣	不明	やくもしんえいごみょうひけつ	1冊	合写	不明	不明	不明	歌学	子書誌「玉傳集和歌歌頂」「阿古根浦口傳」
防衛大学校有馬文庫 KA-400	矢繼銘鑑	佐枝尹重撰・近松茂矩増補・関口守衛註	やじりめいかん	1冊	写	不明	不明	不明	武器	
国立国会図書館	矢繼銘鑑	佐枝尹重著・近松茂矩増補	やじりめいかん	1冊	写	不明	不明	28	武器	
国立国会図書館	矢繼銘鑑	佐枝種重再撰・近松茂矩増補	やじりめいかん	2巻附録1巻	種溪内田嘉直写	1902年	明治35年	28	武器	
国立国会図書館	矢繼銘鑑	佐枝種重著・近松茂矩増補	やじりめいかん	3巻1冊	権内主人写	1901年	明治34年	27	武器	
蓬左文庫 12-146	用間加条伝目義	近松茂矩	ようかんかじょうでんもくぎ	2巻1冊	写	江戸中期	江戸中期	28.5×20.4	尾張資料 兵事 軍学・兵法	
蓬左文庫 12-185	用間伝解	近松茂矩	ようかんでんかい	1冊	著者写	1736年	元文元年	26.8×19.7	尾張資料 兵事 軍学・兵法	
蓬左文庫 12-118	用間伝解口伝書	近松茂矩	ようかんでんかいくでんしよ	1冊	写	江戸中期	江戸中期	24.3×17.3	尾張資料 兵事 軍学・兵法	
蓬左文庫 12-178	用間傳談	近松茂矩	ようかんりげん	1冊	著者写	1775年	安永4年	28.8×21.0	尾張資料 兵事 軍学・兵法	
蓬左文庫 1-85	吉野拾遺	不明	よしのしゆうい	2巻2冊	近松茂矩写	江戸期	江戸期	27.7×19.1	不明	
国立国会図書館	夜話	近松茂矩	よばなし	1冊	写	不明	不明	24	茶道	
蓬左文庫 12-136	體勝素肌伝	近松茂矩	よろいかしすはだでん	1冊	著者写	江戸中期	江戸中期	14.0×20.1	尾張資料 兵事 武術	
蓬左文庫 12-159	體辨説	近松茂矩	よろいもちせつ	1冊	写	不明	不明	23.8×17.0	尾張資料 兵事 武具	別書名『具足辨/説』
蓬左文庫 12-222	練心胆口義	近松茂矩	れんしんたんぐぎ	1冊	写	江戸期	江戸期	28.5×20.2	尾張資料 兵事 軍学・兵法	
防衛大学校有馬文庫 KA-395	練心胆口義	近松茂矩撰	れんしんたんぐぎ	1冊	写	1740年	元文5年	不明	兵事 軍学・兵法	
防衛大学校有馬文庫 KA-413	練心胆口義別記	近松茂矩	れんしんたんぐぎべっき	不明	不明	不明	不明	不明	兵事 軍学・兵法	
	練兵伝	近松茂矩撰	れんべいでん	3巻1冊	仮写	1719年	享保4年	26.4×19.3	兵法	
	練兵目録	近松茂矩	れんべいもくろく	不明	不明	不明	不明	不明	兵法	
	和歌詞筆撰	近松茂矩	わかしひつせん	不明	不明	不明	不明	不明	歌学	
防衛大学校有馬文庫 KA-381	倭書談範	近松茂矩撰	わしよとくはん	1冊	写	1726年	享保11年	25.1×17.6	不明	
国立国会図書館他	Stories from a tearoom window: Lore and legends of the Japanese tea ceremony	近松茂矩	ちゃそうかんわ	1冊	刊	2009年	平成21年	20	茶道	『茶窓問話』の英訳

## 《翻刻史料》平学先生略伝

### ○解説

『平学先生略伝』は、防衛大学校所蔵「有馬文庫」のうちの一書である。縦二四・一糎×横一七・三糎。二巻一冊。写本。全六七丁。カナ混じり文。原本未見。外題に「平学先生略伝」近松茂矩書上下巻。内題には「平学先生畧傳」とある。奥書より、昭和十一年（一九三六）、名古屋市立図書館（詳細不明）に所蔵されていた原本を有馬成甫が謄写したようである。

内容は、享保十一年（一七二六）九月一二日、竹之下平学頼英（以降、竹之下と表記）の二回忌に際して、門人であった近松茂矩が、竹之下の経歴や武勇伝、晩年のやり取り、追善和歌会の詳細を記している。上・下巻構成となっており、上巻では竹之下平学頼英の略歴やエピソード、一周忌に際しての追善和歌会について、下巻では竹之下が修めた兵法や学問、門人・近松茂矩との晩年のやり取り、二周忌に際しての追善和歌会について記されている。

竹之下は、承応三年（一六五四）、三河吉田藩（現在の愛知県豊橋市）に生まれ、幼名は藍沢助太夫と名乗った。幼少の頃から諸国に遊歴し、一七歳の時に名古屋に滞在している。その後、水戸藩士・横田庄三郎の養子となるが、庄三郎に実子が誕生すると、気を遣って親子の縁を解消しようとした。それを知った当時の水戸藩主・徳川光圀は、竹之下を与力・中山備前守の組に入れる。一三年間その組に所属したが、他家に仕官しようと、槍一本（島原の乱で活躍した生駒半右衛門が所持していたものとのこと）だけを持参して江戸へ向かう。そこで当時の山形藩主であった、松平忠雅に出会う。元禄一三年（一七〇〇）、山形藩から福山藩への転封に伴い、竹之下は備後国へ向かう。そこで何年か仕官した後、隠居を決意。京に住む親族・大岡能登守を頼って京へ向かった。大岡が奈良奉行に就任した際には奈良に住み、山田奉行に就任した際には伊勢山田にも移り住んだ。その後、再度江戸に居住するものの、眼病を患ったのと、松平忠雅が桑名藩へ転封されたことで、四日市に居住するようになった。享保九年（一七二四）九月九日、七〇歳で逝去。法号は則善居士。桑名の本当寺に埋葬された。

さて竹之下の七〇年の生涯における、主要な武勇伝についていくつか紹介したい。まずは「唐網術」に関するエピソードである。竹之下が水戸藩に仕えていた頃、西山公（徳川光圀）の川狩りに同行する機会があった。若い頃は唐網術に長けていたようで、網を入れにくく、かつ鮎が多く潜んでいた場所に対して、竹之下は網を用いて軽々と大量の鮎を捕獲したとされている。そして松平忠雅の転封にともない、竹之下は備後国に赴く前に、先祖が住んでいたとされる駿河国駿河郡竹ノ下庄を訪れた。そこには古びた牛頭天王の祠があり、竹之下はここに先祖が祀られていると主張した。しかしながら社人や村民は信じることなく、この

祠には竹下孫八左衛門の家老・湯川利左衛門が祀られていると主張。祠の中を確認したいと要求したが拒否され、埒が明かなくなっただのか、斧でその祠を破壊した。破壊された祠の中には一巻の系図が収められており、持参した系図と照らし合わせてみると、確かにこの祠は竹之下の先祖が祀られたものであった。社人や村民は驚き敬服し、その後、竹之下は金を与えて祠を新しく建て直させたというエピソードが残っている。

福山藩時代にもいくつかの武勇伝が残っている。特に、①石見銀山の防備体制の強化、②海上防犯体制の強化、③浪人救出、以上の三つが興味深い。

①については、幕府の支配下にあった石見銀山は、非常時において、石見国浜田藩と備後国福山藩が協力して事を解決することになっていたものの、両藩の防備体制は疎かであった。これでは有事に対応できないと察知した竹之下は、松平忠雅に防備の強化を申し入れた。許可が下りた竹之下は、早速銀山に赴いて代官にその旨を伝えた。その後、浜田へ立ち寄り、藩役人と相談して人員の手配を要求したという。

②については、福山から十七町ほど先にある鞆の浦において、ここは西海の要所ゆえ、防犯体制をより強化すべきと竹之下は考えた。そこで番所を設置して、物頭一人、騎士十人、同心三十人、目付一人、徒士目付一人、町目付四人、舟手二十人を動員させたという。

③については、前福山藩主・水野美作守に仕えていた数百人の藩士達が浪人に成り下がっており、武士身分もはく奪され、百姓・町人身分となっていた。これを不憫に思った竹之下は、忠雅に注進し、帯刀を許すよう諫めた。無事に許可が下り、竹之下は早速浪人達を集め、その旨を伝えた。浪人達は涙を流して感謝し、もし藩に有事があれば命をかけて戦うことを誓ったのだという。史料中には、竹之下が隠居のために京に赴く際の浪人との感動の別れの様子についても記されている。

また奈良に住んでいた頃、古代の甲冑の作り方を勉強するために、いくつかの寺社を訪れていた竹之下は、能書家で有名な門主と出会った。同伴していた大岡能登守は、古歌を書いてもらうことでその筆跡を頂戴しようとした。そこで竹之下は古歌を下書きし、これを書いてほしいと門主に頼んだところ、門主は竹之下のあまりの達筆さに驚き、自らの筆跡を残すのは恥ずかしいと言って断ったという。このように竹之下は印象深いエピソードを数多く残した人物であることがうかがえる。

先祖や家族、交友関係について、竹之下は大友皇子の末裔・竹下孫八左衛門の子孫であるとされ、孫八左衛門は文治五年（一一八九）七月七日、源頼朝から「源」と「頼」の字を賜ったことで、それ以降、子孫は代々「頼」の字を用いていた。そして竹之下は、生涯に四五ヶ国を遊歴したことで全国に友人がいた。弟子の近松茂矩に対して、「大きな志を持つ者は、身分によらず全国に多くの友人を持つことが重要である。自らに仕える下女や中間に至る

まで、どんな人も大切にしなければならぬ」と説いており、諸国に多くの知り合いを作って情報収集に努めるといった、いわゆる「陽忍術」を体現した人物であるとも考えられる。代表的な親族と友人は以下の通りである。

- ・藍沢駒右衛門忠清（頼英の実父、三河吉田藩士）
- ・横田庄三郎（頼英の養父、水戸藩士）
- ・山口六之右衛門（頼英の弟、大番役、二百石）
- ・藍沢数右衛門（頼英の養子、頼英が福山藩に移る直前に病のために逝去）
- ・堀田長八左衛門（頼英の弟、堀田伊豆守惣頭）
- ・応通寺（頼英の妹、吉田藩）
- ・大岡能登守（江戸）
- ・武蔵孫之丞（江戸）
- ・津田元右衛門（尾張藩士）
- ・石黒作兵衛（尾張藩士）
- ・八木下仁右衛門（尾張藩士）
- ・栗田弾正（勢田祀官）
- ・水野外記（横田庄三郎の舅、新番頭）
- ・水野惣兵衛（水野外記の長男、使番役、三百石）
- ・水野六左衛門（水野外記の次男、小納戸格、百石）
- ・鈴木太右衛門（物頭）
- ・笥瀬左衛門（頼英の弟、横田庄三郎の子）
- ・鈴木藤太兵衛（中山備前守の甥、横田庄三郎の弟子、使番役、三百石）
- ・大石八太夫（足軽頭）
- ・朝比奈宇右衛門（大番頭）
- ・小野角太夫（物頭）
- ・長尾左太夫（目付）
- ・蓮沼一郎左衛門（御城附、三百五十石）
- ・鈴木又助（諸国与左衛門の従弟）
- ・芳賀角之丞（使番）
- ・芳賀弥兵衛（芳賀角之丞の弟、十文字の達人）
- ・諸国与左衛門（小笠原家に仕えた高田又兵衛の弟子、宝蔵院流十文字の達人）
- ・宇都宮下総守（老中、和歌関係）

- ・ 笈助太夫（後に和泉守、横田庄三郎の弟子）
- ・ 笈龍之助（水戸一番の美少年、横田庄三郎の弟子）
- ・ 福与蔵右衛門（堀田長八左衛門相賀、大目付）
- ・ 大津官兵衛（福与蔵右衛門の兄）
- ・ 岩上九右衛門（吉田藩）
- ・ 沢木弥兵衛（吉田藩）
- ・ 笠井助太夫（不明）
- ・ 小笠原佐渡守（吉田藩主）
- ・ 加藤数右衛門（吉田藩士、頼英の又従弟）

これら多くの親族や友人はどういった人物か、また竹之下が彼らとどのような関わりを持ち、どんな関係性を築いていたのかについては、今後の課題としたい。

そして最後に、竹之下が修めた兵法・学問について概括する。兵法については、養父であった横田庄三郎に甲州流兵法を習った。横田は甲州流兵法の創始者・小幡勘兵衛景憲の門下であり、極めて優秀だったことから、甲州流の秘伝を余すところなく伝授されたという。竹之下は他にも様々な流派を学び、おそらくこの時に服部半助という人物から伊賀忍術の手ほどきを受けていたと予想される。延宝八年（一六八〇）十一月七日、今までになかった画期的な兵書を著したそうであるが、内容は不明である。

馬術については大坪流を修得。剣術については体捨流を稽古した。槍術は水戸藩時代に諸岡与左衛門から宝蔵院流の十文字を習っており、礼法は小笠原流を学んだ。茶の湯については、山田宗編に師事し、宗旦流を学んだ。有職故実は奈良に住んでいた頃に、伏原三位幸卿という人物の門下となっている。神道は江戸において吉川惟足に学び、琵琶は小寺流を修得。書道は水戸の畠山牛庵の下で中院大納言通茂卿の作品を書写して学んだとされる。

また和歌については、日野大納言弘資卿という人物の門下となっており、竹之下の作品は史料中にいくつか掲載されている。代表的なものを紹介する。

- ・ 月もいりぬいかにしてかハ明石瀉なんの音さへよるハさひしき
- ・ ちり尽す道も吉野の山桜匂ひハ残る峯のしら雲
- ・ 清見浦たれる年とも過やらぬこゝろの関か三穂の松原
- ・ 春に来て思ひやるさへあわれなりしきたつ澤の秋の古しへ
- ・ 老か身ハなをも名残のおしき哉あきも末野の露の月願
- ・ 枝かたき木々のこすへの願かけてあさくハ見へぬ庭の池水

このように竹之下は、ありとあらゆる兵法・学問を学び、自己研鑽に励んでいたと考えられる。特に甲州流兵法を学び、その発展形として、今までになかった画期的な兵書を編んでいたということで、竹之下独自の流派が形成されていたとも予想でき、非常に興味深い。彼が学んだ兵法・学問の詳細解明についても、今後の課題としたい。

竹之下に関する研究はブルーオーシャンであり、日本兵法史を捉え直す上で、わずかながら影響力を持った人物であると考えられる。今後、兵法関係史料や藩政史料を手がかりとして、竹之下の実像を改めて探っていくことが求められるだろう。

なお史料撮影・翻刻にあたっては、三重大学人文学部教授の吉丸雄哉先生、防衛大学校人間文化学科教授の井上泰至先生に多大なるご協力を賜った。心からの感謝を申し上げます。

## 【凡例】

### (全般)

- 一、本書は、『平学先生略伝』の積文をまとめたものである。
- 一、本書には、目録・積文を収めた。
- 一、本書の積文には、今日の社会に合わない表記があるが、歴史資料という性質上そのままにした。

### (積文)

- 一、積文は、主要なものを掲載した。
- 一、積文の作成にあたっては、原本の体裁をできるだけ尊重したが、読みやすさ等を考えて、適宜句読点等を挿入し、改行を施した。
- 一、使用字体は、原則として常用漢字を用いたが、史料の性格や固有名詞等を勘案して、原本のままとしたものがある。
- 一、虫食い箇所など、解説不能の字は「■」と表記した。
- 一、闕字、平出、台頭等は忠実に再現した。
- 一、合字「匠」(トモ)・「メ」(シテ)・および「ㄣ」(こと)などは現代語に直した。
- 一、原則として原本通りに返り点等を施した。
- 一、引用箇所と思われる記述については、鍵括弧「」を施した。
- 一、見やすさを考えて太字表記にした部分がある。
- 一、送り仮名が二つ以上ある場合は、文脈や読みやすさ等を考えて一つに絞った。
- 一、図、本文中の注釈部分は省略した。

### (その他)

- 一、本書の翻刻作業は、郷原匠(三重大学人文社会科学部研究科)が担当した。
- 一、本書作成にかかる『平学先生略伝』は、三重大学人文学部教授の吉丸雄哉先生、防衛大  
学校人間文化学科教授の井上泰至先生から格別のご配慮とご教示をいただきました。  
心から感謝申し上げます。

## 平学先生略伝

### 自序

自リレ昔シ天ノ下ノ之乱ハ必ス生ルニ於治平ノ之日ニ、故ニ明ノ主賢将ハ雖トモ安シト不レ安セ練テ兵術ヲ一以テ備ナルニ不虞ニ也、予嘗テ奉セシニ故主公命ヲ一以来夙ノ夜学ニ、習ス兵法ヲ一、雖トモ然リト性ノ質魯鈍且ツ無シテニ明ノ師ニ空ク経タリニ数年ヲ一焉、幸ニ見ハニ

先ノ生ニ一以テ受ケレ業ヲ竊ニ似ニタリニ有ルレ得ルコト者ニ一、実ニ師ノ恩之深ノ重ナル不レ知、何ヲ以カ謝スルコトレ之ヲ也、然ルニ

先ノ生去ノ年重陽ノ日病ニ、死セラルル勢州ニ、嗚ノ呼清ノ客不レ可ニ再ヒ視ニ、芳ノ声不レ可ニ再ヒ聴ニ、奈ノ何セン哉、追慕不ルノレ已マ之余リ抹リテ下

先生談リ玉イシレ予ニ旨ト与中親ノ族僕ノ従話ルレ予ニ趣上併セテ記ニ略伝ニ卷ニ欲スレ使テ子ノ孫門ノ生ニ知中

先ノ生ノ事ノ状及ヒ予カ從ニ一学セシ

先ノ生ニ一顛末上矣、微意在ルニ少ク報スルニ不レ倦ノ之恩ヲ一耳

九月望

藤原茂矩謹書

平学先生略伝 上卷

門人 尾府 近松茂矩 謹記

先生ハ大友皇子ノ末葉竹下孫八左衛門カ後胤ナリ、彼孫八左衛門文治五年七月七日頼朝卿ヨリ源姓并頼ノ字ヲ賜リ源頼忠ト称セリ、故ニ代々頼ノ字ヲツケリ、先生ハ頼英ト称ス、源嶽ハ別号ナリ、

先生始ハ藍沢ト云、コレハ先祖所領ノ在名也、駿河国駿河郡御厨竹下藍沢三郷ナラヒテ一庄トス、昔ハ六百町ト云、今ハ二万石余ト云、近代ハ小田原附ノ地トナル、

先生忠雅主ニ仕ヘラレシ時、江戸ヨリ備後国ヘ供シ下ル時、旨趣ヲ伸テ忠雅主ニ先ンシ武江ヲ発シ、足柄ノ関ヲ越テ竹ノ下ノ庄ニ至リ其遺跡ヲ尋ラレシ、其談左ノ如シ、牛頭天王ノ社アリ、コレハ頼忠カ靈ヲマツレリト云、社人ハ竹下代々ノ家老タリシ湯川ノ子孫トテ、湯川惣内同利左衛門ト云テ先生ニ謁セリ、先祖ヨリノ産神アリ、何ノ比ヨリカ開クコトヲ禁ム故ニ修復セス、破壊スル所ハ板ヲ打付テ雨露ヲ防ク、如此スルコト年久シキ故ニ其向背モ不知、先生乃チコレヲ開ント云、神主及ヒ村民甚タ肯ズ、先生曉シテ曰、我此領主ノ裔ニシテ先祖ノ建置ル社ヲ開クニ何ノ恐レカ在ン、若神怒ラハ罪ハ我一人ニ帰セン、尤再建ノ料ハ出スヘシトテ、終ニ斧ヲ用テ其前ト覺シキ所ヲ打破テ見レハ小祠アリ、扉ヲ開クニ一巻ノ系図アリ、コレヲ先生所持ノ系図ト互考スルニ符節ヲ合ス、於爰村民甚タ尊仰ス、先生乃金ヲ与ヘテ再建セリ、寺アリ、曹洞宗ナリ、巨嶽山奥雲寺ト云頼忠カ靈牌アリ、如左

天智天皇世八代後胤駿州駿河郡御厨庄竹下孫八左衛門源頼忠靈

武陵執政稻葉氏美濃権守越智姓正則再興建之、

コレハ正則小田原二城主タリシ時建ラレシナリ、

コレヨリ後先生江戸上下ニハ彼邑ノ庄屋鈴木九郎左衛門ヲ先トシテ、神主百姓等三嶋ノ驛ヘ出向テ上物ヲ献シ拝謁セリトナン、先生曾テ練兵堂ニテ自ラノ来由ヲ語リテ曰、足下ト不思儀ノ縁ニテ師弟ノ親ミヲナシテ、於今ハ父子同意ノ親ミヲナセリ、故ニ語ル、予既ニ極老ニ及テ実子ナク、タマ々養子丈助アレトモ、予志ヲ継サレハ有トモ無力如シ、足下

ハ未三十二不充ハ老先幾ラカ男子ヲモウケ玉ワシ、其子ノ内ニ我伝ノ軍術ヲ教ヘ竹下ノ  
称号ヲツタヘ玉ワハ大幸ナラント云リ、僕答曰、先生ノ恩何ヲ以テカ謝スル事ヲ不知、シ  
カルニ方今此事ニ及ヒ身不肖ナル某カ子ニ御称号ヲ免シ玉ワントノ命、コレ又生涯ノ大  
慶ナリ、愚子ノ内御名ヲ恥シメサルノ器アラハ、必此約ヲ差フマシト諾ス、因テ先生ノ父  
忠清自筆ノ略譜等ヲ伝讓アリヌ、コレニ委細ナルユヘ略尔此、

先生父藍沢駒右衛門忠清ハ小笠原

ニ仕ヘテ三州吉田城ニアリ、先生爰ニ生ル、幼少ヨリ諸邦ニ遊歴ス、尾張家中津田元右衛  
門・石黒作兵衛・八木下仁右衛門等親族ニテ此ヲ便リ、十七歳ノ時名護屋ヘモ到リ、四十  
全日滞留アリシ、勢田祠官栗田弾正モ一族ナリ、

先生初ハ藍沢助太夫ト云リ、水戸家中横田庄三良寺社奉行五百石役スト一族ニシテ彼カ養子トナリ  
水戸ヘ往ル、後年庄三良実子出生ユヘ、戻ラント云帰サシト云争論アリ、水戸侯其旨ヲ聞  
玉ヒ父子義アルコトヲ感シラレ別二百五十石ヲ賜リ、中山備前守カ与力ニナシ玉ヘリ、  
庄三郎家督ハ実子ツケリ早世シ断絶ス、

水戸侯ノ御聲クワンニウ寺大病ニテ京師ヘ趣キ養生シ玉フ、尔時介抱トシテ誰ニテモ差添  
ラレントアリシニ、左アラハ藍沢助太夫ヲト願ワレ先生附属アリテ上京アリヌ、コレハ  
常々其寺ヘ親シカリシユヘ也、此節マツ水戸侯ノ江戸ノ御館ニ滞留アリシ其時、先生ノ旅  
宿ヘモ侯ヨリ御使下サレ難有仰アリ、亦水戸ヘ帰ラレテモ甚タ其勞ヲ称セラレシ、

親鸞上人ハシメ常陸国大アミニ住セラレ、クワンニウ寺ト云寺家十二坊アリ、爰ニ子ア  
リ、如真ト云、コレヲスヘ置テ諸国ヲメクリ、京師ニ止リ次子ヲ立テ一家ノ宗トス、  
水戸西山公ノ比ハクワンニウ寺甚衰微シテ然モ子ナシ、西山公御再興アラントテ其  
旨ヲ京都東門跡ヘ仰ツカワサレシニ、彼系図ニモ其事アリトテ、則当門跡ノ次男ヲ下ス、  
コレヲクワンニウ寺ノ養子トシ、妻ハ榎本治郎御内縁アル者ニテ三百石ヲ領スカ娘ヲ御養女トナサ  
レ御婿トナサル、岩舟ト云所ニ万坪ホト切ヒラキ、大門通ヲ七町トシ、両側ヲ市町トシ、  
十七間二十三間ノ堂ヲ立ラレ、其外舎屋悉ク建サセラレ、寺領五百石寄附アリシ、先生  
ノ養父庄三良寺社奉行ニテコレラノ事ヲ司リシ縁ニヨリ度々参ラレ、後ハ異体同胞ノ  
思ヲナスト云レシトナン、院号ハエメウ院ト云文字未知、

先生若キ比ハ唐網ヲウツコトヲ得ラレ人モ沙汰セリ、一日 西山公川狩アリシニ、或川ニテ殊ノ外網ウチニクキ所ニツカモ鮎多シ、尔時先生ヲ召テウタセラレシニ数多ウチ得ラレ褒賞アリシ、カ、ルサ、イナル事迄モ得ラレシ、

先生十三年カ間中山カ組下ニテ勤ラレシカトモ、立身モナカリシユヘ他家へ忤カントテ、組頭松井吉兵衛・山口九郎左衛門ヲ以テ再三暇ヲ願レシカトモ下サレス、故ニ主退レヌ資財其マ、ニテ鎗一本持セテ江戸へ出ラレヌ、此時金子四百両貯ヘラレ追々ニ取寄ラレシトナン、

此鎗ハ生駒半右衛門カ嶋原ニテ功アリシ鎗トテ先生ヘユツレリ、先生八十文字好ユヘ、別ニ塩首元へ五寸ノ横手ヲイレラレシ、予モ見之ニ三角刃ニシテ五寸ホトアリシ、今ハ名跡丈助方ニアリ、

生駒半右衛門ハ備前ノ家中生駒市兵衛<sup>百五十五銃</sup>カニ男ナリ、嶋原ノ時二十一歳ナリシカ幸ノコト、悦テ、備前ヲ出奔シ備後ノ鞆ヨリ出舟シテ行ヌ、有馬玄蕃ノ物頭ニ母方ノ伯父アリ、コレニヨリ彼備ヲ借テカセキ、餘田宗右衛門カ下知ニツケリ<sup>旗頭六百石銃ス、掃陣シテ</sup>

<sup>千石賜ル、</sup>落城ノ日一番乗ヲ志シ、マタ夜深キニ忍ヒテ壁ヲ乘壁裏へ飛下リテ、寄手ノ近付ヲ待トコロへ賊徒マワリ来ルヲ二人突殺シ首ヲトリ、猶モヒソマリ居ル処へ跡ヨリ白キ物ヲ著飛込者アリ、誰ソト問ヘハ明石又右衛門ト云<sup>有馬馬廻、</sup>ツ、ヒテ黄色ノ羽織ヲ著飛込アリ、誰ソトイヘハ村井平三良ト云<sup>有馬納戸役、</sup>サテ三人一所ニ集リ互ニ一二三ノ証拠ヲ立ント約シテカセキシ、落城ノ時本丸城戸際ニテ又首ヲトリ、則有馬家ニテハ本丸一番乗ヲシタリ、有馬家ニ留メラレ、シカトモ古郷備前へ帰ル、則池田家老職ノ池田執シテ知行三百石賜リ鉄砲足輕三十人預ケラル、其後御旗本荒木十左衛門肝煎ニテ荒木内蔵助ト云者、嶋原ニテ功アリシトテ千石ニテ抱ヘラレシ内蔵助カ功ハ、中々半右衛門ニ不可及、依之出羽所へ行テ暇ヲモライテ他邦へ走り、江戸ニテハ初鹿伝右衛門ニ止宿シテ、忤カ津山城主森内記ヨリハ知行七百石ニ番頭格ト乏来レトモ、所思アリテ不仕、老後ニ水戸領ノ内ノ禅院ニ滞留スルコト久シ、半右衛門六十七八歳ノ比 西山公其院へ遊ヒ玉フテ、半右衛門ヲ召レテ御懇ノ仰アリ、コレヨリ時服金子ヲ下サレテ於爰死セリ、半右衛門若年ヨリ附添フ奴僕アリ、貧困ニ至テモハナレス勤ム、其功ヲ感セラレ召レテ 西山公ニ拝謁セリ、此半右衛門先生ト親シカリシトナリ、詳ラニ物語アリ、シカ

トモ忘レス、故ニ大旨ヲ記ス、

先生水戸ニテ朋友

山口六之右衛門 先生ノ弟合 大番役二百石ヲ領ス、

水野外記 庄三良舅 新番頭

外記子惣兵衛 使番役三百石ヲ領ス、

次男六左衛門 分地百石ヲ領シ、小納戸格

鈴木太右衛門 由緒アリ、物頭

寛瀬左衛門 助太夫弟、物頭庄三良父子

鈴木藤太兵衛 中山備前守甥、庄三良弟子、使番役三百石ヲ領ス、

先生四日市ノ亭ヘモ京使ノ度ニハ立寄テ最懇ナリシ、

大石八太夫 足輕頭

朝比奈宇右衛門 大番頭

小野角太夫 物頭

長尾左太夫 目付

蓮沼一郎左衛門 御城附 三百五十石領

鈴木又助 諸国与左衛門従弟

芳賀角之丞 使番

同弟弥兵衛 十文字ノ上手

諸国与左衛門 小笠原家中高田又兵衛弟子ニテ、宝蔵院流十文字ノ達人

又老中ニテハ宇都宮下総守ハ和歌ノ友ニテ親シク、寛助太夫後号和泉守、水戸一番ノ美同龍之助

少年ハ庄三良弟子ノ因ミヨリシテ別テ懇ナリシ、

先生生涯四十五ヶ国遊歴アリシ、依之知人許多ナリ、先生予ニ教テ曰、大志アラン者ハ貴賤上下ニヨラス日本中ニ知ル人ヲ持ヘシ、扱一度逢シ人モ永ク因ミヨクヘシト云リ、予密ニ先生ノ行状ヲ見ルニ、予カ仕フ下女中間ノ類マテモ書毎ニ安否ヲタツね伝語アリシ、如此ユヘ親シキ人アケ尽スヘカラス、其内大概ヲ記ス、

江戸ニテハ大岡一等ミナ々近キ親族ナリ、大番役武蔵孫之丞名ナトモ一族ナリ、

堀田伊豆守惣頭長八左衛門先生弟、

同 大目付、福与蔵右衛門八左衛門相賀、

蔵右衛門兄ハ大津官兵衛トテ松平伊豆守家中ニテ先生モ逢リ、

三州吉田ノ町中応通寺一向宗コレハ先生ノ妹ノ子ナリ、依之先生暫ク吉田ニ住ハヤノ志アリ  
シユヘ、当城主松平伊豆守ヘモ於江戸謁セラル、因テ岩上九右衛門 沢木弥兵衛

衛守

笠井助太夫トモ知人ナリ

小笠原佐渡守 ハ先生実父方小笠原家中ナルユヘ、出入シテ別テ懇意ニアツカレリ、故  
ニ一年水戸ヘ上使トシテ佐渡守参ラレシ時モ、先生ハ彼坊ヘ縁アル者ナレハトテ、例ノ馳  
走役ノ外ニ途中マテ出向テ案内スヘキノ旨ニテ、領堺ヨリ先駆セラレシトナン、

同家中加藤数右衛門 先生又イトコ

此外親類知音数多咄サレシカトモ忘レヌ、

先生久シク江戸ニ遊ヘリ、諸家ヨリ招レシカトモ職禄心ニマカセサルユヘ仕ヘズ、元禄十三  
辰年松平下総守忠雅備後福山ヘ城主カワリノ時ニ先生ヲ招カル、コレモ辞セリ、再三辞シ  
玉フ上ニテ、シカラハ養子数右衛門ヲ抱ユヘキ間、マツカレト共ニ一旦福山ヘ来リ玉ヘカ  
シ、去留ノコトハ先生ノ意次第ニテ、抑留スヘカラスノ旨堅約アリテ、数右衛門ヲ馬廻ニ  
シ、二百石賜フ、既ニ江戸発足ノ期ニノソミ時、疫ヲ病テ死ス、依之又々養子アレカシト  
再三進メラレ、親族ノ中大番ノ大岡助七弟丈助ヲ養子トス、則中ノ番役ニヨヒ出シ三十人  
扶持賜リ、別ニ先生ヘ隠居料用過分ニ賜テ福山ヘ趣キ玉ヘリ、

福山ニテ用人役ヲ頼レシニ、至極辞退アリシカトモ再三強テ頼ラル、因テ先生モ種々ノ中分  
有之、其上ニテ請テ勤ラレ功アルコト許多ナリシ、然トモ役用ニ係リシ事ハ毛頭云レヌ、  
但シ軍術ノ全話ニ語ラレシニ三条ヲ記ス、

石州銀山ハ古ノ福尾越中守カ在リシ山吹ノ城ニテ、今以銀ヲ堀出ス故ニ、常ニ一万全ノ人ア  
ツマリ甚繁花ノ地ナリ、平日ハ公儀御代官ノ支配也、非常ノ変事アラハ石州浜田城主・備  
後福山城主ヨリ人数ヲ出シテ守護スヘシ、事広大ナラハ安芸広島城主ヨリモ人数ヲ出ス  
ヘシトノ公裁ナリ、然ルニ浜田・福山トモニ代々ノ城主此備ナシ、先生コレヲ心ツキテ速  
ニ備定アランコトヲ諫メラル、忠雅可ナリトシ先生ニ命ス、先生マツ銀山ヘ趣キ御代官ニ

会シ、其旨ヲ談シテ則山へ入テ一見シ、コレヲ紙張ノ図ニウツシ、帰リニハ浜田へ至リテ其役人ニ会シ、守護ノ手配ヲ分チテ議定シ其備ヲ詳ニセラル、忠雅大ニ感セラル、

備後鞆ノ津ハ福山ヨリ十七町有之テ領ノ内ナリ、コレハ西海ノ要津ニシテ、東ハ讃岐西ハ鞆ニテ其間ノ海上廿三里アリ、西国ヨリ上ル舟此間ヲ通ラサレハ別ニ通ルヘキ海ナシ、故ニ爰ニテ遮リ留ル咽喉ノ場ナリ、因テ先生心ヲ用テ守御ノ術ヲ定ラル、常ニ番所アリテ物頭一人・騎士十人・同心三十人・目付一人・徒士目付一人・町目付四人・舟手二十人居テ守護セリ、

福山故城主水野美作守滅亡ユヘ、浪人トモ領分中ニ数百人住居セリ、明城ノ内御代官支配アリシカ、皆々百姓・町人ニ類シ刀ヲ帶スルコトヲ禁ス、浪人等甚タ歎スレトモイカントモスヘカラス、先生微志アリテ忠雅ヲ諫メ旨趣ヲ伸テコレヲ許サンコトヲ乞フ、忠雅可トス、依之一郷ヨリ一人、一町ヨリ一人浪人等先生ノ宅へ来集スヘキ旨ヲ触レテ各会合セシカハ、先生旨趣ヲ書付テコレヲ示ス其書付事ナカク志レシユヘ略ス、尔時産上ノ某満座ヲ顧ミ涙ヲ流シテ先生ヲ拝シ曰、私共不肖ナカラ累代ノ武士タリ、然ルニ古主滅亡ノコト悲歎ノ涙未乾ニ、腰刀ヲ帶スルコトヲ禁セラレ今日コレへ伺候スルニモ一刀タリ、老年ノ者ハ是非ナシトモ存スレトモ、子弟ノ若者トモハ且暮コレヲ愁歎ス、シカルニ唯今当城主ノ御免アル事、高大ノ御厚恩何ヲ以カコレヲ謝セン、コレヲ存ハ各若明日ニモ異変アラハ、御下知ニ随ヒ御馬前ニテ討死仕セメテコレヲ奉謝ノ外ナシト云、各何レモ某カ申上ル通、難有次第トテ声ヲアケテ流涕セリ、翌日ヨリ領分中ノ浪人ミナ々来テ拝謝セリ、此事先生ノ一言ヨリ免サレシト云コト誰云トモナク流布ス、因テ彼浪人トモノ内志アル者共、五節句暑寒ニハ来リテ安否ヲ問シサレハ、先生福山ヲ立去リテ洛ニ上ラントテ、暮比ニ川舟ニノリ川口十七町ヲ経テ鞆へ到ラレシニ、彼川口ノ川端ニ行燈十四五モ見ユ、先生不思議ナル事カナ、何事ニテカ人アツマリヌラント云テ、其前ヲ漕過ントセシニ辞ヲカケ、若其舟竹下殿ナラハ漕ヨセヨ物申サント云、先生心得スナカラ漕寄セテ見玉ヘハ、近辺ニ居ル浪人トモ十七八人先生ヲ拝シテ曰、今度御役ヲ上ラレシトハ承リヌレトモ、定テ此地ニ御隠居アラント存セシニ、急ニ上方へ御上リト承驚入候、因之遠方ノ古傍輩へハ告知ラスル間モナク、近辺ノ者トモ申通シ各御暇乞ニコレ迄罷出候、ヒトヘニ親ニ分レ候心地ナリト落涙シ、面々ニ酒又菓子等ヲ呈シテ別レヲ惜メリトテ、先生コレヲ語リテハ落涙アリシナリ、

先生屢勤功アリ、シカトモ無拗旨アリテ再三願フテ鼓仕ス、忠雅直ニ其旨ヲ命シ、且別荘ヲ賜リ閑居ヲトシコトヲ命シ、恩幸甚タ渥シ、先生コレヲ謝シコレヲ辞シテ不受、別ヲ告テ即日舟ニ乗テ上方ニ登リ玉フ、

親族大岡能登守南都ニ奉行タリシトキハ、先生モ南都ニ住玉ヘリ、此時入魂ノ僧二人アリ、

内山上乗院亮祐 京東寺ノカケモチニテ常僧正也 真言宗 亮祐ハ桑山修理次男ニテ

美作守弟也、茶湯好ナリ、故ニ友トシ善シ、

成乘院 法相宗四百石ヲ領ス 長谷三住子

此時南都所々ノ寺社ニ在ル古代ノ甲冑ヲ見玉ヒ、亦甲冑ノ製等モ習ヘリ

此時ノ御門主御能書ナリシユヘ、能登守御筆跡ヲ頂戴センコトヲ願レシニ御詠ハ遊レマシ、古歌ヲ遊レンホトニ望ノ古歌ヲ書テ上ヨトアリ、乃チ先生ヲシテ古歌ヲ書シメ、コノ歌ヲト願レシニ 宮御覽アリテ、コレハ今ノ代ノ能書カナ、カヽル手書在ルニ我筆ヲ賜ワランハイト恥シキ事ナリトテ、下シ賜ルマシキノ旨アリシ、美濃守申ハ御筆ノ勝劣ニハ及フヘカラス、御住ノホトヲコソトテ強テ請ウケラレシ、

又能登守伊勢山田奉行ノ時ハ、先生山田ヘ行テ暫ク滞留アリシ、神職ノ内三日市兵衛太夫<sub>後</sub>

セウシント云

山本采女末高等至極入魂ナリシ、就中采女ハ先生ヲ父兄ノ思ヒヲナシ、四日市

ノ寓居ヘモ度々訪ラヒセヒニ、山田ヘ隱居アレ、別荘ヲシツラヒ僕從迄乏シカラサルヤウニスヘシト再三請待アリ、死期迄モ音信絶サリシ、

先生諸邦ニ周流シテ妻ナシ、福山ニテ故城主美作守家人山下喜兵衛カ娘ヲ娶レリ、子ナシ、先生死後ニハ榮善院ト号ス、先生相聲ハ同家中亀井新八・吉川金右衛門也、榮善院モ丈助カ許ニハ居玉ワス、亀井・吉川カ宅ニ居玉フ、故ニ両士ヘモ予書通ス、

先生又江戸ニ寓居年アリ、然ニ眼疾ヲ患ヘ玉フ、又忠雅モ城主替ニテ勢州桑名ヘウツラレ、丈助及ヒ亀井・吉川モ爰ニアリ、故ニ上リテ四日市ノ駅ニ居住アリ、此地モ浪人刀ヲ帶スルコトヲ禁ス、然トモ大岡越前守ノ世話ニテ御代官ヘ断リテ刀ヲ帶スルハ先生一人也、

四日市ノ村民甚タ其德ニ懷キ仰敬セリ、就中森本長八ハ他ニスクレテ懇ニシ、我別荘浜ノ新

町ノ亭ヲ修復シテ先生ヲ招待シテ父ノ如クニ仕フ、先生此家ニテ終レリ、

先生老衰病痼日々ニ重リ、享保九年九月九日ツヒニ卒去アリヌ、予メ死ヲ決シテ聊ノ憂ナシ、サレハ終リ玉フ日ニヤ医師千種見伯来リテ脉ヲ診セント云、先生笑フテ予死ヲ今日ニ決セリ、何ノ為ニカ脉ヲ診セサセンヤ、但シ医師ノ病家ニ到リテ脉ト云ハ職分ノ通例ナレハ慰ニ診セヨトテ一笑アリシ、其操ノ正シキ事コレヲ以テ知ルヘシ、

葬礼ハ同邑心光寺ニテ執行ス、法号ハ則善居士ト云、棺ハ同邑カワテ町仏生院ニ埋ム、後又桑名本当寺へ遷セリ、

訃音漸ク十月名護屋ニ聞ユ、予大ニ驚キ使ヲ馳テ吊ヘリ、此後書ヲ亀井新八・吉川金右衛門ニ寄テ後室ノ安否ヲ問ヌ、

予明眼院ニ石牌ヲ造立スルノ志アリ、然トモ故アリテ未果シカルニ、今秋重陽ハ一回忌ニ及ヘリ、因之同門ノ士ヲ会シテ吊之如左、

九月九日

則善居士一周忌ノ追善和歌ノ会於練兵堂

興行会集門人

小菅佐伝次範言

近松桑十良茂政

馬場伴太夫意信

高田林左衛門清将

河村林治良治時

馬場六右衛門信胤

賀嶋新兵衛盛之

高木半太良規当

藤田忠藏次章  
馬場善左衛門信門  
正六位下総守敬忠

床

香炉 香名薄雲

掛物 花入 先生自製竹筒名手探 菊花 文基 懷紙載之

酒 栗

此掛物ハ享保四己亥 予ニ賜ル色紙ナリ、如左、

離別

梓草やたけ心もよはり行末はるかなるたひの別路

茂矩

大その重陽は

深嶽先生の身まかり強ひし、まことに一年のめぐり来る月日ハいとやく、立つりしをは  
かれしや、いそかぬ隙の釣はやミ

別言し秋のかふは来にて李

七年以前旧里へ帰りたまハんとて離別の歌よみて、強クしにすせかすこせ 水壺を一軸  
として香を焼、酒をそなへ、人々ともに懐旧の歌よミて詳しぬ、かりそめの離別とおもひ  
し和歌も今ハ形見となりつるそかなし、

長義世のかこみとすなる別路にこゝろありける大和無の葉

詠懷菖和歌

範言

かりそめの筆のすさミも今更に昔をしとふ光るへとすなる

意信

けふさらにしたひてそ見るミつ草の海にとゝめし人の言の葉

茂政

世々までも猶しかはめやものゝふのみちのをしへの道をしたふて

清将

をこたりて栄ハぬ身ニものはるゝ殊にむかしの人かをしへハ

治時

いにし秋の別れもけふそめくり来て猶したハるゝ袖のつゆけさ

信胤

今ハ世になき名そしかへものゝふのみちのをしへをきくにつけても

盛之

いにしえをたれもしのはし武士の名を強しをくかたみおもへハ

規当

武士の残んをしへはしたはるゝむかし語りとなりし跡にも

次章

武士のそのこと業を聞ことにさらにし跡をしのはれそする

敬忠

こしかたを一夜の誉としのふるに同し月日にめぐりあふけれ

信門

をしへつる道のたゝらにもものゝふの名はふりぬれと今もしたハる

茂矩

秋なくらむかしをしたふ袂にはつゆも時事も空にしられず

此詠草京師へ遣シテ長雄先生ノ添削ヲ請ヒヌ、則返書アリ、コゝニ記ス、

深嶽先生一周忌懐旧之和歌并詠御書付取下、遂一覽候、寔に可惜御人柄と捻、落涙數返全感吟候、和歌之道も御功者と相見へ候、大けなき世の道横まくらも道にて養父御とゝめと成、  
大学ニ

「存々随分御供養可被成也、」

かへらぬをさこそと日々に歎くらめ人のとしつめ道をとゝめて

おかしき事ながら御志をおもひあわせ口にまかせ申候、

長雄

長雄師ノ詠歌及ヒ同門ノ懐旧ノ歌トモ桑名へ贈リヌ、栄善院并一族ノ人々甚嘆賞セラレヌ、

平学先生略伝下巻

門人 尾府 近松茂矩 謹記

先生ノ養父横田庄三郎頼助ハ小幡勘兵衛景憲ノ門ニ入テ軍術學習年アリ、於水戸專ラコレヲ指南セリ、景憲其功ヲ感シテ一家軍伝ノ秘術悉皆授与アリシ、先生其伝ヲ受統ケリ、凡今世甲州流ノ軍術ヲ以テ世ニ鳴ル者多シトイヘトモ、皆其秘伝ヲ不知シテ教ユルユヘ大ヒニ誤レリ、当伝ノ如キハマタ他ニ比併スヘキナシ、

筑前国守黒田家ノ軍師香西庄兵衛成資ハ景憲ノ直弟ナリ、一日語リシハ景憲門人数千ノ内其蘊奥ヲ伝ヘシハ、横田庄三郎・杉山八蔵・小早川式部等ナリト云シト、其門人大野規武予ニカタリシ、

先生家伝ノ軍術得心ノ後、諸流ノ兵書ヲ伝ヘ和漢ノ武経ヲ閲シ、ツヒニ古伝ノ書ヲ看破リアラタニ述作アリ、又時ニ延宝八庚申年十一月七日ナリ、

此書甚タ秘蔵シ玉ヒヌ、先生末期ニ臨ミコレハ茂矩ヘ伝フヘシト遺言アリ、死後ニ亀井新八ヨリ来リヌ、

一一二

先生心ノ欲スルニ随フテハ兵書ヲ著述シ玉フ、故ニ門人ヘノ伝書差異アリテ一定ナラス、マヅハ軍鑑八冊ヲ伝ヘラレヌ、天人地ノ三卷ハ容易マハ伝授ナカリシトナリ、

先生諸国ノ門人アケテ斗ルヘカラズ、但シ許可ニ至ルハ終ニ六人也、左ノ如シ、

諸岡与左衛門 水戸侯ノ仕士、十文字槍ノ妙手也、鎗術ハ先生ニ伝ヘ、兵法ハ先生ニ授リヌ、

大岡治右衛門 幕下ノシニテ親族ナリ、先生ニ先ンシテ病死ス、

松平下総守忠雅 始ハ謙信流ヲ学ハレシカ得心セラレス、廢学セラル後ニ先生仕入テ指南アリテ曉達セラル、忠雅ヘノ伝書ニハ器械ノ制ヲモ加入アリシトナリ、

奥平五郎右衛門 伊東六左衛門両士トモニ忠雅ニ仕ヘテ物頭ナリ、

中嶋庄右衛門 忠雅ノ家老山田主水カ家人ナリ、先生甚タ愛セラル、曾テ語ラレシハ庄右

衛門ハ我ヲ父ノ如クニス、我老テ子ノ如クニスルコトアタワズト云リ、享保八年七月廿八日病死セリ、先生大ヒニ痛哭シ此後ノ書中ニハ必此歎アリシ、

以上六人ノ外、免許ノ徒ナシ、

先生江戸ニテ眼ヲ疾リ保養アレトモ其験ナシ、四日市ニテモ猶々アシク殊ニ其妻モ眼病ナリ、故ニ享保二年ノ秋、当国海東郡馬嶋村明眼院ニ到リ玉フテ院主ノ療治ヲウケラレヌ、其間朝夕院主ト談話アルニ当世希有ノ英傑ナルコトヲ知レリ、院主代々予家へ親シ、故ニコレヲ語ラレヌ、予其言行ヲ聞テ信得スルコトアリ、因テ再ヒ来リ玉フハ謁見セン事ヲ希フ、享保三年ノ秋先生又来リ玉フ、院主コレヲ通セラル、予九月廿一日彼院ニ到リ礼服ヲ著シ束修ヲ奉シ師弟ノ礼ヲ厚クシテ拝謁ス、先生甚タ辞セリ、於爰兵ヲ論スルコト刻ヲ移ス、漸々ニシテ師弟ノ約ヲ結フ、終日其教ヲウケヌ、

同月廿七日マタ明眼院へ至リテ学習ス、今日予述作ノ兵書先生ノ添削ヲ請フ、先生眼疾明ヲ掩マユへ、予ヲシテ読シメ間々問答セラル、軍驛伝書ノ内可貯甲冑及器械ノ名目ヲ読ヌ、先聞テ何トシテ腕ヲ残セルヤト云リ、予アマリニ日用ノ物ユへ忘レテ不載シ也、其制法ハカクスヘシト教ヘラレシ、

旅館ユへ書物ハナシ、因テ口授ノミ数年来ノ不審ヲアキラメ生涯ノ大幸不加之、

先生曰、予今マテ兵書ヲ述作スル事数回ナリ、然トモ国々ノ門人ニ授与シ、於今ハワツカニ貯ヘリ、眼病ト云、極老ト云、貯テ用ナシ、幸ニ足下ヲ得ヌレハ悉皆授与セン間、霜月下旬四日市へ飛脚ヲ越ヘキノ旨也、因テ十一月廿四日使ヲ遣シヌ、

#### 返状ノ略

一、馬鳴にて御咄申候事共御心ニ叶候段、本望至極ニ御座候、道も元来御存分御座候故、此以後御咄し茂猶々申上よく候、

一、御持参仕候書物八冊、則御飛脚之衆へ相渡し進候間、そろくと御慰に御覽被成、面白茂思召候ハ、其元ニ御留置可被成候、私儀亡眼故、此方ニ入不申候条、御手前様へ御譲り申候、一、城取縄張之儀、一毛も不相残御咄し可申候、

申上度儀共候得共、亡眼他筆之仕合故申残候、恐々謹言、

十一月廿五日

竹之下平学 不眼故印判此免可被下候

享保四年二月廿七日神宮ニ參詣シ、帰路廿九日四日市ニテ先生ノ亭ヲ尋テ拜謁ス、弟幸十郎茂政、門人小菅佐伝次範言同伴ス、二士モ始テ先生ヲ拜ス、二士ハ外ニ宿シ予ハ先生ノ亭ニ宿シ、終夜イねス兵ヲ論シ、旧冬賜リシ八冊ノ内得心セサルノ旨ヲ尋ヌ、此時甲冑製ノ大意ヲ伝ル、又当夏馬嶋へ行玉ヘル時、予カ許ヘ立寄ルヘキノ旨ヲ約ス、

同四月下旬四日市へ迎人ヲ遣ス、同晦日先生乃渡海アリテ暫ク滞留アリ、此時許可ヲ賜フ、但シ眼病ユヘ宮崎文忠コレヲ書ヌ、文忠コレヲ書ヌ、文忠此節ハシメテ先生ヲ拜シ、予ト共ニ兵譚ヲ承レリ、  
又詠歌ノコトトモ語ラレシニ折節、五月雨ノ小止ナカリシカハコレヲ題ニテヨミタマヘカシト云シニ、

五月雨やふるやの軒の榴庇ひさしくはれぬ空にも道哉

同五月五日明眼院へ到リ玉ワントテ、

離別

梓草やたけ心も弱り行すへはるか成たひのわかれ路

此二首ハ色紙ニト望ミシニ眼病ニテ辞シ玉ヘトモ、再三請フテ認メラル、離別ハ予カ許ニアリ、五月雨ハ文忠ニ賜リ、又予馬嶋へ送リテ帰ル、

同年冬笠井軍治ト云浪人ヲサシコサシヌ、予家人トス、此者ハ勢州神戸町人寫太良次カ弟ニテ同国ノンベ村甚兵衛カ養子タリシカユヘアリテ、流落シテ先生ニ便リテ来ヌ、生国ユヘ伊勢地へ度々往来セリ、因テ先生ト数度書通セリ、

来書略

一、其御地中条伊豆守殿、先月初比当四日市角屋兵左衛門と申者之方ニ御一宿被成候節、床

二竹之花入懸候を御覽被成、殊之外御誉め、兵左衛門ニ御所望被成、御持せ被成候、其節此花入ハ利休流寸法無残所候か、何人之作者と御尋候故、兵左衛門申上候は、竹下平学と申桑名方隠居御座候か、此人切被申候、此人ハかやうくとくわしく申上候得ハ、尤成義むさとしたる者之切たるにてハ無之、扱々平学ハ心床敷候、面談もとけ物語杯聞、度々さすかの茶人とおもわれ候、夫々平学へ茶を送り、度々我等知人ニ無之故、直ニハ遣しかたく候、其方迄指こすへき間、進つ入よと被仰付、翌日御帰被成候、代る所頃日右之兵左衛門方迄御茶被下候由にて相届け申候、近比ろしほらしき被成方過分至極ニ存候、世の一年之御音信と違、御茶之儀ニ候へハ、御礼延引申儀、無礼之至ニ存候、程近候ハかの御玄関迄直兵衛仕、御礼可申上候得共、遠方と申不眼之拙者早速猶任心底候、先々便状を以御家来中迄御礼申候事ニ候間、乍慮分貴様迄御届奉頼旨、平学申越候由にて、右取次衆迄御届可被下候、委細ハ此便面上ニ御物語可被申上候、

如此ニテ口上ニハ其元御老中ノ事ナレハ、定テ常ニ参ラルヘキ間、師弟ノチナミユヘ、私御礼申上呉ヨト申越タル振ニテ一礼申呉ヨトノ事也、前々ヨリ玄関マテハ至レトモ、於屋敷ハツヒニ謁セシコトナシ、此状十一月二日ニ来リシユヘ、四日ニ罷越、用人ヲ呼出シ右状ヲ渡シ逐一ニ演説セリ、他日対面スヘキノ旨申来リシユヘ、同九日罷超テ謁ス、イト懇ニテ先生ノ事モ申出サレクワシク尋ラレヌ、其旨先生ヘ申遣セリ、コレヨリ後、伊豆守時々音信アリ、又竹花生ヲモ頼ミキリモラワレシト也、翌年公御参宮御供ニテ四日市止宿ノ時モ粕漬ノ鮎ナト送ラレ、安否ヲ問レヌトカタラレシ、

#### 来書略

一、中条殿へ去ル九日御越御面談之よし、私譜も筆ニ御座候よし、其趣源左衛門帰候時分可被仰聞候、

一、竹の花入二ツ斗御所望之よし、先ハ承届候、花入と申事ハ段々わけ有事ニ御座候、いさいハ源左衛門ニ物語仕候間、御聞可被成候、其物語御聞届被成候ハ、おいしく竹之儀可申進候、一、筆紙二枚被遣候、中々眼くらくかゝれ不申候故、源左衛門ニ持参候而、返上申様ニ被申候所ニ、いか様ニ成共認くれ候様ニ申候ニ付、源左衛門を側ニ置、すミを付たる迄御座候、いやはや目くらき故、口おしき次第二候、歌ハ私頃日よミ申候歌にて候、

十一月晦日

右ノ色紙如左、

月之歌

年経ぬる草の戸なから住あかぬ土之路そしるやよゝの月影  
蟄の屋にいつまてかくやしほかまのけむり斗をよにハたつらん

来書略

- 一、馬嶋之事、とかく春中と心かけ申候、
- 一、花入切様之事、書付ニ<sup>而</sup>ハ埒明申ましく候、面上御咄し可申候、殊の外秘伝ニ<sup>而</sup>候へ共、御伝受可申候、
- 一、反古の中<sup>方</sup>見出し候書物共、御慰ニ進ミ候、御覽可被成候、我等自筆之軍書も一冊有之候、

極月廿三日

此自筆ノ書ハ天人地三卷ノ内、地卷ナリ、残二卷ハ中嶋庄右衛門カ所持ノ本ヲカリテ写セリ、

享保五庚子年二月廿五日先生書ヲ寄テ曰、来月馬嶋へ行ヘシ、其用アル間家人軍治サシコスヘキノ旨也、因テツカワシヌ、三月初佐屋へ渡リ馬嶋へ到リ玉ヌ、予即行テ拜謁ス、同三月十三日宮崎文忠林治紹ヲ誘フテ明眼院へ到テ談話刻ヲ移セリ、同三月 神宮へ詣ス、先生ノ命ニヨリテ廿四日内宮神主山本采女末高ニ会ス、廿六日桑名ニテ中嶋庄右衛門ニ会ス、暫ク兵ヲ論ス、此節先生馬嶋村ニ居玉フユへ、四日市へハ立寄ス、

同五月下旬先生馬嶋村ヨリ帰ラントテ予亭へ立ヨリ暫ク滞留アリヌ、同廿九日甲州流唯授一人ノ秘伝并先生自己發明ニテイマタ他伝ナキ秘術等悉ク相伝アリヌ、六月初軍治ヲシテ送ラセ旧里へ帰リ玉ヒヌ、

此後先生マスタ々老衰アリ、眼ハ一向ニ不見、殊ニ内室腫物ヲ煩ヒ玉ヒヌ、故ニ使ヲツカワシ書通度々ナリシカトモ、当時ノ用事ノミニテ他事ニ及サルユへ記サズ、

享保六年ノ秋笠井軍治種々不屈アリ、因テ暇ヲツカワセリ、其旨趣先生へ申達ス、先生モ甚  
タ怒リテ再ヒカヘリミラレヌ、

享保七壬寅年四月初神宮ニ詣テ、同六日四日市ニテ先生ヲ拝ス、小菅範言モ同伴シテ謁セリ、  
先生曰、行軍六十八歳ニ至リ病痾日々ニ厚シ、再会期シ難シトテ手自製スル所ノ竹花入ヲ  
賜フ、コレハ先生七眼ノ後ニ切ラレシ故ニ手探リト称セラル、筒也、予落涙シテ賜ワリヌ、  
又桑名ニテ中嶋庄右衛門ニ会セリ、

此後予大ニ病或ハ触穢等ニテ勢南ノ行ナシ、故ニ此会ヲ限トシ先生及中嶋ニ永訣ス、  
ア、悲哉、

#### 来書略

伊勢へ御代参被遣候由ニテ御礼忝致拜見候、先以貴様度中より近キ比まで御煩被成候由、遠  
方故不存、御無沙汰いたし候、今程ハ御本腹之由目出度存候、御家内皆々様御息災之由珍重  
不加之候、皆々様より御念比之御伝言、御家来小出勤内方被申聞候、

一、私夫婦病氣之儀御尋被成候、兩人共ニさんく之様体ニ候、私儀老体此節ハ死去を相伝申  
斗候、女共之儀いまた五十二不罷成候程病つまる所、無心元私心底は案可被下候、御伝言之  
趣申聞候所、山々忝由申候、来春ハ御参宮候ハ、御立寄可被成候よし、夫迄之存命無心元存  
候、

一、其元御門弟衆御繫昌之次第、具ニ被仰聞珍重御事御座候、夫ニ付軍書も候ハ、可進よし  
外ニ無御座候、内々方御咄し申候ことく軍法と申候ハ、数万人を引まわし申事ニ候へハ、書  
物ニかゝわり埒の明キ申者ニテ無御座候、軍の法式と申儀ハ、一通り巻有て、今戦懸引籠城  
城攻之儀ハ、大將軍奉行之智略武略ニテ其時々之働ニ有之事ニ候、これハ貴様ほとニは軍学  
被成候てハ御合点ニテ可有御座候、

コレハ此地入門モ多ク兵談モ繁キ旨ヲ告テ、若ヤ前ノ伝書ノ外ニ書物御見出シモアラ  
ハ可賜旨ヲ云ツカワセシ返答也、

一、中嶋庄右衛門事、気色本腹なく七月廿四日相果申候、近比おしき者ニテ御座候、今一人  
庄右衛門同前之者、桑名ニ有之申候、是も大病無心元事ニ候、ふつりくと死うせ申ニ付、あ

されはて申候、殊ニ私友と此世のたのミ無御座候、

一、幸十郎殿及左伝治殿、春助殿御堅固珍重存候、何も凶後可被下候、御心ニ入太七事まで御たつね忝存候、いまほとハ桑名ニ中間奉公仕候、

一、馬嶋之様子被仰聞候、隠山老御事心ゆかしく存斗ニ御座候、最早私儀此年相叶不申候故、舟の乗下り不罷成、七里之間舟存こへ候へハ、其元へ参り得御意候事存切罷在候、うみやま御残多奉存候、来春まで存命、此方へ御越候ハ、御目ニかゝり可申と、是のミたのしミ罷在候、委細貴殿申上度候得共、状をこのミ候もたいくつまいり、早々如此ニ候、恐惶謹言

九月三日

竹下平学

尚々孫之丞様へも能々御心得可被下候、御役儀御のかれ候てハ、御はりやひなく御隙過、御病者ニ相成候物にて候間、御心を御付、御氣のつまらざるやうに被成候か、何方之御孝行にて其外申度事沢山ニ候へ共、かきりなき事ニ候間、早々申上候、

御家来衆伊勢へ取遣候ニ付、貴書殊ニ御酒一樽被掛、御意忝奉存候、如仰段々寒氣ニ候得共、御家内御堅固ニ被成御座、目出度存候、先月十二日奥方様御平産御男子ニ而、則御名をも太郎殿と御付被成候由、旁珍重成御儀御座候、何様御満足奉察候、宜御心得可被下候、  
一、貴様御事、軍学御精出御指南之旨

中納言様御耳ニ入、御機嫌ニ思召、御ほめ被成候由、御本望之至拙者迄大慶奉存候、弥御工面よく御興隆可被成候、大御家中は人多き中ニ近比は手柄御座候、

コレハ其武芸指南ノ儀御尋ニ而申達、御褒辞ノ旨申遣ス返答也、

一、来三月御参 宮可被成候間、私宅へ御立寄可被成由、御面上ニ御咄とも可承候、それ迄存命ニ候へバ能御座候が、私も何とやらん、よわり付、明日のほとも不被存候、女とも病氣御たつね忝存候、此物気筆も同事にて、ひたと桑名へ遣し草臥申候、私義眼ひしとやミニなり、耳不避ニきこへ不申、両足共ニ立居不自由、殊ニ頃日少々けいたしなんき仕候、

一、世上末下直御程儀可被成候、桑名にて同者友ともこまりはて申候、

一、森本長八へ御伝言即刻申聞候、

一、幸十郎殿、左伝次殿御堅固目出度奉存候、能々御心得可被下候、あわれ氣力能候ハ、

今一度其元へ罷越、可得御意物をと存斗にて御座候、それハ叶申間敷と口惜存候、

一、於馬嶋隠山老御そく才珍重存候、御逢候ハ、御ゆかしく候段、御心得可被下候、其外老僧達御無事ニ御座候哉、何れもく御なつかしく候、

一、宮崎春助殿ハ御そく才ニ候哉、鳥ヶ地村才兵無器いられ候哉、久敷状通も不仕候、

一、中嶋庄右衛門事、日々ニ存出し残多キ事ニ御座候、とかく世中ハゆめにて御座候、申進度事山々候得共、筆頭にてハはてのつき申候事にてハ無御座候故、是までにて早々申上候、

恐惶謹言

十一月廿八日

竹下平学

尚々孫之丞様御堅固ニ御休息奉存候、さりながらひまニ成候へハ、疵者成物ニは御座候、とかく人ハ身をうこかし候か、葉ニ候間は在宿まれニ被成、ひたと御あるき被成候様ニ御すゝめ可被成候、且又うたも御よミ候よし、此方へもかきつけ被下候、よろしきやうニ被存候、うたハ不強よミ候ハ手ハ上り不申候、其元之儀候間よきは方可有御座候、私などハ氣筆ニ取まきれ、旁機嫌も御座なく候、たれもたつねくれ候者も無之候故、毎日わたつニあたりふせり罷在候、それゆへ氣筆も不宜、さひしき斗ニくらし申候、皆あまりの事ニせつなうたよみ申候、別紙書付進申候、

以上

一一九

閑居

とわれぬもよしや中々かくれ家に人目おもわへの住とおもへハ

頼英

先生兵学ノ暇日ハ芸ニ遊ヒ甚タ多能ナリ、其大概左ノコトシ、

馬術 幼ヨリ数流ノ馬師ニ会シテ尋ラレシニ、兎角ニ新流ハ軍用ニ不完トテ、ツイニ大坪

流ヲ学ハレシ、因テ予ニ示サレシ一語アリ、如左、

先生或ル夜話ニ、凡ソ馬ハ袴ノ上ノ譴方ニノミ心ヲ用ルハ大ニ誤レリ、初テ手綱ヲ学フヨリ軍用ヲ宗トセサレハ用ラレサルナリ、世上ノ馬師ノ甲著テノ馬上ト袴著シテノ馬上ト品替リ習モ違ヘルト云ハ可笑ノ甚シキ也、スヘテ馬ハ何ノ為ソヤ、軍

ニ用シカ為ナラスヤ、嚮ニ伝ヘシ、軍馬及ヒ練御伝ノ趣ニテ他ノ誤リヲ知ルヘシト云リ、練御伝ハ十卷アリ、先生ノ口伝ヲ筆授シ訂正ヲウケタル書也、軍馬ハ諸流ノ蘊奥ヲ探索アリヌ、但シ其術ハ中嶋庄右衛門ニ聞ヘシトアリシユヘ、中嶋ヨリ伝ヘヌ、然トモ騎射ハ逐一ニ口伝アリテ其説ヲ集録シヌ、尤伝書数十卷有シカ流洛ノ間ニ失シト語ラレヌ、悉ク騎射ノ書ニアルユヘ爰ニ略ス、馬ノ目利方及ヒ馬医ノ術ハ宮川久来之助カ弟子、佐久間儀太夫ニ随フテ師檢流ヲ習ヒ玉ヘリ、儀太夫子、内蔵介ハ竹中左京ニ仕ヘリ、

劔術 体捨流ヲ稽古アリヌ、

槍 宝蔵院流ノ十文字ヲ水戸ニテ諸岡与左衛門ニ習ヒ玉ヘリ、予カ亭ニ遊ヒ玉フ時ニ眼疾明ヲ掩シカトモ、厚望セシカハ刀槍ノ術ヲナシテ見セラレ其秘術ヲ伝ヘテ語ラレシハ、此技長シテ十文字ハ直鎗ニツカヒ直鎗ハ十文字ニツカフ、業ニ至ラサレハ用ニ適セズトナン、

礼法 先生代々小笠原家ニ仕フ、故ニ彼家伝ヲウケラレタリ、

茶湯 山田宗編ノ高弟ニシテ宗且流ナリ、彼宗編ハ紀州イハラキノ門徒長徳寺カ子ニシテ茶ニ名高ク江戸ニ在リ、先生師トシ殊ニ親シ、故ニ其奥秘トスル花生製法、茶■ノ製法等モ伝ヘラレ、殊ニ花生ノ切方精妙也ト耽茶輩ハナハタ嘆美セリ、

有職 先生奈良ニ在シ時、縁アリテ伏原三位幸卿ノ門ニ入テ学ヒ玉ヘリ、又武家ノ古実ニモ委シ、

神道 コレハ江戸ニテ吉川惟足ニ伝授アリシ、其余ノ技芸ミナ学ヒ玉ワスト云コトナシ、又琵琶ヲ弾シ平家ヲ語り玉フ、コレハ小寺流ナリトカヤ、四日市ニ幽居アリテハ常ニ此コトヲノミ樂シメリ、桑名ニ松野太四郎ト云町人アリ、此者好事ニシテ謡鼓ナトヲ教テ業トス、平家ヲ好ミテ十月十五日名護屋七寺ニ座頭ノアツマリ弾スルヲ聞テ年毎ニ凌海シテ聴リ、彼レ先生ノコレヲ樂メルコトヲキ、テ四日市ニ行テ

厚望シ、月々趣テ習ヘリ、先生モ志ツヨキ者ナリトテ愛セラレシ、予ハ其名ハ聞テ未会リシニ、享保六年辛丑三月廿日津嶋ニ至リ神拝シ、日光院トテ知りタル山伏ノ許ヘ立寄シニ、頃日桑名ヨリ能方ノ師キタリテ当村ノ者トモ習ヌ、今日ノ饗応ニ呼テ囃二三番サセントテ各集メシニ聞及シ松野ナリ、互ニキ、シコトナレハ一見シテ則旧知ノコトク終日カタリ、私亭ヘモ呼テ先生ヘ伝語ナトヲモイタセシ也、予四日市ヘ到シ夜

先生側ノ琵琶ヲ弾シ一曲ヲカナテ、語ラレシハ、琵琶ハ堂上ノ御翫ヒ、或ハ遊民盲目ノ業トナリテ武士ハ不学コトニナリ行伝レトモ古ハシカラス、北越ノ宇佐神駿河守良勝モ常ニ好ンテ弾セシトナリ、一年謙信信州西条山ニ陣セラレシニ、信玄両宮ノ渡リヲ取切、越後ヘノ帰路ヲ留メラレシカハ、謙信ノ陣中大ニ騒キ立テ喧シ、サレトモ謙信些トモ驚カス、良勝ヲヨヒテコレヲ静メヨトアリシカハ、良勝畏テ己カ陣屋ヨリ琵琶ヲ取ヨセテ平家ヲウタイ弾セシカハ、陣中一同ニヒソ々ト静リシトナン、音声ハヨク人心ヲ感セシムルモノナレハ琵琶トテモスツヘキニ非ス、今年友希ニテ然モ眼クラク、唯独琵琶ヲ携ヘ歌ヲ詠スルハ、聊蟬丸ノ面影ヲ慕ヘルヤト近辺ノ人ハ笑ヘルトテ一笑アリヌ、

先生モトヨリ能書ナリ、水戸ニ畠山牛庵トテヨク古筆ヲ目利スル者アリ、コレト親シキコレカシカ許ニテ中院大納言通茂卿ノ真蹟ヲ尋得テコレヲ写サレシ、故ニ先生壮年ノ筆痕ハマ、公卿ノ筆ト極マリシモアリシト也、

先生幼少ヨリ和歌ヲ好マル後ニ宇都宮下総守カ執シ申テ、日野大納言弘資卿ノ門ニ入テ御添削ヲ得ラレヌ、先生曰、予ハタ、興ニ乗シ景ニ臨ミテハ一首ノ詠シ情ヲ述ル耳、シカレハ後々ニ残シテハ笑ヲ招クコト多カラヌユヘ、書留ス詠シ捨ルノミト云リ、コヽニ記スルハ予ニカタラレシヲ終ニ記シト、メヌ、

弥生上の弓張月の比、備後の国よりみやこの方へまかるとて、明石の浦ニ舵をとめて一夜をすこしぬ、

月もいりぬいかにしてかハ明石瀉なんの音さへよるハさひしき

卯月はしめつかた吉野山へのほりて  
ちり尽す道も吉野の山桜匂ひハ残る峯のしら雲

あつまへまかりける時、清見か関にて  
清見浦たれる年とも過やらぬこゝろの関か三穂の松原

同じ時しきたつ沢にて  
春に来て思ひやるさへあわれなりしきたつ澤の秋の古しへ

秋もすへのかた野外ニ遊ひて月を見伝りて  
老か身ハなをも名残のおしき哉あきも末野の露の月願

明眼院の仮山ニ遊ひて即興  
枝かたき木々のこすへの願かけてあさくハ見へぬ庭の池水

風月軒 享保庚子年再遊、予亭之時詠之  
六月中の比、近松茂矩か許へかりして語りくらしぬ、月軒端ニかゝりて風さえい  
とすゝしかりけり、此家居風月軒と名つけ度などいへハ、あるしもおかしかりて、  
さらハ歌よめと聞へしほとに、

すさのくる軒端の風も秋ならハ此夕暮の月もひとしほ

先生別ニ蜉蝣軒夕山ト称セラル、其記アリ、軍治度々渡海セシ、此賜ヒヌ、因テコ、  
ニ記ス、

蜉蝣軒記并歌二首

度々蜉蝣軒をものしてしかくのやとり所とす、蜉蝣はいのちはかなきものにて、朝耳か  
けるひゆふへをしらぬと吉田の法師もいゝけり、今予かいふところはさることにあら  
す、世にかしこくさへあるものハ人も遊る、さて松の浦から高き賤きとなくとひとはれ

て、かならず隣ありと見へたり、われは拙く首眼のむかしよりものゝ類のあらけなき中  
ニ触あそひて、儒門の窓をうかかはされハ、ものゝことわりうとく、我なす道に堂をた  
と／＼しらされは、難波のよしあしも心耳わかたす、幸ひのあるなしをいふ、ついはれ  
つすることはれ智往ありて、世のため人のためよきものゝ上なむめり、何のどくいな  
く米家のたくひなにわかさるやうのものは世にもあるに、かかれき海士小舟五十路あ  
まりのけふまでも命つなき斗成へし、されは道ある世にすみながら、かくあらきミつか  
うこそせちに面ふせなれたれ、杉の戸にあらねは門とち窓さしこめて、つれ／＼とのミ  
あかしくらしぬ、かゝるもののくせにてあたら春の日のなかれにはあくひしのひし筆  
なる花をも空しく、軒端の風車ちらせ、さひしき■のよはしくれの雨のおとつれにこた  
へいふへきことの葉もなく、竹のかきねのしら露におきふしてひたるこそ、又たくひな  
かるへし、

世にわひており竹かきやうけるふのあるかなきといふ人もなし

これもよしありと見へてもかけるふの軒端ハかりの宿とおもえは

#### 夕山記并歌一首

僅なる武士の身こしあれと、禄を受、勤の品さためられてハ、高き賤し丈ともに等閑ならぬ  
思ひ、草柴末の不好のおきふしに安き心のなきや、世ハとれもかくてあらまし、我冠弱の比  
よりして髪なん芝のかすをとされる年まで懸成、心の水をうこかしなかるゝ月日の中にや  
まひある身と成つゝ、身のいたつきのいたつらに人のちからをやとひなんもふいにあらず、  
まいてものゝふの道ハ骨かたく筋逞くして弓射、馬ニ鞭打、左り右り馳廻るに、いと最きこ  
そ我家に生るゝかひもあらんかし、三ツわくむ翁となるさへに、やまひ手■をいたため、立あ  
くるしき老の泪しきりなるにや、いつの比より眼くらミ出て、ものゝたゝちもわからねは、  
やんことなくつかへをかへし、うき世の波をうちのかれぬ、朝け夕けのいとなミはあるにま  
かせて小車のわれもとより心の徳あなけれハ、人のとひくへきなくもとめすして、雨のよの  
草の庵静なるを幸になして四つの緒かきならし、かの性仏か語り初しことなんとうめきて  
過ぬ、かみゆひ多ほし蒙るへき時ニあらねは、優婆塞のたくひにそやあらまし、されハ今の  
名をやめて夕山となんいゝてんかし、

平和歌

人とわてさひしかるへき夕山にやとるかさても露の月かけ

先生没後ニ後室栄善院へ書ヲカセラレシ、歌トモアラハ賜レカシト乞得シヲコ、ニ加入ス、  
三月廿七日のあした四日市にて郭公の初音を聞侍りて、

源嶽

卯の花ハまた咲なくにほとゝきすまたき弥生のそう音なるかハ

左ニ記スル歌ハ先生自筆ニテ書ヲカレシヲ記ス、但シ姓名ナキユへ自詠他詠サタカナラズ、

長し短しといふ心を

春の日をなかしみしかし玉鋒のみちゆく人のいそくこゝろハ

述懐

なすこともたぬ身ニこそしらはり人ハよわひの長丈ものかハ

帰厂

春深くかすめる空になく雁は人も路ふ宿や分て行らん

山家花

世をはたゝ花ニまかせて見よし野のやまおくら戸ハ人もまたれす

海辺霞

もしほたくけむりの末のなひきあいてかすみやいつこ丈つ白浪

山家

年へぬるかけひとくちて山里にしたゝる水の音のさひしさ

美衣

華の筆こそめし多もとも春過てけふの卯月にかえまくもをし

山人稀

そま木ひくつるてのこへハきこえても来る人見へぬ山の下いほ

五位なりける人の家にて

寄松祝

今こゝに松もいつこのくらゐ山ともに千年と君や径なまし

待恋

まつといひこむとちかひし時更てなとしのめの空や見すらん

不逢恋

つれこさを知りつゝ人の恋しきハ是やいかなる夕暮の寒

又反古の裏二題ハなしに書おかれぬる歌

世はかりやうき中川の瀬々の浪立てたてゝハあふこともなし

奈をさらによし思ふとも山里に住ましてるへき世のあわれるハ

心にも身二もしみけり秋交てしかなかく見手の有明の月

明眼院の隠居円境法印かたり始しハ、平学当院滞留之折二九月末へかた、予か庵にて虫の  
声の物あわれなりしを聞続ひてよまれし、

虫の音のよせる二つけておもふ哉きそや我世も更てゆくらん

詠歌一首以擬巻跋

ことしの秋此略伝を書つゝけ同志ニ示し伝りぬ、これを見る毎にありし、世の事とも一入  
おもひ出られてかなしけりし、まゝかくこんよみぬ

のこしをく其事草を見るからに其路の玉なすわか袂哉

享保十年九月廿日

近松彦之進藤原茂矩謹記

追加

享保十一丙午年九月九日当干源嶽先生三回忌焉、予集諸生於練兵堂詠歌予之如左、

茂矩

重陽の今日ハ

源嶽先生の三回忌にあたり侍りしかハ、いとゝしく過にし事とも思ひ出られ濔とゝめかた  
かりしまゝ、二年径しふとハありても今更にしたふこゝろハやる方そなき、同じこゝろさし  
なる人々集りて

先生の賜りし歌の

梓号やたけ心もよわり行すえはるかなる旅の別路

とありし句毎のはしめの文字をはしめに置いて歌よみてとふらひ奉りぬ、

あ 茂矩

秋くれハわけてしたハるつねとてもこゝろに残る人のおもかけ

や 治時

やとりとる野辺地草柴のふるの玉ときえにしきふ二逢そはかなき

よ

盛之

よミをきしその言のはをそふ更にしたふ名残の かたみとそみる

す

清将

過し秋をしたふ二尽ぬ言の葉をこゝろはかりの手向とハみよ

た

意信

たのみある人の形見とけふ毎に残るをしへを猶そあふけん

源嶽先生の離別の御歌を拝吟

則五句を五首ニためて奉りぬ

治時

あつさ草引もかへさて月も日も三年のけふに逢そはかなき、けふそおもふやたけ心もかひ  
なくて野辺の煙と立きえし身を、常なさを思ひしれとやよわり行、■も末野々虫の声々おも  
はすに、あすそいかなる此世とハ末はるかなる心まつひに何事も心にとめしけふありて、あ  
すなき人の旅の別路

一二七

予いとけなきより兵法をまなひ、十九歳の秋より諸生をあつめ、ことしニ至り十二年  
おしへ侍りぬ、近比ハ源嶽先生のおしへ給りし事を以てひたすら導き侍りしに、諸生  
ますく進み伝りぬ、まことに師恩の浅からぬ事とも今更ありかたく覚へ侍りぬ、

つみあつむ雪や螢のひかりより人のをしへそ身をてらし斗る

享保丙午九月十二日

近松 茂矩 拝書